第556号 本文

官報

第五百五十六號
NO. 556
昭和三年十月三十一日 水曜日
内閣印刷局

皇室令

朕宮内省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和三年十月三十日
宮内大臣 一木喜德郎
内閣總理大臣 男爵 田中義一
内務大臣 望月圭介

皇室令第八號

宮内省官制中左ノ通改正ス

第二十條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 現金ノ出納保管ニ關スル事項

附 則

本令ハ昭和四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正十年（十月七日公布）皇室令第七號宮内省官制抄錄

第二十條 内藏寮ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

四 金庫ニ關スル事項

朕皇室會計令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和三年十月三十日
宮内大臣 一木喜德郎
内閣總理大臣 男爵 田中義一
大藏大臣 三土忠造
司法大臣 原嘉道

皇室令第九號

皇室會計令中左ノ通改正ス

第二條第二項但書ヲ削ル

第四條第四號ヲ左ノ如ク改メ第五號但書ヲ削ル

四 一時金タル恩給、死亡賜金及仕拂期日ノ定ナキ賜金手當ノ類ノ支出ハ之ヲ仕拂フヘキコトノ確定シタル日ノ屬スル年度初メテ年金タル恩給ヲ支出スル場合亦同シ

第十條 御資會計財本部ニ屬スル現金ハ之ヲ地金銀、登錄國債又ハ有價證券ニ轉換スルコトヲ得

第十一條第二項第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 建築、製作若ハ修繕ノ材料ニシテ容易ニ購入スルコト能ハサルモノ又ハ急需ニ應シ難キモノ

二 供御、賜與又ハ饗宴ノ用ニ供スル物品ニシテ急需ニ應シ難キモノ

第十二條 豫備品資金ヲ以テ購入シタル物件ニシテ豫備品タルニ適セサルモノアルニ至リタルトキハ之ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ處分ニ因リテ生シタル收入ハ之ヲ資金ノ補塡ニ充ツヘシ

第十八條第二項中「勅裁ヲ經テ直ニ」ヲ削ル

第十九條中「此ノ場合ニ於テハ其ノ移入金ハ收支部ニ於ケル當該年度ノ歲入トス」ヲ削リ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

年度内ニ於テ出納上剩餘金アルコト確實ナルトキハ之ヲ收支部ニ移入スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於ケル移入額ハ之ヲ收支部ノ歲入トス

第二十條中「此ノ場合ニ於テハ其ノ移入金ハ當該年度ノ歲入トス」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

年度内ニ於テ出納上剩餘金アルコト確實ナルトキハ之ヲ通常會計ニ移入スルコトヲ得

第二十一條 土地ノ購入ニ要スル經費ハ左ノ區分ニ從ヒ各當該會計ノ歲出トス

一 林野經營ノ爲ニスルモノハ帝室林野局會計

二 其ノ他ノモノハ通常會計

第二十一條ノ二 土地ノ賣拂ニ因ル收入ハ帝室林野局會計ノ歲入トス

前項ノ賣拂代金ハ之ヲ歲計剩餘金ト看做シ第二十條ノ規定ニ拘ラス直ニ之ヲ御資會計財本部ニ移入スヘシ

第二十一條ノ三 前二條ノ規定ハ土地ノ交換ニ因ル差金ノ收入及支出ニ之ヲ準用ス

第二十二條第二項中「ニ於ケル當該年度」ヲ削ル

第二十三條ノ二 現金ノ出納保管ハ内藏頭之ヲ管理ス

第二十四條 現金ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外之ヲ特定ノ銀行ニ預入ルヘシ

前項ノ預金銀行ハ宮内大臣之ヲ定ム

第二十五條中「請負契約ニ依ルコトヲ得ス」ヲ「之ヲ直營スヘシ」ニ改ム

第二十六條 削除

第二十八條及第四十八條中「御資會計財本部」ノ下ニ「及豫備品資金」ヲ加フ

第四十九條 收入金ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外納入者ニ對シ納入告知書ヲ發シテ之ヲ納入セシム

第五十條中「又ハ納付書ヲ交付シ」ヲ削リ「指定ノ金庫又ハ主任官吏ニ納入セシムヘシ」ヲ「指定ノ預金銀行又ハ出納官吏ニ拂込マシムヘシ」ニ改ム

第五十一條 收入金ハ其ノ性質又ハ地方ノ狀況ニ依リ納入告知書ニ依ラス出納官吏ヲシテ直ニ之ヲ領收セシムルコトヲ得

第五十二條第二項中「主任官吏又ハ金庫」ヲ「又ハ出納官吏」ニ改ム

第五十三條 仕拂ヲ爲サムトスルトキハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外現金ノ交付ニ代ヘ預金銀行ヲ支拂人トスル小切手ヲ振出シ仕拂ヲ受クヘキ者ニ之ヲ交付スヘシ

第五十四條 削除

第五十五條中「仕拂命令」ヲ「小切手」ニ改ム

本文

第五十六條　隔地者ニ仕拂ヲ要スル場合ニ於テハ特定ノ銀行ヲシテ送金ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ送金取扱銀行ハ宮內大臣之ヲ定ム

第五十七條　收入金及仕拂金ノ受拂ハ郵便振替貯金ノ方法ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ受拂ヲ爲スヘキ範圍ハ宮內大臣之ヲ定ム

第五十八條　納入者第五十條及前條ノ規定ニ依リ現金ノ拂込ヲ爲シタル場合ニ於テ預金銀行又ハ郵便官署ノ發シタル領收證ハ之ヲ內藏頭ノ發シタルモノト看做ス

第五十九條第三號ヲ第四號トシ第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三　官署、公署又ハ公共團體ニ仕拂フヘキ經費

第六十條第二號及第六號ヲ左ノ如ク改ム

二　外賓接待ノ爲要スル經費

六　直營ノ事業ニ要スル經費

同條ニ左ノ二號ヲ加フ

七　旅費

八　食餌及用度ニ係ル經費

第六十二條　前三條ノ規定ニ依リ前拂、前渡又ハ概算拂ヲ爲シ得ヘキ金額ハ左ノ制限ニ依ル

一　第五十九條第一號及第二號ニ該當スル經費ハ其ノ給額六月以內ノ金額、第三號ニ該當スル經費ハ其ノ見積金額、第四號ニ該當スル經費ハ契約ニ依ル一定ノ金額

二　第六十條第一號乃至第四號ニ該當スル經費ハ其ノ見積金額、第五號及第七號ニ該當スル經費ハ其ノ所要ヲ計リ三月以內ノ見積金額、第六號及第八號ニ該當スル經費ハ其ノ所要ヲ計リ一月以內ノ見積金額但シ第八號ニ該當スル經費ハ五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

三　前條第一號乃至第四號ニ該當スル經費ハ其ノ見積金額、第五號ニ該當スル經費ハ一月以內ノ見積金額

第六十四條　請負金又ハ物件購入代金ハ特別ノ事情アルトキハ其ノ完成前又ハ完納前ト雖左ノ區分ニ依ル金額以內ニ於テ其ノ仕拂ヲ爲スコトヲ得

一　工事ノ請負金ハ箇々ニ分立シ得ヘキモノニ付テハ各箇ノ完成部分ニ對スル金額、其ノ他ノモノニ付テハ既成部分ニ對スル十分ノ九ニ該當スル金額

二　工事以外ノ請負ニ付テハ既成部分ニ對スル金額

三　物件ノ購入ニ付テハ既納部分ニ對スル金額

第六十五條　本令ノ規定ニ依リ發スル納入告知書ノ交付ハ時效中斷ノ效力ヲ有ス

第六十六條　削除

第六十七條　削除

第六十八條　削除

第六十九條　削除

第七十四條　通常會計及特別會計ニ於テハ特別ノ事由アルトキニ限リ貸付金ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外勅裁ヲ經ヘシ

第七十六條　納入告知書ヲ發シ、小切手ヲ振出シ又ハ郵便振替貯金ノ拂出ヲ請求スル官吏ハ宮內大臣之ヲ定ム

第四章　契約

第七十七條　賣買、貸借、請負其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ本令及他ノ皇室令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外競爭ニ付スヘシ

第七十八條　左ニ掲ケタル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　契約ノ性質又ハ目的カ競爭ヲ許ササルトキ

二　行幸啓先ニ於テ工事ヲ請負ハシメ又ハ物品ヲ購入スルトキ

三　供進又ハ賜與ノ飮食品ヲ購入スルトキ

四　慈惠其ノ他公益上ノ必要ニ基ツキ又ハ技術奬勵ノ爲物品ノ製作ヲ請負ハシメ又ハ之ヲ購入スルトキ

五　有價證券ノ引受、賣買又ハ地金銀ノ賣買ヲ爲ストキ

六　急迫ノ際競爭ニ付スル遑ナキトキ

七　既ニ請負ヲ爲サシメタル事業ニ附隨シタル事業ヲ請負ハシムルトキ

八　外國ヨリ物品ヲ購入スルトキ

九　特別ノ品質檢定方法ヲ施シテ物品ヲ購入スルトキ

十　見積金額五千圓ヲ超エサル事業ヲ請負ハシムルトキ

十一　見積金額五千圓ヲ超エサル建物ヲ賣拂フトキ及見積金額三千圓ヲ超エサル物品ヲ賣買スルトキ

十二　公共用、公用又ハ公益事業ノ爲土地又ハ建物ヲ賣拂フトキ

十三　特別ノ緣故アル土地又ハ建物ヲ其ノ緣故アル者ニ賣拂フトキ

十四　特種ノ事業ニシテ請負人ヲ選ヒ請負ハシムルコトヲ要スルトキ

十五　運送ヲ請負ハシムルトキ

十六　勞力ノ供給ヲ請負ハシムルトキ

十七　地方ノ狀況ニ依リ事業ノ請負又ハ物品ノ賣買ヲ競爭ニ付シ難キトキ

十八　請負ヲ爲サシメタル事業ノ爲必要ナル材料ヲ其ノ請負人ニ賣拂フトキ

十九　土地又ハ建物ヲ貸借スルトキ

二十　保險又ハ寄託ノ契約ヲ爲ストキ

二十一　競爭ニ付シタルモ競爭者ナキトキ

二十二　競爭價格豫定價格ニ達セサルトキ

二十三　競落人契約ヲ締結セサルトキ

前項ノ規定ニ依ルノ外特別ノ事由ニ因リ競爭ニ付スルヲ不利ト認メタル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第七十九條　削除

第八十一條ノ二　工事、製造又ハ物品ノ賣買若ハ運送ハ官署、公署、公共團體又ハ公益團體ニ委託シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第八十一條ノ三　土地建物其ノ他ノ物件ノ賣拂代金ニ付テハ宮內大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ分納又ハ後納ヲ許可スルコトヲ得

第五章　削除

第八十二條　削除

第八十三條　削除

第八十四條　削除

第八十五條　削除

第八十六條　出納官吏トハ現金、地金銀及有價證券ノ出納保管ヲ掌ル官吏ヲ謂フ

第八十七條ヲ第八十九條、第八十八條ヲ第八十七條トス

第八十八條　出納官吏其ノ保管スル現金、地金銀又ハ有價證券ニ付キ損失アリタル場合ニ於テハ保管上避ケ得ヘカラサリシ事實ヲ帝室會計審査局ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ辨償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第八十九條ヲ第九十條トス

第九十條ヲ第九十一條トシ同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

帝室會計審査局ニ於テ其ノ出納官吏ニ對シ辨償ノ責ナシト判決シタルトキハ宮內大臣ハ直ニ既納ノ辨償金ヲ還付スヘシ

第九十二條第一項中「帳簿及現金」ヲ「帳簿竝現金、地金銀及有價證券」ニ改ム

第九十二條ノ二　宮內大臣ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ各部局ノ職員ヲシテ現金ノ出納保管ヲ爲サシムルコトヲ得

第九十三條　出納官吏ニ關スル本令及附屬令ノ規定ハ出納官吏ノ代理官及前條ノ出納員ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ昭和四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十一條乃至第二十一條ノ三ノ規定ハ昭和五年度ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年皇室令第十九號及大正十三年皇室令第十六號ハ之ヲ廢止ス但シ昭和三年度及昭和四年度ニ於ケル土地賣拂代金ノ財本部移入ニ關シテハ仍從前ノ規定ヲ適用ス

金庫ハ昭和四年一月三十一日マテ仍從前ノ規定ニ依リ之ヲ存置ス

本令施行前金庫ニ納付セシムル爲發シタル納入告知書又ハ納付書ニ依ル納入金ニシテ前項ノ期日マテニ納入ヲ了セサルモノハ出納官吏ヲシテ之ヲ領收セシム

本令施行ノ際現ニ存スル權利ノ時效ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際現ニ存スル契約ニ付テハ仍從前ノ規定ヲ適用ス

前各項ニ規定スルモノヲ除クノ外必要ナル規定ハ宮內大臣之ヲ定ム

（參照）

明治四十五年（七月十日公布）皇室令第一號皇室會計令抄錄

第二條第二項

各年度歲入歲出ニ關スル出納ハ次年三月三十一日限リ之ヲ閉鎖シ其ノ事務ハ五月三十一日限リ悉皆完結スヘシ但シ帝室林野局會計ニ限リ出納閉鎖ノ時期ハ次年四月三十日マテトス

第四條　歲出ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル

四　退官賜金及死亡賜金ノ支出ハ之ヲ仕拂フヘキコトノ確定シタル日ノ屬スル年度初メテ恩給又ハ扶助料ヲ支出スル場合亦同シ

五　其ノ他ノ支出ハ仕拂ヲ爲スヘキ事實ノ生シタル日ノ屬スル年度但シ兩年度ニ涉ル旅費ハ年度末日ヲ以テ區分シ鐵道賃、船賃ノ如キ通シテ仕拂フモノニシテ兩年度ニ涉ルトキハ其ノ汽車、汽船ノ目的地ニ到着シタル日マテヲ前年度ノ所屬トス

第十條　御資會計財本部ニ屬スル現金ハ之ヲ地金銀、登錄國債若ハ有價證券ニ轉換シ又ハ銀行ニ預ケ入ルルコトヲ得

第十一條第二項

豫備品資金ハ豫備ノ爲左ノ物件ヲ購入スル費途ニ充ツ但シ他ノ會計ノ需要ニ應シタルトキハ其ノ價格ハ資金ノ補塡ニ充ツヘシ

一　建築修繕ノ用材ニシテ容易ニ購入スルコト能ハサルモノ又ハ急需ニ應シ難キモノ

二　贈賜、供御若ハ饗宴用ノ物品又ハ外國品ニシテ急需ニ應シ難キモノ

第十二條　削除

第十八條第二項

年度內ニ於テ出納上剩餘金アルコト確實ナルトキハ勅裁ヲ經テ直ニ之ヲ財本部ニ移入スルコトヲ得

第十九條　通常會計ニ在リテハ各年度ノ歲計剩餘金ハ之ヲ御資會計收支部ニ移入スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ移入金ハ收支部ニ於ケル當該年度ノ歲入トス但シ次年度ニ繰越シ通常會計ノ歲入ト爲スコトヲ得

第二十條　帝室林野局會計ニ在リテハ各年度ノ歲計剩餘金ハ之ヲ通常會計ニ移入スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ移入金ハ當該年度ノ歲入トス

第二十一條　土地ノ購入及賣拂ハ通常會計ノ主管トシ之ニ關スル收支ハ該會計ノ歲入歲出トス

第二十二條第二項

御資會計收支部ニ於テ歲出ニ對スル歲入ノ不足アルトキハ其ノ不足額ハ勅裁ヲ經テ之ヲ財本部ヨリ移入スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ移入額ハ收支部ニ於ケル當該年度ノ歲入トス

第二十四條　各會計ニ於テ出納上ノ都合ニ依リ一時餘裕金アルトキハ之ヲ銀行ニ預ケ入ルルコトヲ得

第二十五條　賢所皇靈殿神殿ノ造營又ハ修繕及陵ノ營建修補又ハ改築ハ請負契約ニ依ルコトヲ得ス

第二十六條　請負契約及物件ノ賣買ハ特旨ニ由ル場合及本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外競爭ニ付スヘシ

第二十八條　會計ハ御資會計財本部ニ屬スルモノヲ除クノ外其ノ區別ニ從ヒ年度每ニ各歲入歲出ノ豫算ヲ調製シテ之ヲ經理スヘシ

第四十五條　決算ハ之ヲ帝室會計審査局ノ審査ニ付ス但シ內廷ノ會計及機密費ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條　各年度ノ決算ハ次年八月三十一日マテニ宮內大臣之ヲ帝室會計審査局ニ回付スヘシ

第四十七條　決算ハ帝室會計審査局ノ審査ヲ經タル後宮內大臣之ヲ上奏スヘシ

第四十八條　前三條ノ規定ハ御資會計財本部ノ計算ニ之ヲ準用ス

第四十九條　收入金ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外納入告知書又ハ納付書ニ依リ之ヲ納入セシム

納入告知書ハ納入者ニ對シテ之ヲ發シ納付書ハ之ヲ納入者ニ交付ス

第五十條　納入告知書ヲ發シ又ハ納付書ヲ交付シタルトキハ納入者ヲシテ之ニ現金ヲ添ヘ指定ノ金庫又ハ主任官吏ニ納入セシムヘシ

第五十一條　前條ノ規定ニ依リ主任官吏ニ於テ納入金ヲ領收シタルトキハ之ニ拂込書ヲ添附シ金庫ニ回送スヘシ

前項ノ規定ハ收入ノ性質又ハ地方ノ狀況ニ依リ納入告知書又ハ納付書ニ依ラス主任官吏ヲシテ直ニ納入金ヲ領收セシメタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條第二項

領收證ハ收入ノ性質ニ依リ內藏頭主任官吏又ハ金庫之ヲ發ス

第五十三條　現金ノ支出ハ金庫ニ對シ支拂命令ヲ發シテ之ヲ爲サシムヘシ

第五十四條　仕拂ヲ受クヘキ者ニ仕拂命令ヲ交付シタルトキハ指定ノ金庫ニ對シテ案內仕拂命令ヲ發スヘシ

第五十五條　仕拂ヲ受クヘキ者ニ仕拂命令ヲ交付シタルトキハ領收證ヲ徵スヘシ但シ領收證ヲ徵スルコト能ハサルトキハ主任官吏ニ於テ仕拂證明書ヲ作リ之ニ代フルコトヲ得

第五十六條　集合仕拂命令ヲ發シ又ハ金庫所在地外ニ在ル者ニ仕拂ヲ要スル場合ニ於テハ直ニ金庫ニ仕拂命令ヲ送付シ仕拂ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第五十七條　仕拂命令ヲ毀損シタルトキハ案內仕拂命令ニ照合シ難キ場合ニ限リ受取人ノ請求ニ依リ更ニ仕拂命令ヲ發シテ交換スヘシ

第五十八條　仕拂命令ヲ亡失シタルトキハ現金ノ仕拂未濟ナル場合ニ限リ受取人ノ請求ニ依リ更ニ仕拂命令ヲ發シテ之ヲ交付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ仕拂命令ヲ交付シタルトキハ原仕拂命令ハ其ノ效力ヲ失フ

第五十九條　左ノ經費ニ限リ前拂ヲ爲スコトヲ得

一　外國ニ出張ヲ命シタル者ニ支給スル俸給又ハ手當

二　外國ニ留學ヲ命シタル者ニ支給スル學資金又ハ手當

三　前拂ヲ爲スニ非サレハ契約シ難キモノニ係ル經費

第六十條　左ノ經費ニ限リ官吏ヲシテ仕拂ヲ爲サシムル爲其ノ官吏ニ前渡ヲ爲スコトヲ得

一　行幸啓先ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

二　特旨ニ由リ差遣セラレタル地方ニ於テ下賜ノ爲要スル經費

三　外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

四　出張先ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

五　運輸通信ノ不便ナル地方ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

第556号　本文

六　事業上派出先ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費

第六十一條　左ノ經費ニ限リ概算拂ヲ爲スコトヲ得

一　旅費
二　訴訟費用
三　公證人費用
四　執達吏費用
五　伐木事業ニ從事スル職員及人夫ニ支給スル手當及給料

第六十二條　前三條ノ規定ニ依リ前拂、前渡又ハ概算拂ヲ爲シ得ヘキ金額ハ左ノ制限ニ依ル

一　第五十九條第一號及第二號ニ該當スル經費ハ其ノ給額六箇月以内ノ金額、第三號ニ該當スル經費ハ其ノ見積金額、第五號ニ該當スル經費ハ契約ニ依ル一定ノ金額
二　第六十條第一號乃至第四號ニ該當スル經費ハ其ノ所要ヲ計リ三箇月分以内ノ金額、第六號ニ該當スル經費ハ其ノ所要ヲ計リ一主任官ニ對シ伐木事業ニ供スルモノハ五千圓以内其ノ他ハ五百圓以内ノ金額
三　前條第一號乃至第四號ニ該當スル經費ハ其ノ見積金額、第五號ニ該當スル經費ハ一箇月以内ノ見積金額

第六十四條　請負金又ハ物件購入代金ニシテ特別ノ事由アルトキハ左ノ區分ニ從ヒ前拂ヲ爲スコトヲ得

一　請負金又ハ物件購入代金ニ付テハ竣功又ハ皆納ニ至ラサルモ既成ノ部分又ハ既納ノ數量ニ對シ其ノ十分ノ七ニ該當スル金額
二　物品ノ製造ニシテ特ニ請負人ヲ選ヒテ請負ハシムル場合ニ於テハ請負金ノ一部又ハ全部ニ該當スル金額
三　官署、公署、公共團體又ハ他ノ會計ヨリ購入スル物件ノ代金ニ付テハ其ノ金額

第六十五條　仕拂ヲ爲スヘキ金額ニシテ其ノ仕拂ヲ爲スヘキ年ヲ經過シタル後五年内ニ仕拂ノ請求又ハ現金引換ノ請求ナキトキハ其ノ債權ハ時效ニ因リテ消滅ス其ノ請求ノ時ヨリ五年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第六十六條　納入セシムヘキ金額ニシテ其ノ納入セシムヘキ年ヲ經過シタル後五年内ニ納入ノ催告ヲ爲ササルトキハ其ノ債權ハ時效ニ因リテ消滅ス其ノ催告ノ時ヨリ五年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第六十七條　前二條ノ規定ニ拘ラス皇室財産令ニ於テ準用スル民法及商法ノ規定ニ基ツキ五年ヨリ短キ時效ニ因リテ消滅スヘキ債權ニシテ金錢ヲ目的トスルモノハ其ノ規定ニ依ル

第六十八條　各年度ニ於テ發シタル仕拂命令ニシテ歳入歳出ニ關スル出納閉鎖ノ日マテニ現金引換ノ請求ナキトキハ其ノ仕拂命令ニ記載シタル金額ニ相當スル資金ハ内藏寮ニ於テ之ヲ整理スヘシ

第六十九條　前條ノ資金中時效ニ因リテ消滅シタル債權アルトキハ之ニ該當スル金額ハ時效ノ完成シタル年度ノ收入トス

第七十四條　通常會計及特別會計ニ於テ貸付金ヲ爲ストキハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外勅裁ヲ經ヘシ

第七十六條　仕拂命令、納入告知書及納付書ヲ發スル官吏ハ宮内大臣之ヲ定ム

第四章　隨意契約

第七十七條　請負契約及物品ノ賣買ハ左ニ掲ケタル場合ニ限リ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　行幸啓先ニ於テ工事ヲ請負ハシメ又ハ物品ヲ購入スルトキ
二　慈惠其ノ他公益上ノ必要ニ基ツキ又ハ技術奬勵ノ爲物品ノ製作ヲ請負ハシメ又ハ之ヲ購入スルトキ
三　有價證券又ハ地金銀ヲ購入シ又ハ賣拂フトキ
四　特別ノ技術家ニ非サレハ製作シ得ヘカラサル物品ノ製作ヲ其ノ技術家ニ請負ハシメ又ハ其ノ技術家ヨリ之ヲ購入スルトキ
五　非常急遽ノ際事業ヲ請負ハシメ又ハ物品ノ購入ヲ要スルニ當リ競爭ニ付スル遑ナキトキ
六　既ニ請負ヲ爲サシメタル事業ニ附隨シタル事業ヲ請負ハシムルトキ
七　外國ヨリ物品ヲ購入スルトキ
八　特種ノ物質ヲ要シ又ハ特別使用ノ目的アルニ因リ生産製造ノ場所又ハ生産者製造者ヨリ物品ノ購入ヲ要スルトキ
九　特許品ヲ購入スルトキ
十　品質ヲ檢定シテ物品ヲ購入スルトキ
十一　見積價格千圓ヲ超エサル事業ヲ請負ハシムルトキ
十二　見積價格千圓ヲ超エサル物品ヲ賣買スルトキ
十三　特種ノ事業ニシテ請負人ヲ選ヒ請負ハシムルコトヲ要スルトキ
十四　運送ヲ請負ハシムルトキ
十五　直營事業ニ要スル職工人夫ノ雇傭ヲ請負ハシムルトキ
十六　地方ノ狀況ニ依リ事業ノ請負又ハ物品ノ賣買ヲ競爭ニ付シ難キトキ
十七　一人又ハ一會社ノ專有スル物品ヲ購入スルトキ
十八　試驗ノ爲物品ノ製作ヲ請負ハシメ又ハ物品ヲ購入スルトキ
十九　請負ヲ爲サシメタル事業ノ爲必要ナル材料ヲ其ノ請負人ニ賣拂フトキ
二十　建築其ノ他特種ノ用ニ供スヘキ土石又ハ埋木ヲ發見シタル者ニ其ノ土石又ハ埋木ヲ賣拂フトキ
二十一　朝鮮臺灣及樺太ニ於テ事業ヲ請負ハシメ又ハ千五百圓ヲ超エサル物品ヲ賣買スルトキ
二十二　競爭ニ付シタルモ競爭者ナキトキ
二十三　競爭價格豫定價格ニ達セサルトキ

第七十八條　土地建物ノ購入ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第七十九條　土地建物ノ賣拂ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ
二　殉難者、功臣、節義者ヲ表彰スル建造物ノ敷地ニ充ツルトキ
三　民有地、道路、河川等ノ間ニ介在スル一町歩以内ノ土地ヲ賣拂フトキ
四　道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シタル土地ヲ其ノ借地人ニ賣拂フトキ
五　特別ノ緣故アル土地建物ヲ其ノ緣故アル者ニ賣拂フトキ
六　見積價格千圓ヲ超エサル土地建物ヲ賣拂フトキ
七　競爭ニ付シタルモ競爭者ナキトキ
八　競爭價格豫定價格ニ達セサルトキ

第五章　金庫

第八十二條　現金ノ出納保管ヲ取扱ハシムル爲宮内省本金庫ヲ置ク但シ必要アルトキハ支金庫ヲ置クコトヲ得

本金庫ハ支金庫ヲ統轄スルモノトス

第八十三條　金庫ノ事務ハ特定ノ銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第八十四條　金庫ハ内藏頭之ヲ管理ス

第八十五條　金庫ノ位置ハ宮内大臣之ヲ告示ス

第八十六條　出納官吏トアルハ現金、地金銀及有價證券ノ出納ヲ掌ル官吏並現金前渡ヲ受ケタル官吏ヲ謂フ

第九十條第三項

帝室會計審査局ニ於テ其ノ出納官吏ニ向テ辨償ノ責ナシト判決シタルトキハ宮内大臣ハ直ニ既納ノ辨償金ヲ還付スヘシ

第九十二條第一項

宮内大臣ハ定時又ハ臨時ニ檢査員ヲ命シ出納官吏ノ保管スル帳簿及現金ヲ檢査セシムヘシ

第九十三條　本章ノ規定ハ出納官吏ノ代理官ニ之ヲ準用ス

大正十二年（十一月二十六日公布）皇室令第十九號ハ震災ニ基ク特別ノ事情ニ因リ皇室會計令中特例ヲ設クルコトヲ得ルノ件、同十三年（十一月二十一日公布）皇室令第十六號ハ通常會計及帝室林野局會計ニ於テ收入シタル土地賣拂代金等ニ關スル件ナリ

軍令

朕陸軍服裝規則ヲ改定シ之カ施行ヲ命ス

御名　御璽

昭和三年十月二十九日

陸軍大臣　白川義則

軍令陸第六號

陸軍服裝規則中左ノ通改正ス

第十二條左表中銃彈藥盒共ノ項軍曹以下ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

所持スル者隊伍ニ列スルトキ用ウ但シ航空兵科ニ在リテハ衛兵勤務ニ服スルトキ之ヲ用ウ

第十三條左表中銃彈藥盒共ノ項砲兵軍曹以下ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

衛兵勤務ニ服スルトキ之ヲ用ウ

附　則

本令ハ昭和三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

明治四十五年（二月二十六日公布）軍令陸第一號陸軍服裝規則抄錄

第十二條　歩兵、工兵、航空兵科下士以下ノ軍裝ハ左表ニ列記スルモノヲ著用ス

（左表略ス）

第十三條　憲兵、騎兵、砲兵、輜重兵科下士以下（砲、工兵諸工長及輸卒ヲ除ク）ノ軍裝ハ左表ニ列記スルモノヲ著用ス

（左表略ス）

省令

◉遞信省令第五十三號

大禮記念トシテ左ノ郵便切手ヲ發行シ昭和三年十一月十日ヨリ之ヲ賣捌ク

昭和三年十月三十一日

遞信大臣　久原房之助

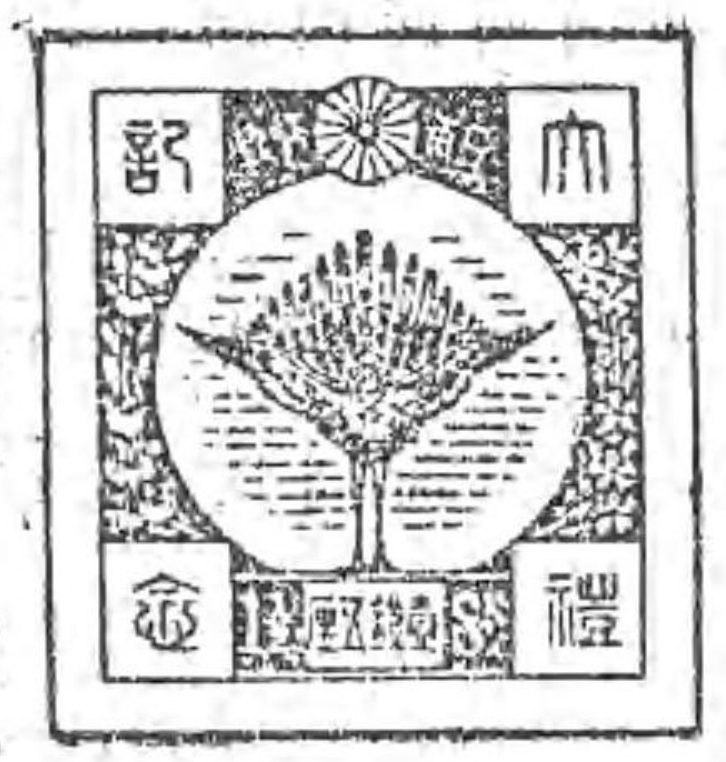

一錢五厘切手　刷色　濃綠色
六錢切手　刷色　紅色
金額ハ各相當額ヲ記ス

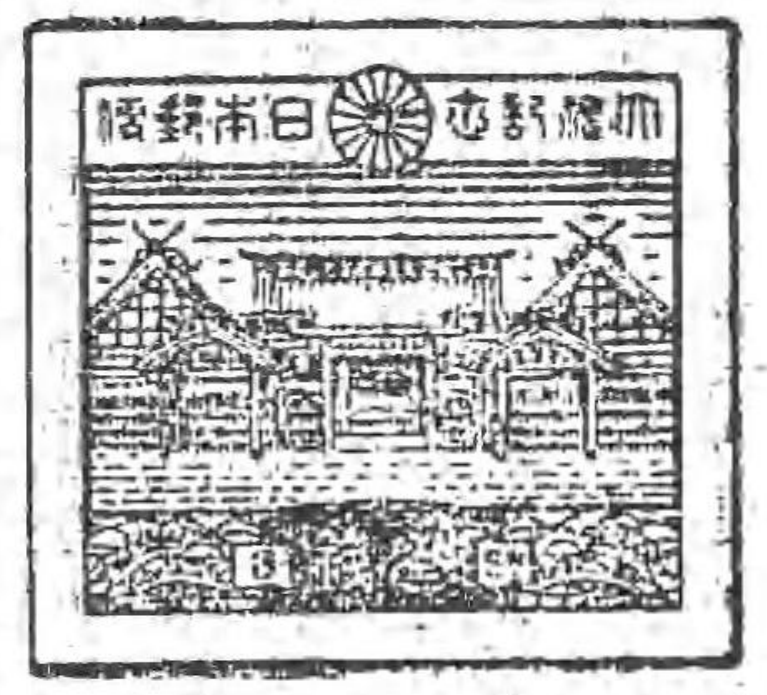

三錢切手　刷色　紫色
十錢切手　刷色　濃青色
金額ハ各相當額ヲ記ス

告示

◉宮内省告示第三十二號

皇室會計令第五十三條ノ規定ニ依ル小切手ノ支拂人タル預金銀行ハ日本銀行トス

昭和三年十月三十一日

宮内大臣　一木喜德郎

◉大藏省告示第二百十九號

大正十二年法律第五十五號第二條ニ依リ發行スル國債ノ昭和三年十一月中ニ於ケル交付價格ハ額面百圓ニ付九十一圓三十錢トス

昭和三年十月三十一日

大藏大臣　三土忠造

◉遞信省告示第二千四百九十二號

無線電信法第二條ニ依リ左記私設無線電信施設ヲ許可セリ

昭和三年十月三十一日

遞信大臣　久原房之助

一、施設者名　岡崎汽船株式會社
二、施設ノ目的　無線電信法第二條第一號乃至第三號ニ依リ航行ノ安全、海運事業及電報送受ニ使用
三、機器裝置場所　汽船日興丸（定繫港神戸）
四、呼出符號　JCOC
五、通常通達距離　持續電波　晝間五百「キロメートル」　可聽持續電波　同　四百「キロメートル」
六、裝置方式　日本無線眞空管式
七、空中線電力　二百五十「ワット」
八、使用電波長　持續電波　二千二百「メートル」、二千四百「メートル」　可聽持續電波　三百「メートル」、四百五十「メートル」、六百「メートル」、八百「メートル」
九、通信執務時間　不定

◉遞信省告示第二千四百九十三號

昭和三年十月二十六日ヨリ當分ノ内左記郵便局分室ヲ設置シ豐橋郵便局ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金事務ヲ取扱フ

昭和三年十月三十一日

遞信大臣　久原房之助

名稱	位置
豐橋郵便局呉服町分室	豐橋市呉服町

◉遞信省告示第二千四百九十四號

大正四年勅令第二百十五號ニ基ク請願ニ依リ昭和三年十一月一日ヨリ左記郵便局ニ電信事務ヲ開始ス

昭和三年十月三十一日

遞信大臣　久原房之助

名稱	位置
高石郵便局	大阪府泉北郡高石町

◉遞信省告示第二千四百九十五號

本日限リ左記電信取扱所ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記郵便局之ヲ承繼ス

昭和三年十月三十一日

遞信大臣　久原房之助

名稱	位置	承繼局
葛葉電信取扱所	大阪府泉北郡高石町葛葉停車場（南海鐵道株式會社）	高石郵便局

◉遞信省告示第二千四百九十六號

昭和三年十一月一日ヨリ左記郵便局ニ電信及電話通話事務ヲ開始ス

昭和三年十月三十一日

遞信大臣　久原房之助

名稱	位置
美穀郵便局	岡山縣阿哲郡美穀村

◉遞信省告示第二千四百九十七號

大正三年（十一月）遞信省告示第七百九十九號呼出區域中左ノ通追加シ昭和三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年十月三十一日

遞信大臣　久原房之助

呼出區域	呼出受持局所
一、岡山縣阿哲郡美穀村大字唐松字川合、同山根川、同宮地、同札場組、同宮組、同橋詰、同市場、同市場ノ内、同山根、同田元上、同位田、同正田字廣瀬、石蟹郷村大字長屋字二番組、同上長屋、同三番組、同石蟹字一番組	美穀

◉遞信省告示第二千四百九十八號

明治三十九年（六月）遞信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年十月三十一日

遞信大臣　久原房之助

市外通話區域		一通話時ノ普通通話料
美穀	新見間	金五錢
同	豐永間	金十錢
同	井部間	金十錢
同	上市間	金十錢
同	千屋間	金十五錢
同	神代間	金十錢
同	矢神間	金十五錢
同	東城間	金二十錢
同	本郷（備中）間	金十錢
同	吹屋間	金十錢
同	成羽間	金十五錢
同	岡山（備前）間	金二十五錢
同	野馳間	金十五錢
同	新坂間	金二十錢
同	油木間	金二十錢
同	帝釋間	金二十錢
同	川鳥間	金二十錢
同	小奴可間	金二十錢
同	西城間	金二十錢
同	三次間	金二十五錢
同	地頭間	金二十錢
同	八日市間	金二十錢
同	富家間	金二十錢
同	湯野間	金十五錢
同	平川間	金十五錢
同	高梁間	金十五錢
同	稔間	金十五錢

第556号　本文

第556号本文

同	下竹莊間	金二十錢
同	巨瀨間	金十五錢
同	川面間	金十五錢
同	和氣間	金二十五錢
同	片上間	金二十五錢
同	西大寺間	金二十五錢
同	牛窓間	金二十五錢
同	三蟠間	金二十五錢
同	妹尾間	金二十五錢
同	興除間	金二十五錢
同	八濱間	金二十五錢
同	小串（備前）間	金二十五錢
同	山田（備前）間	金二十五錢
同	宇野間	金二十五錢
同	玉間	金二十五錢
同	田ノ口間	金二十五錢
同	下村間	金二十五錢
同	下津井間	金二十五錢
同	味野間	金二十五錢
同	鄉內間	金二十五錢
同	迫川間	金二十五錢
同	天城間	金二十五錢
同	茶屋町間	金二十五錢
同	早島間	金二十五錢
同	倉敷間	金二十五錢
同	笠岡間	金二十五錢
同	玉島（備中）間	金二十五錢
同	井原間	金二十錢
同	矢掛間	金二十錢
同	小田（備中）間	金二十錢
同	川邊（備中）間	金二十錢
同	箭田間	金二十錢
同	撫川間	金二十五錢
同	眞金間	金二十五錢
同	高松（備中）間	金二十錢
同	足守間	金二十錢
同	總社間	金二十錢
同	備前一宮間	金二十五錢
同	牟佐間	金二十五錢
同	金川間	金二十錢
同	福渡間	金二十錢
同	瀨戶（備前）間	金二十五錢
同	長岡（備前）間	金二十五錢
同	津山間	金二十五錢
同	福山（備後）間	金二十五錢
同	尾道間	金二十五錢
同	廣島（安藝）間	金六十錢
同	松江間	金二十五錢
同	姬路間	金五十錢
同	神戶（攝津）間	金六十錢
同	大阪間	金七十錢

◉遞信省告示第二千四百九十九號

大正六年（一月）遞信省告示第一號三井物產株式會社施設汽船天城山丸裝置私設無線電信通常通達距離等左ノ通變更ヲ許可セリ

昭和三年十月三十一日　遞信大臣　久原房之助

一、通常通達距離　晝間七百五十「キロメートル」
二、空中線電力　九百「ワット」

◉遞信省告示第二千五百號

大正十年（五月）遞信省告示第七百三十八號松浦靜夫施設汽船第五御崎丸裝置私設無線電信通常通達距離左ノ通變更ヲ許可セリ

昭和三年十月三十一日　遞信大臣　久原房之助

通常通達距離　晝間七百「キロメートル」

◉遞信省告示第二千五百一號

大正十年（十一月）遞信省告示第二千十號合資會社南洋鑛業公司施設汽船光文丸裝置私設無線電信通常通達距離等左ノ通變更ヲ許可セリ

昭和三年十月三十一日　遞信大臣　久原房之助

一、通常通達距離　晝間七百「キロメートル」
二、通信執務時間　自午前八時至同十時、自午後二時至同四時、自午後八時至同十二時

◉遞信省告示第二千五百二號

大正十三年（一月）遞信省告示第百二十四號內外汽船株式會社施設汽船伊勢丸裝置私設無線電信使用電波長左ノ通變更ヲ許可セリ

昭和三年十月三十一日　遞信大臣　久原房之助

使用電波長　三百「メートル」、六百「メートル」、八百「メートル」

◉遞信省告示第二千五百三號

本日限リ左記鑛業特設電話所ヲ廢止ス

昭和三年十月三十一日　遞信大臣　久原房之助

名稱	位置
榎木山鑛業特設電話所	長崎縣北松浦郡今福村

◉遞信省告示第二千五百四號

昭和三年十一月一日ヨリ左記郵便局ノ特設電話加入申請ヲ受理ス希望者ハ特設電話規則ニ依リ加入申請書ヲ差出スヘシ但シ交換業務開始ノ日ハ追テ之ヲ告示ス

昭和三年十月三十一日　遞信大臣　久原房之助

名稱	位置
小牛田郵便局	宮城縣遠田郡小牛田町
瀨峯郵便局	同栗原郡藤里町

◉遞信省告示第二千五百五號

明治四十一年（九月）遞信省告示第九百十號特設電話加入區域中左ノ通追加シ昭和三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年十月三十一日　遞信大臣　久原房之助

開設局	加入區域
小牛田	（宮城縣）遠田郡小牛田町大字南小牛田字町屋敷、同新町、同牛飼
瀨峯	同栗原郡藤里村大字藤澤字藤澤瀨峯、同藤澤八幡、同藤澤長者原、同藤澤下藤澤、同藤澤下田、同藤澤寺堤、同藤澤橫森前 同大里字富桃生田、同富桃生田前、同富清水山

◉遞信省告示第二千五百六號

大禮記念ノ爲左ノ通特殊通信日附印ヲ使用ス

昭和三年十月三十一日　遞信大臣　久原房之助

一　使用局

一、二等郵便局（鐵道郵便局、鐵道船舶郵便局及船舶內ニ設置ノ郵便局ヲ除ク）集配事務ヲ取扱フ三等郵便局

三重縣五十鈴川郵便局及京都市內ニ設置ノ集配事務ヲ取扱ハサル三等郵便局

一　使用期日

左記以外ノ局所	昭和三年十一月十日ヨリ同十四日迄
山田局、五十鈴川局	同年十一月十日ヨリ同十四日迄及同二十日ヨリ同二十一日
八木局畝傍御陵臨時出張所	同年十一月二十三日
伏見局桃山御陵臨時出張所	同年十一月二十五日
名古屋局名古屋離宮內臨時出張所	同年十一月二十六日及二十七日
淺川局多摩御陵臨時出張所	同年十一月二十九日

一　使用方法

料金ヲ完納シタル書狀（無封ノ書狀ヲ除ク）及郵便繪葉書ノ引受消印ニ使用ス但シ書狀ハ其ノ希望ヲ以テ郵便局窓口ニ差出シタルモノニ限ル

使用當日及左ノ期間料金完納ノ郵便葉書ニ對シ記念消印（使用當日以外ハ使用最終日ノ日附ヲ使用ス）ノ需ニ應ス

左記以外ノ局所	十一月十五日ヨリ同十七日迄
山田局、五十鈴川局	十一月十五日ヨリ同十九日迄及同二十二日
伏見局	十一月十五日ヨリ同十七日迄及同二十五日
京都市內各局所	十一月十五日ヨリ同二十六日迄
名古屋市內各局所	十一月十五日ヨリ同十七日迄及同二十六日、二十七日
畝傍御陵、桃山御陵、名古屋離宮內、多摩御陵ノ各臨時出張所	使用當日

一　形式

左ノ通但シ同一行政市內ニ二以上ノ使用局在ル場合ハ使用局名（京都御所內局及五十鈴川局）ヲ區別セス總テ其ノ市名ヲ又畝傍御陵、桃山御陵、多摩御陵並名古屋離宮內ニ設置ノ各郵便局臨時出張所ニ於テ使用スルモノニ在リテハ局名ニ代フルニ各其ノ御陵名又ハ離宮名ヲ表示ス

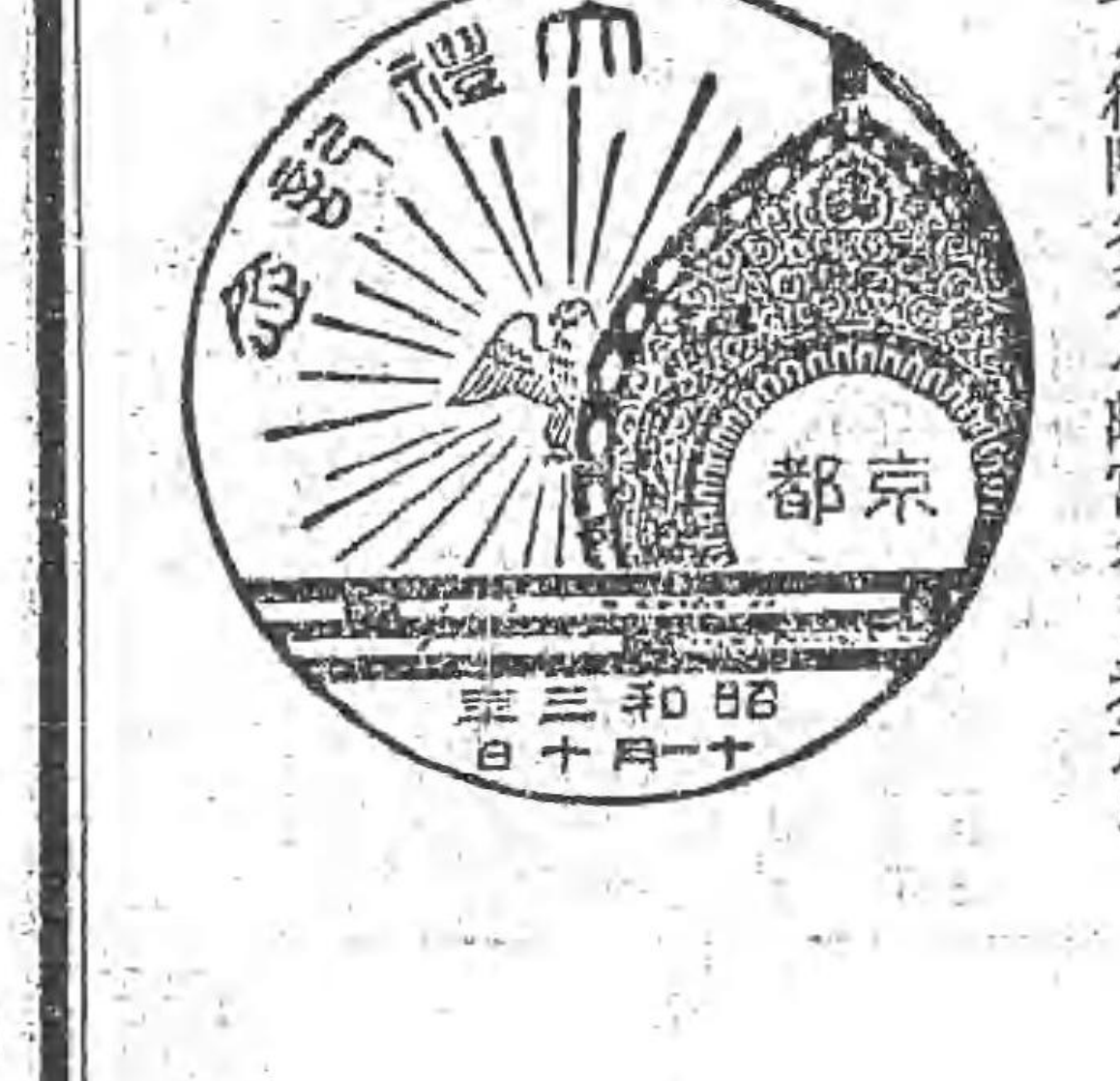
大禮記念
京都
昭和三年
十一月十日

◉遞信省告示第二千五百七號

昭和三年十一月一日ヨリ左記郵便局ヲ改稱ス

昭和三年十月三十一日　遞信大臣　久原房之助

現名稱	改稱	位置
竹ケ岡郵便局	竹岡（タケオカ）郵便局	千葉縣君津郡竹岡村

◉遞信省告示第二千五百八號

外國郵便爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

昭和三年十月三十一日　遞信大臣　久原房之助

			圓		
英國貨幣	振出	一ポンド 一シリング 一ペンニ	一〇	二六・七三八 五一・三三七 四・二七八	一圓ニ付1/11$\frac{3}{8}$即一「シリング」十一「ペンス」三七五
英國貨幣	著到	一ポンド 一シリング 一ペンニ	一〇	二一・二七七 五一・〇六四 四・二五五	—
米國貨幣	振出	一ダラー	二	一一・六四〇	一圓ニ付四十七「セント」二五〇
米國貨幣	著到	一ダラー	二	一一・〇八二	—
カナダ貨幣	振出	一ダラー	二	一二・二〇二	一圓ニ付四十七「セント」一二五
カナダ貨幣	著到	一ダラー	二	一一・〇八二	—
佛蘭西貨幣	振出	一フラン		八・三三三	一圓ニ付十二「フラン」〇「サンチーム」〇四八
佛蘭西貨幣	著到	一フラン		八・二六四	—
白耳義貨幣	振出	一ベルガ		二九・八五一	一圓ニ付三「ベルガ」三十四「サンチーム」九九七
獨逸貨幣	振出	一マルク		五〇・七六一	一圓ニ付一「マルク」九十七「ペンニッヒ」〇〇二
瑞西貨幣	振出	一フラン		四一・一五二	一圓ニ付二「フラン」四十三「サンチーム」〇〇二
和蘭貨幣	振出	一フロリン		八五・四七〇	一圓ニ付一「フロリン」十七「セント」〇〇一
蘭領東印度貨幣	振出	一フロリン		八五・四七〇	—
丁抹貨幣	振出	一クローネ		五七・二八一	一圓ニ付一「クローネ」七十四「オール」五七八
諾威貨幣	振出	一クローネ		五七・二八一	一圓ニ付一「クローネ」七十四「オール」五七八
瑞典貨幣	振出	一クローナ		五七・四七一	一圓ニ付一「クローナ」七十四「オール」〇〇一
アルゼンティン貨幣	振出	一ペソ	二	〇四・六〇四	一圓ニ付四十八「センタヴォ」八七五
ブラジル貨幣	振出	一ミルレイ		二五・七〇七	一圓ニ付三「ミルレイス」八百八十九「レイス」九九

其ノ他ノ貨幣換算割合ハ從前ノ通

◉鐵道省告示第二百五十號

大正十一年（二月）鐵道省告示第十一號連帶運輸ノ範圍及特種取扱事項第一條別表中左ノ通改正シ十一月三日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年十月三十一日　鐵道大臣　小川平吉

(133)ノ二北日本汽船株式會社稚內本斗間航路ノ部特種取扱事項欄ニ「連帶乘車船券ノ通用期間ハ連帶運輸規則第七條ニ依リ算定シタルモノニ五日ヲ加フ」ヲ加フ

敍任及辭令

◉昭和三年十月二十九日

敍正六位　從六位　相馬政雄
敍從七位　南葉宗利
（各通）
勳八等　安藤繁三
勳七等　蓑田秀次
勳六等　長見平太郎
勳七等　重元貫一
敍正八位　臺北州警部　木原俊
兼任臺灣總督府地方理事官
敍高等官七等
敍從七位　木原俊

◉昭和三年十月三十日

司法官試補　飯山悅治
同　井上文夫
同　今井敏夫
同　內海十棲
同　植山日二
同　犬場茂行
同　岡崎隆
同　小倉明
同　小山內績
同　荻原竹儀
同　川喜多正時
同　籠倉正治
同　菊池庚子三
同　桑原國朝
同　齋藤規矩三
同　下山四郎
同　鈴木忠五
同　高林茂男
同　高野重秋
同　高山三郎
同　田中一郎
司法官試補陸軍步兵伍長　田中欣一
（各通）
司法官試補　瀧澤太助
同　千種達夫
同　土田吉郎
同　辻富太郎
同　恒田文次
同　中川衛
同　中村三郎
同　永田忠
司法官試補陸軍步兵伍長　楢原義男
司法官試補　仁井田秀穗
同　西岡勇
同　西英二
司法官試補陸軍步兵少尉正八位　林田甚三郎
司法官試補　濱田龍信
同　平田半
同　藤井亮
同　堀切順
司法官試補陸軍步兵少尉正八位　松村美佐男
司法官試補　松本昌三
同　三野盛一
同　村岡武夫
司法官試補陸軍三等計手　村木達夫
任判事
敍高等官七等
司法官試補　稻田喜代治
同　岡田善一
同　岡本吾市
同　小幡勇三郎
同　加藤成正
同　合路義樹
同　國宗榮
同　熊澤孝平
同　隈元孝道
同　小泉輝三朗
同　幸節靜彥
同　佐藤茂
同　谷崎貞馬
同　竹原精太郎
同　竹內次郎
同　瀧口民三
同　成川善隆
同　永井弘毅
同　西川精明
同　花輪長治
同　羽山龍
同　林幹二
同　長谷川信
司法官試補陸軍砲兵軍曹　古橋浦四郎
司法官試補　植田道雄
同　南出一雄
同　百瀨武利
同　山本稜威雄
任檢事
敍高等官七等
任文部事務官
敍高等官三等　浦和高等學校教授正五位勳五等　益田萬一郎
敍高等官三等　東京帝國大學助教授從五位　竹內良三郎
任東京帝國大學學生主事兼東京帝國大學書記
敍高等官四等　東京帝國大學助教授
任東京帝國大學學生主事
敍高等官五等　姬路高等學校教授正七位　石井昌
（各通）
任京都帝國大學學生主事
敍高等官四等　同　正六位　谷內正順
同　岸興詳
任東北帝國大學學生主事
敍高等官三等　從四位勳四等　風見謙次郎

第556号 本文

（九州帝國大學助教授正五位勳五等）本岡　叢
任九州帝國大學學生主事兼九州帝國大學事務官
敍高等官三等
從五位勳六等　岡部　龍玄
任九州帝國大學學生主事
敍高等官三等
（北海道帝國大學教授正四位勳二等）時任　一彥
（北海道帝國大學教授從四位勳四等）古藤　猛哉
（北海道帝國大學豫科教授正五位勳六等）成田　秀三
（各通）
（北海道帝國大學豫科教授兼北海道帝國大學助教授從五位勳六等）藤原　正
（北海道帝國大學豫科教授從五位）服部　品吉
（北海道帝國大學附屬土木專門部教授從五位）服部　幸一
（北海道帝國大學附屬水產專門部教授從四位勳四等）鈴木　寧
兼任北海道帝國大學學生主事
敍高等官三等
松山高等學校教授正六位　尾崎　卓郎
任北海道帝國大學學生主事兼北海道帝國大學助教授
敍高等官四等
北海道帝國大學教授正六位　平光　吾一
兼任北海道帝國大學學生主事
敍高等官四等
北海道帝國大學助教授正七位　土屋　四郎
任北海道帝國大學學生主事兼北海道帝國大學助教授
敍高等官六等
長崎高等商業學校教授從六位　阿部　三四
任長崎高等商業學校生徒主事兼長崎高等商業學校教授
敍高等官五等
長崎高等商業學校教授從六位　中野竹四郎
兼任長崎高等商業學校生徒主事
敍高等官五等
山口高等商業學校教授正六位　大本　利一
任山口高等商業學校生徒主事兼山口高等商業學校教授
敍高等官四等
小樽高等商業學校教授從六位　田上市之丞
任小樽高等商業學校生徒主事
敍高等官五等

（名古屋高等商業學校教授從六位）伊藤　祐式
任名古屋高等商業學校生徒主事兼名古屋高等商業學校教授
敍高等官五等
（福島高等商業學校教授從五位勳六等）添野　信
（各通）
（福島高等商業學校教授陸軍三等主計從五位勳六等）葛西　千秋
兼任福島高等商業學校生徒主事
敍高等官三等
福島高等商業學校教授從六位　土生　秀穗
任福島高等商業學校生徒主事兼福島高等商業學校教授
敍高等官五等
大分高等商業學校教授正六位　栗村　虎雄
任大分高等商業學校生徒主事兼大分高等商業學校教授
敍高等官四等
同　末永惣太郎
兼任大分高等商業學校生徒主事
敍高等官四等
彥根高等商業學校教授從六位　安部　新
兼任彥根高等商業學校生徒主事
敍高等官五等
（和歌山高等商業學校教授從六位）大淵　慧眞
任和歌山高等商業學校生徒主事兼和歌山高等商業學校教授
敍高等官五等
橫濱高等商業學校教授從六位　內山　進
任橫濱高等商業學校生徒主事兼橫濱高等商業學校教授
敍高等官五等
（高松高等商業學校教授正五位勳六等）寺田　貞次
兼任高松高等商業學校生徒主事
敍高等官三等
（高松高等商業學校教授正六位勳六等功七級）中村賢二郎
任高松高等商業學校生徒主事兼高松高等商業學校教授
敍高等官四等
（高松高等商業學校教授陸軍砲兵少尉正六位）清水谷隆寬
兼任高松高等商業學校生徒主事
敍高等官四等

高岡高等商業學校教授正六位　蒲生　治郷
任高岡高等商業學校生徒主事兼高岡高等商業學校教授
敍高等官四等
（第一高等學校教授陸軍步兵少尉從五位）岡田　恒輔
任第一高等學校生徒主事
敍高等官三等
（第二高等學校教授從五位勳六等）鈴木紀一郎
任第二高等學校生徒主事兼第二高等學校教授
敍高等官三等
第三高等學校教授正六位　石橋　榮達
任第三高等學校生徒主事
敍高等官四等
第五高等學校教授正六位　白川　繼紹
任第五高等學校生徒主事兼第五高等學校教授
敍高等官四等
同　下村　市郎
兼任第五高等學校生徒主事
敍高等官四等
第五高等學校教授從六位　野村　武衛
兼任第五高等學校生徒主事
敍高等官五等
第六高等學校教授正五位　吉岡　貞一
任第六高等學校生徒主事兼第六高等學校教授
敍高等官三等
（第七高等學校造士館教授從五位）黑木長太郎
任第七高等學校造士館生徒主事兼第七高等學校造士館教授
敍高等官三等
同　吉利　純
兼任第七高等學校造士館生徒主事
敍高等官三等
（第七高等學校造士館教授正六位）淺山　於兔
兼任第七高等學校造士館生徒主事
敍高等官四等
（第八高等學校教授正五位勳五等）中村　寅松
任第八高等學校生徒主事
敍高等官三等

同　林　守一
兼任第八高等學校生徒主事
敍高等官三等
第八高等學校教授正六位　坂井　喚三
兼任第八高等學校生徒主事
敍高等官四等
（新潟高等學校教授從五位勳六等）安藤　祐專
任新潟高等學校生徒主事兼新潟高等學校教授
敍高等官三等
（松本高等學校教授陸軍砲兵少尉正六位）織田　祐萠
任松本高等學校生徒主事兼松本高等學校教授
敍高等官四等
（松本高等學校教授陸軍三等主計正六位）島　準人
兼任松本高等學校生徒主事
敍高等官四等
（山口高等學校教授從五位勳六等）田淵　一郎
任山口高等學校生徒主事兼山口高等學校教授
敍高等官三等
山口高等學校教授從五位　匹田　直
兼任山口高等學校生徒主事
敍高等官三等
松山高等學校教授正六位　行元　豐圓
任松山高等學校生徒主事兼松山高等學校教授
敍高等官四等
（水戶高等學校教授陸軍步兵少尉從五位）西川　五郎
任水戶高等學校生徒主事兼水戶高等學校教授
敍高等官三等
任山形高等學校教授　山本　幹夫
敍高等官七等
山形高等學校教授從五位　佐藤　直丸
任山形高等學校生徒主事兼山形高等學校教授
敍高等官三等
佐賀高等學校教授正六位　糸川勇次郎
任佐賀高等學校生徒主事兼佐賀高等學校教授
敍高等官四等

（弘前高等學校教授正六位勳六等）安齋　宏索
兼任弘前高等學校生徒主事
敍高等官三等
（松江高等學校教授從五位勳六等）谷田　民夫
任松江高等學校生徒主事
敍高等官三等
（東京高等學校教授兼東京帝國大學助教授從五位）土田　誠一
任東京高等學校生徒主事兼東京高等學校教授（兼東京帝國大學助教授如故）
敍高等官三等
（東京高等學校教諭兼東京高等學校教授從六位）近藤　兵庫
兼任東京高等學校生徒主事
敍高等官五等
（大阪高等學校教授陸軍步兵少尉從五位）脇坂　無爲
兼任大阪高等學校生徒主事
敍高等官三等
大阪高等學校教授正六位　佐々木喜市
任大阪高等學校生徒主事兼大阪高等學校教授
敍高等官四等
大阪高等學校教授從六位　金田　忠藏
兼任大阪高等學校生徒主事
敍高等官五等
（浦和高等學校教授正五位勳六等）須之部量學
任浦和高等學校生徒主事兼浦和高等學校教授
敍高等官三等
福岡高等學校教授從五位　岩口　石藏
任福岡高等學校生徒主事兼福岡高等學校教授
敍高等官三等
（靜岡高等學校教授從四位勳四等）足立　謙吉
（各通）
（靜岡高等學校教授陸軍步兵中尉從五位）原田　莊一
兼任靜岡高等學校生徒主事
敍高等官三等
（靜岡高等學校教授正六位勳六等功七級）川瀨　光順
兼任靜岡高等學校生徒主事
敍高等官四等

靜岡高等學校教授從六位　深井　源治
任靜岡高等學校生徒主事兼靜岡高等學校教授
敍高等官五等
高知高等學校教授從五位　原田　禮一
任高知高等學校生徒主事兼高知高等學校教授
敍高等官三等
高知高等學校教授從六位　松崎　祐存
兼任高知高等學校生徒主事
敍高等官五等
姬路高等學校教授從五位　原田　虎男
任姬路高等學校生徒主事兼姬路高等學校教授
敍高等官三等
廣島高等學校教授正六位　北島　葭江
任廣島高等學校生徒主事兼廣島高等學校教授
敍高等官四等
廣島高等學校教授從六位　仲瀨善太郎
兼任廣島高等學校生徒主事
敍高等官五等
（廣島高等學校教授陸軍步兵少尉正七位）濱本勝治郎
兼任廣島高等學校生徒主事
敍高等官六等
（東京音樂學校助教授兼第四臨時教員養成所教授從六位）中田　章
任東京音樂學校教授
敍高等官五等
（東京音樂學校教授從五位勳六等）木內喜右衞門
任東京音樂學校生徒主事兼東京音樂學校教授
敍高等官三等
東京音樂學校助教授　大塚　淳
兼任第四臨時教員養成所教授
敍高等官七等
鐵道局技師從五位勳六等　牧野喜太郎
任鐵道技師
敍高等官三等
鐵道技師正六位　千谷　虎雄
任鐵道局技師
敍高等官四等
內務事務官正六位　安倍　源基
兼任關東廳事務官
敍高等官四等

（外務事務官兼外務省警視內務事務官陸軍步兵少尉從六位）赤木　親之
（各通）
內務事務官從六位　久保田　畯
兼任關東廳事務官
敍高等官五等
（荏原郡目黑町立目黑實科高等女學校教諭兼荏原郡目黑町立目黑實科高等女學校長正八位）榎本　秋治
公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル
道府縣立感化院教諭　相馬　政雄
陞シテ高等官四等ヲ以テ待遇セラル（十月三十日內閣）
東北帝國大學學生主事　風見謙次郎
（各通）
鐵道局技師　宗方　次郎
勅任官ヲ以テ待遇セラル
京都帝國大學書記官　谷內　正順
（各通）
同　岸　興詳
文官分限令第三條第一項第三號ニ依リ本官ヲ免ス
公立高等女學校教諭　大矢助次郎
陞シテ高等官五等ヲ以テ待遇セラル
同　南葉　宗利
陞シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル（以上十月三十日同）

五級俸下賜　鳥取縣書記官　林田　正治
補學務部長
三級俸下賜　同　細川　義方
九級俸下賜　地方事務官　齋藤　昇
佐賀縣勤務ヲ命ス
衛生技師　野口　健次
大阪府衛生技師ニ補ス
同　八田　亨
新潟縣衛生技師ニ補ス
同　奧山　笑參
佐賀縣衛生技師ニ補ス（以上十月三十日內務省）
（橫須賀海兵團附兼教官海軍特務少尉）相川　福松
補春日乘組
同　熊切勝治郎
補北上乘組
山城乘組海軍特務少尉　鈴木　三郎
（各通）
赤城乘組海軍特務少尉　伊藤　長七
補橫須賀海兵團附兼教官

赤城乘組海軍機關特務少尉　高杉善之助
補第五號掃海艇艤裝員
補北上乘組　海軍機關特務少尉　日下伊八郎
北上乘組海軍機關特務少尉　三浦仁三郎
補山城乘組
山城乘組海軍機關特務少尉　小畑又八郎
補第一號掃海艇乘組
（第一號掃海艇乘組海軍機關特務少尉）鈴木伊之治
補第六號掃海艇艤裝員（以上十月三十日橫須賀鎭守府）
青森地方裁判所判事判事　佐藤　三郎
兼補青森區裁判所判事（十月二十九日司法省）
司法官試補　橫山勇之助
依願免司法官試補（十月三十日同）
休職神戶高等商船學校教授　田中　岩吉
復職ヲ命ス
公立實業學校教諭　佐山　雄祐
北海道廳立苫小牧工業學校教諭ニ補ス
同　鄕築　正六
長野縣長野工業學校教諭ニ補ス（以上十月二十九日文部省）
九級俸下賜　第三高等學校教授　伊吹　武彥
盛岡高等農林學校教授　武藤　益藏
（各通）
同　小西　要
同　定盛　兼助
補盛岡高等農林學校生徒主事
鹿兒島高等農林學校教授　川島　明八
（各通）同　鈴木　重雄
同　松田　喜六
補鹿兒島高等農林學校生徒主事
上田蠶絲專門學校教授　古谷　榮藏
補上田蠶絲專門學校生徒主事
東京高等蠶絲學校教授子爵　土御門晴善
（各通）
東京高等蠶絲學校教授　坪井　啓作
同　福本　福三
補東京高等蠶絲學校生徒主事
京都高等蠶業學校教授　荒木　武雄
（各通）
同　秦　專章
補京都高等蠶業學校生徒主事
鳥取高等農業學校教授　田中作治郎
（各通）
同　武田　憲治
補鳥取高等農業學校生徒主事

三重高等農林學校教授　岡　言智
（各通）同　中野　清作
補三重高等農林學校生徒主事
宇都宮高等農林學校教授　八木　理三
補宇都宮高等農林學校生徒主事
岐阜高等農林學校教授　小瀨　伊俊
補岐阜高等農林學校生徒主事
宮崎高等農林學校教授　小早川九郎
補宮崎高等農林學校生徒主事
富山藥學專門學校教授　望月　直
補富山藥學專門學校生徒主事
熊本藥學專門學校教授　上田茂次郎
補熊本藥學專門學校生徒主事
東京高等工業學校教授　奧田寬太郎
補東京高等工業學校生徒主事
大阪高等工業學校教授　吉木　一朗
（各通）同　清水　要藏
補大阪高等工業學校生徒主事
名古屋高等工業學校教授　片桐　知男
補名古屋高等工業學校生徒主事
熊本高等工業學校教授　又井　盛治
補熊本高等工業學校生徒主事
米澤高等工業學校教授　六平　巧政
補米澤高等工業學校生徒主事
桐生高等工業學校教授　山田　廣
補桐生高等工業學校生徒主事
橫濱高等工業學校教授　大西　友太
補橫濱高等工業學校生徒主事
廣島高等工業學校教授　廣渡　純孝
補廣島高等工業學校生徒主事
金澤高等工業學校教授　大土井　源
補金澤高等工業學校生徒主事
仙臺高等工業學校教授　葛西　孝章
（各通）同　那須　省吾
補仙臺高等工業學校生徒主事
明治專門學校教授　高木　秀一
補明治專門學校生徒主事
神戶高等工業學校教授　瀨尾武次郎
補神戶高等工業學校生徒主事

濱松高等工業學校教授　堀江　耕造
補濱松高等工業學校生徒主事
德島高等工業學校教授　東　善平
補德島高等工業學校生徒主事
長岡高等工業學校教授　早船　慧雲
補長岡高等工業學校生徒主事
福井高等工業學校教授　折戶　忠作
補福井高等工業學校生徒主事
山梨高等工業學校教授　清水　半吾
補山梨高等工業學校生徒主事
東京高等商船學校教授　薄井　周介
同　本多　清明
同　井關　貢
同　關谷　健哉
同　來島　茂雄
同　關川　武
同　小堀　菊次
同　淺井　榮資
（各通）
補東京高等商船學校生徒主事
神戶高等商船學校教授　篠崎　認三
同　秋山　孝市
同　高須　賢一
同　伊藤　辰雄
同　峰松　寧夫
同　三田　亨
同　延藤　武男
同　藤森　正彥
（各通）
補神戶高等商船學校生徒主事
東京盲學校教諭　小出　末三
補東京盲學校生徒主事
東京聾啞學校教諭　石川　文平
補東京聾啞學校生徒主事（以上十月三十日同）
鐵道局技師　宗方　次郎
名古屋鐵道局長丹羽武朝病氣引籠中代理ヲ命ス
鐵道技師　鈴木　一
東京第二改良事務所兼務ヲ免ス
同　牧野喜太郎
二級俸下賜
工作局勤務ヲ命ス
鐵道局技師　千谷　虎雄
四級俸下賜
名古屋鐵道局長野工場長ヲ命ス（以上十月三十日鐵道省）

關東廳事務官　和田　秀夫
警部警部補特別任用考試委員ヲ命ス
旅順工科大學長　井上禧之助
東京、京都及福岡各市ヘ出張ヲ命ス（以上十月二十八日關東廳）
關東廳法院判官　野本　豐
七級俸下賜
補高等法院覆審部判官兼地方法院判官（十月二十二日同）
師範學校教諭　松本　景記
公立學校職員年功加俸令ニ依リ大正十五年三月六日ヨリ年功加俸年額百八拾圓下賜（十五年十二月二十一日北海道廳）
公立高等女學校教諭　山本　隆一
年功加俸年額金百八圓下賜（八月十日長崎縣）
公立中學校長　內田　亭
年功加俸年額金百八拾圓下賜（八月二十二日同）
公立實業學校教諭　石井長次郎
年功加俸年額金百五十六圓下賜（九月一日同）
同　富永　正淸
年功加俸年額金百八圓下賜（九月十日同）
同　野口　滿美
年功加俸年額金百五十六圓下賜（九月二十日同）
公立高等女學校教諭兼公立高等女學校舍監　坂本　ヤス
七級俸（當分千七百參拾圓）下賜
加俸年額金七拾貳圓下賜（十月六日同）
公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭　關口石之助
年功加俸年額百五拾六圓下賜（十月十二日栃木縣）
公立高等女學校教諭　村田平三郎
五級俸（當分年俸貳千百圓）下賜（十月十二日高知縣）

宮廷錄事

◉謁見　本邦駐箚獨國特命全權大使ウヰルヘルム、ゾルフ一昨二十九日午後三時　天皇陛下ニ謁見仰付ケラレ大禮ニ付同國大統領閣下ヨリ贈進ノ御祝品ヲ捧呈セリ

本邦駐箚伊國特命全權大使男爵ポムペーオ、アロイージ一昨二十九日午後三時十五分　天皇陛下ニ謁見仰付ケラレ大禮ニ付同國皇帝陛下ヨリ贈進ノ御祝品ヲ捧呈セリ

本邦駐箚ソヴィエト聯邦特命全權大使アレクサンドル、トロヤノヴスキー一昨二十九日午後三時三十分　天皇陛下ニ謁見仰付ケラレ大禮ニ付同國政府ヨリ贈進ノ御祝品ヲ捧呈セリ

本邦駐箚瑞西國特命全權公使エミール、トラヴェルシニー一昨二十九日午後三時四十五分　天皇陛下ニ謁見仰付ケラレ大禮ニ付同國政府ヨリ贈進ノ御祝品ヲ捧呈セリ

本邦駐箚暹羅國特命全權公使ピヤ、スパン、ソムパッティ一昨二十九日午後四時　天皇陛下ニ謁見仰付ケラレ大禮ニ付同國皇帝陛下ヨリノ奉祝御親書ヲ捧呈セリ

本邦駐箚蘭國特命全權公使イエー、セー、パブスト一昨二十九日午後四時十五分　天皇陛下ニ謁見仰付ケラレ大禮ニ付同國皇帝陛下ヨリノ奉祝御親書ヲ捧呈セリ

本邦駐箚丁抹國特命全權公使ヘンリック、デ、カウフマン一昨二十九日午後四時三十分　天皇陛下ニ謁見仰付ケラレ大禮ニ付同國皇帝陛下ヨリ贈進ノ御祝品ヲ捧呈セリ

大禮ニ參列ノ左記各國特派大使同特派使節ハ昨三十日午前十一時三十分　天皇陛下ニ謁見仰付ケラレタリ

獨國特派大使ウヰルヘルム、ゾルフ
白國特派大使アルベール、ド、バッソムピエール
米國特派大使チャールス、マクヴェー
英國特派大使サー、ジョン、アントニー、セシル、ティレー
佛國特派大使ロベール、ジュール、ダニエル、ド、ビイ
ブラジル國特派大使アー、ド、ブリエンヌ、フェイトーザ
ソヴィエト聯邦特派大使アレクサンドル、トロヤノヴスキー
伊國特派大使男爵ポンペーオ、アロイージ
支那國特派大使汪榮寶
西班牙國特派大使ペドロ、カルティン、イ、デル、サース、カバイエロ

ペルー國特派大使マヌエル、エリアス、ボンヌメーゾン
メキシコ國特派大使ホセ、ヴァスケス、スキアフィーノ
ルーマニア國特派大使アウレル、ジャン、ヴァシリユ
ポーランド國特派大使ズヂスラフ、オケンツキー
チェッコスロヴァキア國特派大使カーレル、ハラ
諾威國特派使節ヨハン、ウイルヘルム、ミヘレット
瑞典國特派使節オスカル、アントン、ヘルマン、エーヴェロフ
蘭國特派使節イエー、セー、パブスト
丁抹國特派使節ヘンリック、デ、カウフマン
ポルトガル國特派使節ジョゼ、ダ、コスタ、カルネイロ
アルゼンティン國特派使節ドクトル、マリオ、ルイス、デ、ロス、イヤノス
暹羅國特派使節ピヤ、スパン、ソムパッティ
瑞西國特派使節エミール、トラヴェルシニー
フィンランド國特派使節グスターフ、ジョン、ラムステッド
土耳其國特派使節フウルウッシ、フウァド、ベー

◉御禮電　大禮ニ際シ獨國大統領閣下、丁抹國皇帝陛下、伊國皇帝陛下ヨリ　天皇陛下ヘ祝品ヲ贈ラレタルニ付一昨二十九日夫夫御禮電御發送アラセラレタリ

大禮ニ際シ蘭國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下ヨリ　天皇陛下ヘ御親書ヲ寄セラレタルニ付一昨二十九日夫々御禮電御發送アラセラレタリ

◉祝品御禮　大禮ニ際シソヴィエト聯邦政府、瑞西國政府ヨリ　天皇陛下ヘ祝品ヲ贈ラレタルニ付一昨二十九日夫々外務大臣ヲ經テ御答謝アラセラレタリ

正誤

昨三十日大禮使彙報欄奉送奉迎諸員ノ心得ノ項中七五四頁三段終ヨリ十行第五、車場前場ハ第五、車馬前場ノ誤植

彙報

○官廳事項

◉文部省分課規程中改正　文部省分課規程中昨三十日左ノ通改正セリ

第二條中「學務課及學術課」ヲ「學務課、學術課及學生課」ニ改メ、學術課分掌事務ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

學生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　內外ニ於ケル社會思想ノ調査研究ニ關スルコト
二　學生生徒ノ思想ノ調査研究ニ關スルコト
三　學生生徒ノ思想的運動ニ關スルコト
四　其ノ他思想問題ニ關スル調査研究ニ關スルコト

◉在本邦和蘭國公使館書記官轉任　在本邦和蘭國公使館書記官ヨンクヘール、ドクトル、デ、セリエール今般他ヘ轉任ヲ命セラレ十一月末離任ノ旨同國公使ヨリ本月二十四日附ヲ以テ通知アリタリ

◉肥料調查委員會委員囑託　肥料調查委員會ノ委員ヲ昨三十日左ノ通囑託セリ

商工省工務局長　吉野　信次
工業試驗所技師　小寺房治郎
（各通）
肥料調查委員會委員ヲ囑託ス

◉轉任　沖繩縣島尻郡東風平尋常高等小學校長外間政暉ハ本月八日沖繩縣那覇市泊尋常小學校訓導兼校長ニ轉任セリ

警察

◉豫約出版屆出　豫約出版法ニ依リ本月二十五日警視廳ヘ豫約出版ヲ屆出テタルモノ左ノ如シ

題號　石川啄木全集
著作者　石川一
發行者　山本三生
發行所　東京市芝區愛宕下町四丁目六番地改造社
著手年月日　昭和三年十一月四日

◉豫約出版履行　昨二年十二月二十七日藤田眞ヨリ山形縣ヘ屆出テタル「山形縣人國記」ノ豫約出版ハ之ヲ履行シタル旨屆出テタリ

褒賞

◉綠綬褒章下賜　實業ニ精勵セシ廉ヲ以テ昭和三年十月二十七日綠綬褒章ヲ下賜セラレタル者左ノ如シ

熊本市大江町　長野　忠次

夙ニ心ヲ蠶業ノ發展ニ注キ殊ニ力ヲ蠶種ノ改良統一ニ致シ刻苦研鑽優良ナル品種ノ製出ト普及ニ努メテ蠶業經濟上ニ資スル所鮮少ナラス又桑園及蠶種貯藏方法ノ改善蠶蛆病毒ノ根絕ニ竭力スル等洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

實業ニ精勵セシ廉ヲ以テ昭和三年十月二十九日綠綬褒章ヲ下賜セラレタル者左ノ如シ（以上賞勳局）

京都市下京區五條通柳馬場西入鹽竈町　湯淺七左衛門

夙ニ我邦蓄電池工業ノ不振ヲ慨シ苦心研究之カ製造ヲ創メ幾多ノ犧牲ヲ拂ヒ遂ニ優良品ヲ製出シ軍事上及工業上ニ使用セラレテ名聲ヲ博シ斯業ノ發展ニ寄與スル所鮮カラス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルモノトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

○陸海軍

◉後備役編入　豫備役海軍主計少將秋葉鑛太郎、同機關特務中尉大竹兼吉ハ本月二十七日孰モ後備役ト爲レリ（海軍省）

◉退役　後備役海軍中佐岡田雄三ハ本月二十四日、同大將子爵齋藤實ハ同二十七日孰モ退役ト爲レリ（海軍省）

◉所在不明徵兵終決處分未濟者　石川縣ニ於テ昭和三年ニ生シタル所在不明ノ徵兵終決處分未濟者左ノ如シ（石川縣）

本籍地	氏名	生年月日
江沼郡分校村字箱崎ウノ一四四	北野　利雄	明治四一、六、一八
能美郡新丸村字丸山ヌ一〇八	堀口　薩吉	四一、二、二九
同大杉谷村字波佐谷ヲ二八五	西　俊一	四一、一〇、一三
石川郡安原村字下安原レ一〇一	山　寬之	四一、五、九
河北郡內灘村字大根布イ一四	上野島英藏	四一、一〇、二
羽咋郡志雄村字吉野屋ワノ七一	島崎　隆	四一、一〇、二〇
同上甘田村字瀧谷イ七五	長濱　良哲	四一、二、一九
同鈍打村字藤瀨二ノ五六	坪野七太郎	四一、四、二〇
同西浦村字笹波レノ五五六	藤田　長藏	四一、八、一〇
鹿島郡七尾町字三島町四七	饒目金太郎	四一、六、一一
同德田村字八田非部ノ一一	大窪　武	四一、三、一六
同越路村字武部オノ三四ノ五	延命　定一	四一、七、二一
鳳至郡劔地村字池田八ノ一七	中村　喜作	四一、四、二八
同柳田村字柳田主部一二三	堂田　佐吉	四一、七、一五
金澤市上小川町六一	谷內　太吉	四一、一〇、二〇
同下百々女木町一二六	辻村　孝	四〇、三、一五
同岩根町八九ノ二	藤田　竹雄	四一、三、三
同瓢簞町一九	淺川　所一	三〇、六、一三

◉不要徵兵終決處分者　石川縣ニ於ケル所在不明ノ徵兵終決處分未濟者中徵兵終決處分濟、滿四十歲超過、死亡、失踪宣告等ノタメ爾後調查ヲ要セサル者左ノ如シ（石川縣）

本籍地	氏名	生年月日
江沼郡大聖寺町字菅生町三五	西田作次郎	明治二一、一二、一
同字越前町三一	右谷亥之吉	二三、一〇、七
同字五軒町三四	光村　常吉	二三、三、二三
同字馬場三七ノ一	生駒　貞彥	二三、八、三
同山中町ヘノ四四	荒井憲太郎	二三、一〇、四
同福田村字下福田一七ノ三三	古中彌三郎	二三、五、一八
同鹽屋村イノ九三ノ三	北方作太郎	二三、九、一三
同ハノ一二八	中井市太郎	二三、一二、二〇
同黑崎村字黑崎ヌノ三三	西野　與作	二一、一一、二八
同鹽津村字千崎子ノ七七	崎谷　甚作	二一、六、一〇
同那谷村字瀧ケ原二ノ一三七ノ甲	田島　庄二	二三、二、一七
同作見村字弓波イノ六〇	寺本　寅吉	二三、四、一〇
同三谷村字曾宇ヲノ五	井山　甚六	二一、二、二七
能美郡小松町字三日市町地方ヲ三五	西出茂三郎	二一、三、一〇
同字三日市町五四	織部　吉三	二四、八、一
同安宅町ヲノ九九	釜田　外吉	二三、一一、一
同苗代村字不動島甲三五	北島　金松	二四、一、六
同國府村字盲谷ト二四六	中川　長松	二一、三、六
同字佛大寺八ノ二四四	向出松次郎	二〇、一二、七
同字和氣ホ六ノ二	今出榮太郎	二三、八、一四

第556号　本文

同鳥越村字河原山トノ八五	森　外吉	二一、三、二〇
同尾口村字瀬戸イノ一四四	村下　助八	二四、二、二〇
石川郡金石町大字鐵砲町一〇三ノ一	輪島仁三郎	二〇、二三、二四
同冬瓜一二四	中川　佐吉	二一、一〇、一
同字新潟町四三	越　與三松	二三、六、二五
同字檜町五	喜多　喜治	二三、四、九
同字港町六	横井　友治	二三、四、一六
同字下寺町二〇	手平榮太郎	二三、二、八
同冬瓜町四七	吉崎　與吉	二四、七、一三
同字上新濱町四二	越田與三郎	二三、一二、二三
同美川町ルノ一三四	加登屋源次郎	二三、四、二九
同ソノ三五一	安田與三松	二三、九、一七
同ルノ七四	一川德太郎	二四、一、二九
同御手洗村字相川新丁二八ノ一	古野　權吉	二一、四、一〇
同三三	松田　榮吉	二三、五、一〇
同字德光ウノ五二	木村　德二	二三、三、二七
同粟崎村字粟崎ト一一七	糀谷幸二郎	二一、六、一〇
同三馬村字米泉ヲ一二	西川　堯敏	二一、一、二〇
同河内村字下折イ四二	山本　條吉	二一、六、二四
河北郡高松町字高松ウノ七七	白江　外吉	二一、七、二一
同コノ二七ノ一號	岸　勝三郎	二四、四、八
同コノ二四	小山　與八	二四、二、二五
同子ノ三五	由井　喜一	二一、五、一
同淺川村字袋ロ六八	福井　由松	二四、四、一四
同小坂村字小坂ヲ一一九	渡部政治郎	二三、六、一〇
同川北村字沖ヲ六三	山岸　千吉	二三、六、三一
同字東蚊瓜チ一三〇甲	武田孝次郎	二〇、二、一八
同三谷村字市瀬カノ八二	山本七郎右衛門	二一、三、一
同笠谷村字市谷タ六ノ二七	大橋　竹治	二四、五、四
同宇ノ氣村字上山田ロ一六四	三宅　恒吉	二一、二、三
同内灘村字黒津船地内ロノ五九	喜多初太郎	二一、八、二五
同字向粟崎ヘ八五	高橋　初次	二三、九、一五
同字大根布ロノ七二	高山與十郎	二三、一二、二〇
羽咋郡羽咋町コノ九〇	眞田　澤藏	二三、三、一
同三	濱岡　久藏	二四、六、二三
同高濱町字高濱チ一五	日下幸次郎	二三、七、二七
同八ノ一四	末吉惣次郎	二四、九、六
同富來町字領家町ホノ七六	上嶋三太郎	二一、四、一四
同字牛下ホノ七	赤坂榮太郎	二一、二、五
同中莊村字上田カ二四九	西森甚四郎	二四、四、二三
同樋川村字柳瀬ヘノ三	中橋　榮吉	二三、五、八
同ト五六	金田金右エ門	二一、一〇、二一
同南志雄村字平麻四一	杉中又三郎	二三、六、三
同富永村字吉崎四九	氷田彥五郎	二四、七、二二
同北邑知村字飯山レノ一	藤井　榮藏	二三、一、一五
同菅池マノ七	北山　佐平	二三、三、一六
同一ノ宮村字瀧ワ三四〇	中條　和吉	二三、一二、二〇
同下村田村字大坂ナノ三九	北山藤次郎	二一、四、一五
同志加浦村字赤住九ノ七七	橋本　寅松	二四、一、一
同加茂村字安津見九〇	宮嶋七太郎	二四、八、二三
同上熊野村字太箍七〇	岡顯　久吉	二三、一二、一七
同東增穗村字里本江五ノ二六	堀邊　長藏	二一、一、一九
同宇相神八ノ四八	寺岡　豊吉	二三、三、一五
同西海村字風無ヲノ五五	松本松次郎	二一、九、一
同四二	野端太四郎	二三、一、一五
同千里濱村八ノ七四	森田幸二郎	二一、一一、一三
同福浦村メノ一九	大根長次郎	二三、七、二三
同西海村字笹波一四八一四九	川島金太郎	二八、八、二八
同樋川村字柳瀬ヘノ一八	川畑彌八郎	二一、七、一五
同西海村字千浦二	山口四一郎	二三、一〇、五
同宇風無一三二	小川留次郎	二七、一、二〇
鹿島郡熊木村字横田ツノ二一三甲ノ一	千場　末吉	二八、四、三〇
同鳥屋村字良川又ノ一七	安田　幸作	二〇、一二、二九
同宇末坂ラノ三七ノ乙	山口　勇藏	二一、一、一六
同崎山村字鵜浦六九ノ八〇	浦田　金藏	二一、三、八
同七尾町字橋町一七	東濱吉三郎	二一、五、八
同豐川村字豐田十ノ九八	川邊六三郎	二一、一〇、三一
同七尾町字魚町五	半田淸之助	二三、八、二一
同字港町一丁目八八	丸岡梅三郎	二三、一一、一六
同鳥屋村字一青コノ九	鳥畑　長松	二三、一、一八
同矢田鄉村字府中トノ二	小室　市助	二三、二、一
同七尾町字鍛冶町一九	方金勇次郎	二三、三、二一
同瀧尾村字小竹イノ八五	山崎　忠吉	二三、一一、一五
同鳥屋村字良川四ノ四ノ甲	出村與四松	二三、一二、二
同瀧尾村字東馬場トノ一	法橋由太郎	二三、一二、八
同御祖村字祖田ロノ四五	作間時三郎	二四、一、四
鳳至郡輪島町字河井町三ノ一四一	加治芳太郎	二一、二、五
同字海士町天地五六	上濱龜次郎	二三、一一、一〇
同字河井町四ノ三〇ノ三	島中作太郎	二三、三、六
同宇出津町字宇出津新一〇八	原　喜兵衛	二三、四、一
同宇宇出津ウノ九四	若松　久吉	二三、三、一五
同櫛比村字清水一ノ四三	早瀬淸太郎	二一、九、二三
同七浦村字餅田九ノ四二	青木忠太郎	二三、一〇、八
同南志見村字里四ノ四	梶　忠二	二一、三、一五
同柳田村字五十里ワノ四五	穴田安太郎	二一、一二、一一
同鵜川村字鵜川二六ノ五二	田邊長太郎	二一、一二、五
同兜村大字鹿波五六字二三	黒波藤太郎	二一、一、二
同宇曾良リノ八〇甲	船本　要助	二三、一二、二七
珠洲郡寶立村字春日野一字九	濱市仙太郎	二一、一〇、一
同鵜飼二ノ四七	日野　治吉	二一、九、二
同西海村字片岩四	谷内上八百三郎	二一、八、二七
同若山村字經念八ノ一二六	龜澤幸次郎	二一、七、二六
同直村字野々江ヲノ一三六	橋爪嵩一郎	二三、七、一三
同正院村字正院十九ノ一〇五	奥谷由太郎	二三、四、二〇
同宇川尻十三ノ一五五	瀨戶　勇藏	二三、一、二八
同三崎村字粟津ホノ二	中谷久次郎	二三、一〇、一三
同西海村狼煙ヘノ一ノ甲	鈴木　松藏	二三、一〇、一一
同三崎村字引砂子ノ七二	森坂重太郎	二三、五、二七
同小木町字小木十字一〇四	角谷仙之助	二三、一、一五
同小木十七字五四	高野　善藏	二三、六、五
同西海村字直浦又字二	坂中　留吉	二三、一、一三
金澤市木町二四〇	林　作次郎	二三、六、二〇
同御小人町無番	本郷與三松	二三、五、一三
同生石引町六六	礪波　朔二	二一、一〇、二九
同下小川町三四ノ一	太坪鐵太郎	二〇、一二、一五
同卯辰下町四二ノ一	金田八太郎	二三、九、七
同野田寺町四ノ一七	加藤　官二	二三、五、一五
同長町四ノ七	川俣米太郎	二四、七、八
同上小川町二九	河地　直壽	二四、三、二〇
同南長川町二四	中村彥十郎	二〇、七、一八
同春日町五ノ二一	中村　孫彥	二〇、一一、二一
同六斗林三ノ無番	中村吉太郎	二一、五、一八
同笹下町一ノ一〇	中村　他市	二三、一一、二二
同長田弓ノ町三ノ八	中村　外雄	二三、四、一
同上牧町二一	中村龜次郎	二三、一一、二九
同中堀川町三一	草間　時男	二八、一二、一〇
同元車町五〇	安江市太郎	二一、一二、二〇
同賢坂辻通三五ノ一	松本　利七	二四、一、一六
同小玉小路七	古谷　隆一	二三、四、二三
同袋町三八ノ一等合	二木　理作	二四、八、三
同長町一二四ノ一	小倉　俊	二〇、八、三〇
同本馬町一四ノ一	越原　與吉	二一、三、一一
同土取場永町二二	越村　乙作	二三、四、二八
同宗叔町三ノ二一ノ丙	近藤太一郎	二三、四、二六
同土鷹匠町無番	櫻井　匠松	二三、四、一八
同南長門町二三	北浦仙太郎	二一、一一、一三
同彥三二ノ五六ノ一	宮崎　時信	二一、四、二三
同田丸町無番	水上　武男	二三、一〇、二五
同檜木町八〇ノ三	塩屋　留吉	二三、一〇、七
同馬場三ノ二五	柴田　音吉	二三、四、三
同東御影町七八ノ一	末友　利藏	二〇、一二、一三
同木新保一ノ二二	鈴見　周助	二四、九、五
石川郡鄉村字番匠垣内金八五	水野　貞信	二四、七、四

○產業

◎都市賃銀概況　商工省ノ調査ニ係ル昭和三年九月ノ十三都市賃銀概況左ノ如シ（商工省）

昭和三年九月ニ於ケル十三都市賃銀指數（大正十年乃至十二年ノ全三箇年平均賃銀ヲ一〇〇トシ單純算術平均ノ方法ニ依リ算出セルモノ）ハ總平均一〇二・一ニシテ之ヲ前月ノ一〇一・七ニ比較スレハ四厘ノ昂騰ニ當リ調査種類五十二種中前月ニ比シ昂騰セルモノ二十種ニシテ低下セルモノ九種、保合ノモノ二十三種ナリ而シテ之ヲ十三都市別ニ觀レハ平均指數ノ最モ高キハ横濱ノ一〇七ニシテ東京ノ一〇六、仙臺及小樽ノ各一〇四、大阪、京都及新潟ノ各一〇三、高知ノ一〇二、名古屋及金澤ノ各一〇一、廣島及福岡ノ各九九、神戸ノ九五ノ順序ニシテ又之ヲ十二分類別ニ觀レハ平均指數ノ最モ高キハ漁夫ノ一二一・〇ニシテ印刷製本業ノ一〇七・〇、下男及下女ノ一〇七・〇、飲食料品工業ノ一〇五・八、金屬及機械器具工業ノ一〇四・四、木竹類ニ關スル製造業ノ一〇三・六、土木建築業ノ一〇一・五、纖維工業ノ一〇一・〇、化學工業ノ九九・九、被服及身廻品製造業ノ九九・七、窯業ノ九九・二順次之ニ亞キ其最モ低キハ仲仕及日傭人夫ノ九四・七ナリ然レトモ之ヲ各其前月ニ比較スレハ漁夫ハ三分、被服及身廻品製造業ハ二分、飲食料品工業ハ一分二厘、下男及下女ハ一分、印刷製本業ハ九厘、仲仕及日傭人夫ハ七厘、金屬及機械器具工業及窯業ハ六厘、化學工業及土木建築業ハ五厘、木竹類ニ關スル製造業ハ四厘ノ何レモ昂騰ヲ示シ之ニ反シテ纖維工業ノミハ一分四厘ノ低下ニ當ル尙ホ本月ノ總平均ヲ前年同月ニ比較スレハ一分三厘ノ昂騰ニ當ル

十三都市別賃銀指數（昭和三年九月）

	東京	大阪	神戸	京都	名古屋	横濱	廣島	金澤	仙臺	小樽	福岡	新潟	高知	平均	前月平均	前年同月平均
纖維工業																
製絲女工	九九	—	一一三	—	六九	—	一一四	一一三	九〇	—	—	—	九五	一〇〇	一〇六	九二
綿絲紡績女工	一二五	一〇八	九九	八〇	一〇五	—	九五	九一	一〇二	—	一〇七	一二六	—	一〇三	一〇四	一〇二
絹撚絲女工	八四	—	—	八四	一〇六	—	—	一一六	一〇〇	—	九九	—	—	九八	九九	一〇三
綿力織女工	七九	一二九	一一八	九八	一一五	—	七三	一一〇	一〇七	—	一四八	八七	八八	一〇四	一〇七	一〇七
絹手織女工	七七	—	—	一一七	一一四	—	—	一一三	八〇	—	九一	—	一一五	一〇二	一〇三	一〇一
莫大小編男工	一二九	一一八	八五	九九	八九	八六	一〇七	—	—	—	—	—	九八	一〇一	一〇〇	九九
莫大小編女工	一一三	一〇五	一一三	一一〇	八三	六五	八二	—	—	—	—	—	一〇三	九九	九八	九六
平均	一〇二	一一五	一〇七	九八	九六	六六	九四	一一二	九六	—	一〇九	一〇七	九九	一〇一・〇	一〇二・五	九九・八
金屬及機械器具工業																
旋盤工	一一八	一〇三	九二	一〇二	六九	一〇六	一一一	一〇一	一〇〇	一〇五	九八	一〇四	一一一	一〇二	一〇〇	九九
仕上工	一二四	一一一	九〇	一〇二	七〇	一〇四	九五	一〇六	一〇〇	一〇七	一〇五	一〇四	一〇〇	一〇一	一〇一	九八
鑄造工	一二六	一三七	八五	一一二	一三七	七九	一〇七	一〇〇	一〇〇	一〇四	八九	一一四	一一六	一〇九	一〇八	一〇五
鍛冶工	一二七	九五	八四	一一〇	一二〇	七六	一〇二	一一九	一〇〇	一〇六	一一〇	一〇〇	九四	一〇五	一〇六	一〇四
木型工	一三七	九〇	八一	一〇二	一一三	一一一	九〇	一二三	九二	九八	一〇六	一一〇	九七	一〇五	一〇五	一〇六
平均	一三六	一〇七	八六	一〇七	一〇六	九五	一〇一	一一〇	九八	一〇四	一〇四	一〇六	一〇四	一〇四・四	一〇三・八	一〇二・四
窯業																
陶器轆轤工	七六	一〇三	八五	一〇〇	一一四	一四六	—	八八	九二	—	九四	—	八四	九八	九八	一〇一
硝子製造工	一〇六	一一〇	一〇一	—	一〇一	一二三	一一四	一〇四	一〇五	一四七	一〇四	九三	八二	一〇八	一〇五	一〇七
「セメント」製造工	一〇九	一〇五	一一四	—	八七	—	—	—	—	—	—	—	九五	一〇二	一〇一	九九
煉瓦製造工	九八	一一六	五八	七五	九二	—	—	六七	一〇六	—	一一六	一一六	—	九四	九四	一一二
瓦製造工	八〇	—	六九	一〇〇	—	—	—	七〇	一二一	—	一〇七	—	一〇九	九四	九五	九五
平均	九四	一〇八	八五	九二	九九	一三九	一一四	八二	一〇六	一四七	一〇五	一〇五	九二	九九・二	九八・六	一〇二・八
化學工業																
製藥工	一〇三	一二二	一三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九九	一二二	一一五	一〇六
燐寸製造男工	八四	六〇	七五	—	一〇七	—	九九	六七	—	—	—	—	九七	八四	八四	七九
燐寸製造女工	九二	—	一〇五	—	一〇四	—	八〇	五七	—	—	—	—	八二	八六	八七	八四
榨油工	一一五	八二	一一〇	—	一〇五	一二一	九五	一〇八	六五	一一七	一〇〇	—	一〇五	一〇三	一〇〇	九八
和紙製造工	一一五	—	八六	—	—	—	—	—	—	一三六	—	—	一〇六	一一一	一一一	一〇六
洋紙製造工	一二六	九二	八七	一〇八	—	—	九八	—	—	—	—	一三五	—	一〇七	一〇六	一〇四
製革工	—	九八	一〇九	—	—	一一五	六六	—	—	—	—	—	—	九七	九二	九一
平均	一〇六	八九	一〇〇	一〇八	一〇五	一一七	八八	七七	六五	一二七	一〇〇	一〇五	一〇五	九九・九	九九・四	九五・四
飲食料品工業																
製粉工	九一	一四七	一〇七	—	一一五	一一五		—	一四四	一〇五		五〇	—	一一一	一一一	一〇二
清酒釀造工	九九	一四五	一〇五	—	—	—	—	一二六	一〇三	五九	一〇三	—	一一七	九五	九五	九四
醬油釀造工	一六八	一二六	八七	一三三	六一	一六四	一〇四	九四	一一〇	九五	一〇〇	一〇七	一二九	一一三	一一三	一一一
精製糖工	一〇八	一一二	一三三	—	一二〇	—	—	—	—	一〇四	—	—	—	一一五	一一五	一一四
菓子製造工	九三	七六	七三	一一〇	八四	九六	八八	八六	一〇三	八九	一〇〇	一一五	一一五	九四	九三	九九
罐詰工	一二七	八六	—	九八	—	—	一一七	—	—	—	—	—	—	一〇七	一〇〇	八九
平均	一一四	九七	一〇一	一一〇	一〇〇	一二五	一〇三	一〇二	一一八	九〇	一〇一	九一	一二〇	一〇五・八	一〇四・五	一〇一・八
被服及身廻品製造業																
洋服仕立工	一〇五	一〇八	九〇	九二	九一	七一	一一九	一〇〇	九二	七四	一〇〇	八七	一六七	一〇六	九八	九二
靴工	一三九	九七	八六	一二四	一〇五	一一一	一〇九	九九	九九	九三	一〇四	一〇一	九五	一〇五	一〇四	一〇五
下駄工	六三	九五	九八	八五	一二八	一一七	七〇	九三	一〇七	九二	一〇四	八四	八九	九四	九三	九四
平均	一〇二	九九	九一	一〇〇	一〇八	一〇〇	九九	九七	九九	八六	一〇二	九一	一一六	九九・七	九七・七	九七・〇
土木建築業																
大工	九四	九二	九七	九四	一〇六	一〇九	一〇三	一一〇	一一四	九六	八六	一〇七	九五	一〇〇	一〇〇	一〇二
左官	九〇	九五	九六	一〇四	一〇六	一〇三	一一三	一一〇	一三六	一〇六	一〇〇	一〇一	九九	一〇五	一〇五	一〇七
石工	九四	八七	九一	九五	一〇三	一〇二	九七	一三三	一一〇	一〇五	九二	一〇八	七五	九九	九七	一〇一
煉瓦積工	九一	九九	九一	一〇一	九六	一〇三	九九	一〇四	一〇〇	九三	九四	八七	八二	九五	九五	九八
瓦葺工	九五	一〇二	七三	九二	一〇五	一〇一	一〇七	一〇九	一〇八	九七	一〇五	一〇八	八五	九九	九九	一〇二
「ペンキ」塗工	一〇八	九一	九八	一二七	一一六	一一六	一一四	一一七	一〇〇	一四〇	九〇	九四	一三八	一一一	一〇九	一〇七
平均	九五	九四	九一	一〇二	一〇六	一〇六	一〇六	一一四	一一四	一〇六	九五	一〇一	九四	一〇一・五	一〇一・〇	一〇二・八
木竹類ニ關スル製造業																
製材工	八二	一〇一	九九	八一	一〇一	九五	一一七	一一九	一〇〇	一二七	一〇〇	七六	七四	九八	九八	一〇〇
指物工	八二	一二〇	一一七	九八	一一二	一〇八	五三	六四	一二〇	九二	一〇三	一〇一	九四	九七	九七	九九
漆器工	一〇七	一八〇	七二	一三九	一一一	七七	五八	一三六	一〇一	—	九六	一二五	一〇五	一〇八	一〇八	一〇四
蒔繪工	七三	一〇三	一〇五	—	八八	—	—	—	—	—	—	一三七	一四三	一〇七	一〇五	一〇六
疊工	一一六	一五〇	七一	一〇六	一〇四	一三五	一〇六	一一二	一〇九	一一五	一〇〇	七六	—	一〇七	一〇五	一〇六
平均	九二	一二九	九三	一〇六	一〇三	一〇四	八三	一〇三	一〇八	一一一	一〇〇	一〇五	一〇四	一〇三・六	一〇三・二	一〇五・〇
印刷製本業																
活版植字工	一一五	九五	九三	一〇二	一〇七	一三一	一二五	一〇三	一〇〇	一〇六	九六	一一三	一一九	一一〇	一〇九	一〇六
製本工	一〇三	八八	八九	一三一	七八	一一三	一〇四	一一六	一〇〇	一一八	九六	一一三	一〇〇	一〇四	一〇二	一〇三
平均	一〇九	九二	九一	一一八	九三	一二二	一二五	一一〇	一〇〇	一一五	九六	一一三	一一〇	一〇七・〇	一〇六・〇	一〇五・五
仲仕及日傭人夫																
仲仕	一〇九	八七	七四	一〇八	八一	九四	一一〇	七四	一〇〇	一一四	六六	八八	一〇〇	九三	九一	八八
日傭男人夫	九三	八六	九三	一〇〇	一一三	八〇	九四	一〇一	一一〇	九七	七八	一〇一	八六	九五	九五	九六
日傭女人夫	九一	—	一二四	七五	八六	一〇八	一〇四	九九	一〇〇	一二八	七一	一〇〇	六六	九六	九六	九八
平均	九八	八七	九七	九四	九四	九四	一〇三	九一	一〇四	一一四	七二	九六	八四	九四・七	九四・〇	九四・〇
漁夫	一〇三	—	九七	—	—	—	八三	—	—	八九	—	一二九	七三	一二一・〇	一〇八・七	一〇二・〇
下男及下女																
下男	一一一	一二三	一〇三	一〇八	九五	一〇九	一〇〇	七五	一一三	九三	一〇二	一一九	一〇〇	一〇四	一〇二	一〇四
下女	一一六	一〇四	一〇五	九五	九五	一二二	一一八	一〇一	一〇〇	九一	一〇三	一一三	一二一	一〇八	一〇八	一〇七
平均	一一四	一一四	一〇四	一〇二	九五	一一六	一〇九	八八	一〇六	九二	一〇二	一一六	一一一	一〇六・〇	一〇五・〇	一〇五・五
總平均	一〇六	一〇三	九五	一〇三	一〇一	一〇七	九九	一〇一	一〇四	一〇四	九九	一〇三	一〇二	一〇二・一	一〇一・七	一〇〇・八

（備考）本表ノ指數ハ大正十年乃至十二年ノ全三箇年平均賃銀ヲ一〇〇トシ單純算術平均ノ方法ニ依リ算出セルモノナリ

第556号　本文

○衞生

◎國際傳染病報告　本件ニ關シ本月二十六日在新嘉坡國際聯盟保健部東局ヨリ左ノ通電報アリタリ（本月二十五日本欄内參看）（內務省）

自十月十四日至同二十日國際傳染病狀況

港名	「ペスト」				「コレラ」				痘瘡			
	患者	（一月以來）累計	死者	（同上）累計	患者	（同上）累計	死者	（同上）累計	患者	（同上）累計	死者	（同上）累計
モンバサ	一	二	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—
パスラ	—	—	—	—	—	—	—	—	七	四三	七	一八
孟買	—	—	四	二三〇	—	—	—	三一	三	九五九	一	五二〇
カルカッタ	—	—	—	—	—	—	二	五〇四	三	七八二	一	一五九
カラチ	—	—	—	—	—	—	—	—	一	三	—	一
マドラス	—	—	—	—	—	—	九	五二三	二五	八三九	五	一七二
ネガパタム	—	八	—	一	—	—	—	二	二三	一九八	五	五一
蘭貢	—	一〇	—	二二九	—	—	一	七九	一	一、一六四	—	三七六
ツチコリン	—	—	—	—	一	一六	—	八〇	—	一三	—	一
ポンヂシェリ	—	—	—	—	—	一五	—	二三	—	一三五	一	一四五
バタビア	—	—	—	—	—	一	—	—	一	三	—	一
マカッサル	一	八	一	七	—	—	—	—	—	一	—	一
メダン	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一〇八	—	二四
スラバヤ	—	三	—	三	—	—	—	—	一	一二	—	—
プナンペン	—	一二	—	一〇	—	一三	—	一〇	一〇	四六	二	二五
西貢、ショロン	—	六	—	二	—	二六九	—	一七〇	一	九	—	—
香港	—	四	—	一	—	—	—	—	六	一四六	一	一一七
上海	—	—	—	—	—	八	一	三 （疑似）一	—	一	二	九五

（摘要）タマタブ、メナド、サマリンダハ孰モ報告未著

モンバサ及孟買ニ於テハ第三地帶（市中）ニ於テ有菌鼠ヲ前者ハ一、後者ハ一三發見セリ、コロンボ及チェリボンニ於テハ有菌鼠各一發見セシモ捕獲場所不明

北滿防疫公所情報　通遼ニ於テハ「ペスト」患者一三發生セリ

十月十七日コンスタンチノープルニ於テ「ペスト」患者一、十月十五日テネリフ（亞弗利加カナリヤ群島ノ港市）ニ於テ「ペスト」患者一、アスンション（南米パラグァイノ首府）ニ於テ肺「ペスト」患者三、腺「ペスト」患者一各發生セリ

前週中タマタブニ於テ「ペスト」患者一、同死者一、ラゴス（亞弗利加東部ニジェリアノ港）ニ於テ「ペスト」患者二三、同死者二三發生セリ

十月十三日蘭領東印度ハ孟買ヲ「コレラ」流行地ト指定シ同日ポンヂシェリニ對シ「コレラ」流行地指定ヲ解除セリ

ケープタウン、ダルバン、イーストロンドン、ポートエリザベス、ベイラ、ロレンゾマルケズ、モザンビィック、ダイエゴサレズ、マジュンガ、ポートルイズ、セーントデニス、ダルエスサラーム、ザンジバー、セーシェルズ、イタリアンソマリランド、ブリティシュソマリランド、ヂブチ、マッサワ、ポートスダン、スアキン、アレキサンドリア、ポートサイド、スエズ、アデン、カマラン、ペリム島、アバダン、バンダーアバス、ブシル、リンガ、モハメラ、バレイン、バセイン、チタゴン、コーチン、モールメーン、ヴヰザガパタム、ノバゴア、コロンボ、ポートスウェッテンハム、彼南、新嘉坡、バリクパパン、バンゼルマシン、チェリボン、パダン、パレンバン、ポンチャナク、サバング、サマラン、タラカン、チモルデリー、クーチン、ミリ、ゼセルトン、クダト、サンダカン、タワオ、セブ、ダバオ、イロイロ、ジョーロ、レガスピ、馬尼剌、ザンボアンガ、盤谷、ハイフォン、ツーラン、マカオ、厦門、廣東、秦皇島、哈爾賓、天津、青島、威海衛、關東州租借地、南滿洲鐵道沿線、基隆、高雄、仁川、釜山、函館、神戸、門司、長崎、新潟、大阪、下關、敦賀、横濱、オーストラリア、オークランド、クリストチャーチ、ダネディン、インバーカーチル、ウェリントン、ココボ及ラボール、パピート、ヌーメア、スバ、アピア、ホノルル、パナマ運河地帶以上發生ナシ

◎代用消毒藥品檢定　代用消毒藥檢定規程ニ依リ左ノ通檢定ヲ了シタル旨傳染病研究所ヨリ報告アリタリ（內務省）

藥品名　後藤「デシン」第四二號、第四三號

出願者名　後藤鉄三郎

出願月日　九月二十四日、十月一日

檢定月日　十月十六日

檢定番號　第五六號、第五七號

數量　一万三千三百封度、一万三千三百封度

檢定成績　合格

指示シタル代用藥品名　石炭酸水及「クレゾール」水

指示シタル製法　後藤「デシン」溶液（後藤「デシン」三分／水九十七分）

後藤「デシン」溶液ヲ製スルニハ定量ノ後藤「デシン」ニ定量ノ水又ハ湯ヲ加ヘ攪拌溶解セシム

小分裝定溶器數　一封度入　一万三千三百鑵、同九千三百鑵、四十封度入　百鑵

正誤

昨三十日本欄大藏省預金部狀況ノ項三行「九月十五日現在高ニ比シ增減」ハ「九月末日現在高ニ比シ增減」ノ誤植

地方行政

◎縣會　滋賀縣ニ於テ來ル十一月九日通常縣會ヲ招集ス（滋賀縣）

在外公館報告

◎獨國商況　本件ニ關スル本月二十七日著漢堡駐在來栖總領事電報左ノ如シ（外務省）

產業界依然好轉セサルニ拘ラス賃銀、運賃、生活費等昂上ノタメ國內市場ノ前途一般ニ不安ノ氣構ヘ賠償問題ノ成行頗ル注目セラレツヽアリ、政府ハ客年聯盟經濟會議ノ勸告ニ基キ輸出入禁止協定批准及或種品目ノ輸入稅引下法案ヲ議會ヘ廻付方決定セル由減稅品目ハ通商條約交涉上ノ利器トシテ既ニ不要ト爲レルモノニ關スル旨傳ヘラル

九月貨物貿易總額二十一億四千六百万圭トシテ既製品輸出增加ノタメ輸入超過二千八百万馬克ニ減ス

支那ニ於ケル政情安定ニ伴ヒ染料輸出增加ノ由紡織業爭議ハライン地方ノミナラス全國ニ波及スル虞アリシモ調停委員會ノ決セル農場勞働者賃銀五％引上等強制宣言ニテ解決二十九日ヨリ就業ノ筈

鐵工業爭議ハ目下調停裁判所ニテ協議中、造船職工罷業ノ外海員賃銀增額要求アリ是亦協議中、尚ホ當地ニ於テハ共產分子ノ策動ニテ埠頭人足約三千人就業セス當局ハ機關紙ノ發行ヲ停止シ嚴重警戒中、九月末失業者五十七万七千

金融界、資金潤澤ニ目下日貸四•五乃至七％圓爲替一馬克九九　物價十月十七日一四〇•四、大豆十一磅十八志九片、豆油三十二磅、羽二重、毛織絲、硫安不變

鐵物輸出相場左ノ如シ

(a)鐵棒　七磅一二志六片
(b)型鐵　(1)Angles　七磅一〇志九片
(2)Tees　八磅五志九片
(3)Joints　六磅一七志六片
(c)條鐵　九磅八志三片
(d)Plates　十六分ノ三以上　八磅
(e)同　八分ノ一以上　八磅六志六片
(f)同　十六分ノ一　八磅一一志六片
(g)Thomas wire rods　八磅二志

◎紐育絹物市況　本件ニ關スル本月二十八日著紐育駐在商務書記官原明治郎電報左ノ如シ（外務省）

絹物相場不變ナルカ天候回復秋冷ト爲リ又本邦爲替高モ刺戟材料ト爲リ賣行稍ゝ好轉ノ模様

觀象

◎初霜

地名	本年初日	昨年比較	平年比較
秋田	十月二十七日	七日遲シ	五日遲シ

◎初雪

地名	本年初日	昨年比較	平年比較
奉天	十月二十八日	早晚ナシ	一日遲シ
營口	同日	早晚ナシ	四日早シ

◎全國氣象

（備考）氣溫ノ－ハ氷點下ノ度ナリ「天氣ノ○ハ快晴、⦶ハ晴、◎ハ曇、●ハ雨、＊ハ雪、⊙ハ霧、◐ハ雷雨ナリ」雨量ハ當日午前六時ヨリ翌日午前六時マテノ總量ナリ

十月二十六日

地名	氣溫（攝氏）最高	最低	天氣 午前六時	午後六時	降水量（粍）
パラオ	29.0	24.5	◎	◎	3
恒春	30.6	23.5	○	●	2
澎湖島	26.3	22.7	◎	⦶	1
臺北	27.3	21.8	◎		2
那覇	27.4	22.4	◎	◎	2
鹿兒島	27.0	19.7	⦶	◎	—
宮崎	25.1	19.0	◎	●	21
熊本	28.3	15.8	⊙	⦶	—
高知	26.9	17.2	◎	⦶	—
德島	24.0	17.4	◎	—	—
和歌山	24.4	18.4	◎	◎	—
大分	22.9	17.8	◎	◎	—
松山	23.7	16.7	◎	◎	—
多度津	22.9	18.2	◎	◎	—
廣島	27.4	17.2	◎	◎	—
岡山	24.3	16.6	◎	◎	—
神戸	23.5	16.9	◎	—	—
大阪	24.7	17.5	◎	○	—
京都	23.2	15.6	◎	—	—
八木	22.7	16.0	◎	—	—
長崎	27.2	17.3	○	○	1
佐賀	26.2	15.6	⦶	—	—
福岡	26.5	15.0	⊙	◎	—
嚴原	20.3	15.7	◎	◎	—
下關	27.0	17.7	◎	◎	—
濱田	23.0	16.0	◎	○	1
境	22.5	16.8	◎	○	—
津	20.5	17.3	◎	—	—
岐阜	23.2	16.7	◎	—	—
名古屋	22.2	16.8	○	◎	—
濱松	25.4	17.5	◎	◎	—
沼津	26.4	16.6	◎	—	—
橫濱	20.4	16.4	◎	◎	—
東京	21.1	16.8	◎	◎	—
熊谷	20.7	14.4	◎	—	—
銚子	19.7	17.5	◎	◎	—
父島	28.7	24.6	⦶	◎	2
高山	21.7	14.0	◎	◎	—
飯田	20.0	14.4	◎	—	—
松本	20.0	10.9	◎	—	—
長野	22.0	11.6	●	○	—
甲府	22.6	14.2	◎	○	—
前橋	22.5	14.1	◎	○	—
宇都宮	22.4	13.6	◎	○	—
福島	25.3	10.3	○	○	—
彦根	22.3	15.5	○	—	—
福井	23.2	13.6	◎	⦶	—
金澤	22.7	15.7	◎	—	—
伏木	21.6	16.4	◎	—	—
高田	21.9	11.4	◎	—	—
新潟	20.6	13.7	⦶	○	—
山形	20.8	8.9	⦶	—	—
秋田	21.2	5.2	⦶	○	—
水戸	21.7	12.6	◎	—	—
石卷	21.3	12.1	⊙	○	—
盛岡	22.2	6.3	○	○	—
宮古	21.7	7.2	○	○	3
青森	20.1	6.8	○	○	—
函館	18.7	5.7	○	○	—
壽都	15.2	9.1	○	—	—
札幌	16.0	3.6	○	○	—
羽幌	15.9	12.0	○	—	—
旭川	16.9	3.1	◎	○	—
浦河	19.5	−0.2	⦶	○	—
帶廣	17.7	8.6	◎	○	—
網走	13.5	7.4	○	◎	—
釧路	20.3	0.8	○	—	—
根室	16.8	7.1	◎	⦶	—
紗那	14.3	2.4	○	⦶	—
大泊	9.8	3.4	○	⦶	4
敷香	4.7	−0.7	○	◎	—
釜山	23.0	11.1	◎	○	—
木浦	25.4	9.8	○	○	—
仁川	24.4	8.0	○	◎	—
江陵	21.7	8.6	○	○	—
元山	16.7	9.1	○	○	—
城津	15.1	10.4	◎	●	—
雄基	13.2	7.2	◎	◎	1
龍巖浦	21.0	10.5	⊙	⦶	—
大連	18.7	11.6	○	○	—
營口	18.9	3.5	○	⦶	—
奉天	21.4	4.0	○	⦶	—
長春	16.5	−2.0	○	⦶	—
天津	21.3	10.2	◎	○	—
青島	20.5	14.9	○	○	—
上海	23.4	12.8	○	○	—

同二十七日

地名	氣溫（攝氏）最高	最低	天氣 午前六時	午後六時	降水量（粍）
パラオ	30.0	21.8	◎	●	10
恒春	30.5	21.5	○	⦶	6
澎湖島	26.8	22.8	◎	◎	—
臺北	28.1	21.3	●	○	5
那覇	27.5	22.2	○	◎	—
鹿兒島	24.7	22.2	◎	◎	48
宮崎	23.0	20.4	⦶	◎	—
熊本	27.7	19.7	○	◎	—
高知	25.0	16.5	○	—	—
德島	27.0	15.3	⦶	⦶	—
和歌山	26.9	15.3	○	◎	—
大分	22.5	16.7	○	⦶	—
松山	25.1	14.0	◎	◎	—
多度津	23.5	14.0	○	⦶	—
廣島	26.0	13.8	○	—	—
岡山	25.2	11.0	⦶	○	—
神戸	26.1	16.1	○	—	—
大阪	27.7	15.9	⦶	—	—
京都	26.4	14.3	◎	◎	—
八木	27.2	12.9	⦶	—	—
長崎	26.3	18.6	○	○	—
佐賀	26.5	19.4	○	◎	—
福岡	28.3	14.0	○	◎	—
嚴原	21.7	19.6	◎	◎	—
下關	25.5	17.6	⦶	○	—
濱田	25.1	12.3	⦶	—	—
境	23.1	9.4	○	—	—
津	22.9	15.0	◎	◎	—
岐阜	26.5	15.8	○	⦶	—
名古屋	23.9	14.9	○	—	—
濱松	24.5	15.7	⊙	○	—
沼津	23.7	15.2	○	—	—
橫濱	20.3	14.8	○	◎	—
東京	21.4	13.6	○	—	—
熊谷	22.6	14.5	◎	⦶	—
銚子	19.5	17.4	◎	◎	—
父島	27.4	24.5	◎	⦶	16
高山	26.5	14.6	◎	—	—
飯田	25.0	9.2	⊙	—	—
松本	22.2	8.1	○	○	—
長野	21.9	8.4	○	⦶	—
甲府	26.0	11.2	⦶	◎	—
前橋	23.0	13.7	◎	◎	—
宇都宮	22.3	9.6	⦶	○	—
福島	20.6	4.9	⊙	○	—
彦根	24.2	12.8	⊙	—	—
福井	24.9	12.2	⊙	◎	—
金澤	23.5	11.3	○	—	—
伏木	21.4	11.7	○	—	—
高田	22.6	7.9	○	○	—
新潟	20.5	10.2	○	—	—
山形	20.9	3.7	○	○	—
秋田	21.6	3.5	○	—	—
水戸	21.2	9.6	○	◎	—
石卷	19.6	7.2	○	○	—
盛岡	18.6	1.3	○	○	—
宮古	18.9	6.5	○	○	1
青森	20.3	3.0	○	○	—
函館	18.0	4.6	○	—	—
壽都	16.4	5.9	○	○	—
札幌	17.4	4.0	◎	—	—
羽幌	14.8	4.6	⊙	○	—
旭川	15.9	0.0	○	○	—
浦河	17.5	6.0	⦶	○	—
帶廣	16.2	0.1	◎	○	—
網走	14.2	5.2	○	—	—
釧路	14.9	1.5	○	○	—
根室	14.6	5.8	⦶	○	—
紗那	10.5	0.1	○	◎	—
大泊	10.7	0.3	○	⦶	—
敷香	9.2	−2.8	⦶	◎	—
釜山	23.2	16.9	◎	○	—
木浦	25.7	16.0	⦶	◎	—
仁川	23.6	11.7	⦶	◎	—
江陵	21.4	10.5	◎	◎	—
元山	16.1	11.6	○	◎	—
城津	16.3	7.9	○	◎	—
雄基	15.2	7.0	◎	○	—
龍巖浦	18.9	9.8	◎	○	1
大連	19.8	13.3	○	○	1
營口	20.4	7.2	⦶	◎	2
奉天	18.1	5.4	⦶	○	—
長春	15.0	−2.0	◎	○	9
天津	16.3	11.2	◎	○	—
青島	21.5	14.8	◎	○	—
上海	27.4	15.7	◎	○	—

◎東京氣象

十月二十七日　天氣概況　晴

平均氣壓（海面ノ度）	七六八•八粍	平均水蒸氣張力	一〇•九粍
平均氣溫	一七•三度	平均雲量	六•四
平年ヨリ三•六度高シ		日照時間	七•六時
最高氣溫	二三•四度	平均風速度	三•二米
最低氣溫	一三•六度	最大風速度	四•八米
前五日間平均氣溫	一七•二度	最多風向	北東
平年ヨリ三•二度高シ		降水總量	—
		一時間最大降水量	—
平均濕度	七八%	記事	—

第556号 本文

同　二十八日　天氣概況　曇後小雨

平均氣壓（海面ノ度）　七六四・四粍
平均氣溫　一五・六度
平年ヨリ二・一度高シ
最高氣溫　一七・五度
最低氣溫　一三・三度
前五日間平均氣溫　一七・三度
平年ヨリ三・四度高シ
平均濕度　八八%
平均水蒸氣張力　一一・八粍
平均雲量　一〇・〇
日照時間　〇・〇時
平均風速度　三・〇米
最大風速度　四・六米
最多風向　北北西
降水總量　二・一粍
一時間最大降水量　〇・九粍
記事　午後零時三十分ヨリ同一時四十二分マテ、同二時五十七分ヨリ同四時十五分マテ及同六時二十分ヨリ同二十三分マテ小雨アリ

（以上中央氣象臺）

土地收用公告

昭和三年十月十一日內務大臣ノ認定公告ニ係ル滋賀縣大津市起業水道布設ノ爲收用スヘキ土地ノ細目左ノ如シ

昭和三年十月三十一日　滋賀縣知事　堀田　鼎

土地細目

滋賀縣滋賀郡滋賀村大字錦織字北柳一二九番、一三〇番、一三一番ノ一畑、一三一番ノ二原野、一三一番ノ三畑、一三一番ノ八、一三一番ノ九原野、一三三番、一三四番、一三五番、一三六番畑、字南柳一一二〇番ノ四、一一三七番ノ五原野、一一四〇番、一一四一番、一一四五番、一一四六番、一一五六番、一一五七番、一一五八番、一一六〇番、一一六〇番ノ一、一一九七番、一一九九番、一二〇〇番、一二〇一番、一二〇二番、一二〇三番、一二〇四番、一二〇五番、一二〇六番、一二〇七番一二〇八番合併、一二〇九番、一二一〇番ノ一、一二一〇番ノ二、一二一〇番ノ三畑、字一丁田一一一二番畑、大字山上字南尻深一五一番、一五二番一五三番合併田、字平ノ尻三一五番宅地

廣告

◎高等試驗司法科合格者公告中訂正

本月三十日本欄內掲載　高等試驗司法科合格者公告中七五八頁二段初行「豐島正巳」ハ「豐嶋正巳」同十行「小野金一郎」ハ「小澤金一郎」ノ孰モ誤ニ付訂正ス

昭和三年十月　高等試驗委員長　前田　米藏

◎軍馬糶賣

一軍馬　約二十頭

右來ル十一月五日午前十時當校馬術部東側ニ於テ糶賣ス

昭和三年十月三十一日　陸軍士官學校

◎檢定教科用圖書

檢定年月日	目的ノ學校並學科ノ種類	圖書名	卷冊	發行年月日	定價	昭和三年度臨時定價
昭和三、一〇、二四	高等女學校　家事科	新時代家事教本	二冊	昭和三、九、二五訂正再版	上 七〇錢 下 六五	一・一六圓 一・〇八
右著者　越智キヨ　右發行者　京都市上京區丸太町通堀川西入西丸太町百七十一番地　星野敬一						
同	師範學校 中學校　數學科	初等數學三角法	一	三、一〇、一五	四三	一
右著者　東京高等師範學校附屬中學校內　數學研究會						
同	中學校　國語科	新定國文讀本	五	同　三、一〇、一八	一 五九 二 五八 三 五六 四 五三 五 五二	九八 九六 九三 八八 八六

右著者　東京高等師範學校附屬中學校內　國語漢文研究會

以上發行者　東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地　目黑甚七

昭和三年十月　文部省

◎藥劑師學說試驗合格者

本年第二回東京、大阪及京城ニ於テ施行シタル藥劑師學說試驗合格者氏名左ノ如シ東京ニ於ケル合格者ハ來ル十一月八日午前十時證書授與スヘキニ付實印携帶文部省ニ出頭セラルヘシ大阪及京城ニ於ケル合格者ノ證書ハ追テ本人ニ郵送ス

昭和三年十月　藥劑師試驗委員長　栗屋　謙

東京
山本　房子　吉村　道子　坂井　保子
隈元　澄江　山本　靜江　岩崎　晃子
增山　ナカ　鈴木　千重　大江　松子
岩附　さだ　渡邊　光子　遠藤　中子
深海　愛子　前田　杉子　川島　久子
杉浦　ふさ江　土田　タマ　關　信代
鴨田　基　鈴木　てう　海老原　千枝
大橋　君子　佐藤　ミツ　山田　慶子
木村　安子　安本　トシ　中原　臣子

大阪
稻益　菊子

京城
千田　初子
小野　忠亮

◎藥劑師實地試驗日割（追加）

東京ニ於テ施行スヘキ本年第二回藥劑師實地試驗日割及受驗番號左ノ通追加ス受驗人ハ當日午前八時三十分マテニ東京市小石川區雜司ケ谷町百二十番地藥劑師試驗場（東京帝國大學醫學部附屬醫院分院構內）ニ出頭セラルヘシ但シ初日ニ限リ午前八時出頭ノコト

昭和三年十月　藥劑師試驗委員長　栗屋　謙

十一月十九日、二十日、二十一日、二十二日、二十三日　受驗人

八九	山本　房子	九〇	吉村　道子
九一	坂井　保子	九二	隈元　澄江
九三	山本　靜江	九四	岩崎　晃子
九五	增山　ナカ	九六	鈴木　千重
九七	大江　松子	九八	岩附　さだ
九九	渡邊　光子	一〇〇	遠藤　中子
一〇一	深海　愛子	一〇二	前田　杉子
一〇三	川島　久子	一〇四	杉浦　ふさ江
一〇五	土田　タマ	一〇六	關　信代
一〇七	鴨田　基	一〇八	鈴木　てう
一〇九	海老原　千枝	一一〇	大橋　君子
一一一	佐藤　ミツ	一一二	山田　慶子
一一三	木村　安子	一一四	安本　トシ
一一五	中原　臣子	一一六	稻益　菊子
一一七	小野　忠亮		

大阪ニ於テ施行スヘキ本年第二回藥劑師實地試驗日割及受驗番號左ノ通追加ス受驗人ハ當日午前八時三十分マテニ大阪市東區京橋三丁目大阪衞生試驗所ニ出頭セラルヘシ但シ初日ニ限リ午前八時出頭ノコト

昭和三年十月　藥劑師試驗委員長　栗屋　謙

十一月十九日、二十日、二十一日、二十二日、二十三日　受驗人

五六　千田　初子

◎堪航證明書交付及返付

昭和三年九月中航空機ノ堪航證明書ヲ交付及返付シタルモノ左ノ如シ

昭和三年十月　遞信省

交付シタルモノ

航空機ノ種類及型式	堪航證明書番號	國籍及登錄記號	機體檢査濟記號	發動機ノ型式馬力及數	用途	積載量 座席數 乘員	積載量 座席數 旅客	積載量 貨物（瓩）	積載量 油類（瓩）	有效期間	所有者氏名	制限事項
飛行機川西式八型	一三〇一	J-BAFE	〒1036	マイバッハ式二六〇馬力一箇	旅客貨物用	一	一	三〇	三四〇	自三、九、五 至四、三、四	日本航空株式會社	曲技ニ使用スルヲ得ス
同右	一三〇五	J-BFAE	〒1025	同右	同	一	一	四〇	三〇〇	自三、九、二 至四、三、一	同右	同右
飛行機川西式一一型	一三〇四	J-BAME	〒1055	B、M、W六〇〇馬力一箇	貨物用	一		100	三七〇	自三、九、三 至四、三、二	同右	同右
飛行機ニューポール式二四型	一三〇六	J-BANB	〒118	ル、ローン式C型八〇馬力一箇	自家用	一		零	六五	自三、九、八 至四、三、七	相羽　有	
同右	一三〇七	J-BARG	〒134	ル、ローン式八〇型八〇馬力一箇	同	一		零	六〇	自三、九、一三 至四、三、一二	根岸　錦藏	
飛行機アブロ式五〇四K型	一三〇八	J-BAAP	〒133	ル、ローン式J型一一〇馬力一箇	同	二		三〇	九六	自三、九、一三 至四、三、一二	相澤　清志	曲技ニ使用スルヲ得ス
飛行機ニューポール式二四型	一三〇九	J-BALL	〒67	ル、ローン式J、B型一二〇馬力一箇	同	一		零	六五	自三、九、一三 至四、三、一二	御原　福平	
飛行機アブロ式五〇四K型	一三一〇	J-BAIH	〒1056	ル、ローン式J型一一〇馬力一箇	作業用	二		四〇	九六	自三、九、一三 至四、三、一二	西田　仲右エ門	曲技ニ使用スルヲ得ス
飛行機サルムソン式二A二型	一三一一	J-BAEA	〒16	サルムソン式二三〇馬力一箇	旅客貨物用	一	一	四〇	三四五	自三、九、一五 至四、三、一四	久松　定夫	同右
飛行機三菱式R、一、二型	一三一二	J-BAAH	〒1003	イスパノスイザ式三〇〇馬力一箇	貨物用	二		二〇	三六〇	自三、九、一七 至四、三、一六	株式會社大阪毎日新聞社	一、曲技ニ使用スルヲ得ス 二、搭載油類二八五瓩以內ノ場合[illegible]ハ九五瓩ヲ搭載スルコトヲ得
飛行機中島式五型	一三一三	J-TAQT	〒1018	ホールスコット式A5a型一五〇馬力一箇	作業用	二		四〇	一三三	自三、九、二〇 至四、三、一九	西田　仲右エ門	曲技ニ使用スルヲ得ス
飛行機ニューポール式二四型	一三一四	J-BASG	〒77	ル、ローン式C型八〇馬力一箇	自家用	一		零	六五	自三、九、二一 至四、三、二〇	永渕　三郎	曲技飛行及五〇粁以上ノ航空ノ用ニ供スルヲ得ス
飛行機ニューポール式八一型	一三一五	J-BADL	〒14	同右	同	二		四〇	九〇	自三、九、二一 至四、三、二〇	御原　福平	曲技ニ使用スルヲ得ス
同右	一三一六	J-BAPL	〒26	同右	同	二		四〇	九〇	自三、九、二一 至四、三、二〇	同右	同右
飛行機アブロ式五〇四K型	一三一七	J-BASF	〒200	ル、ローン式J型一一〇馬力一箇	同	二		四〇	九六	自三、九、二三 至四、三、二二	宗里悅太郎	同右
飛行機アンリオ式二八型	一三一八	J-BAVD	〒11	ル、ローン式C型八〇馬力一箇	同	二		10	八四	自三、九、二三 至四、三、二二	田中不二雄	同右
飛行機ハンザ式單葉水上機改造	一三一九	J-BAJI	〒1058	イスパノスイザ式一八〇馬力一箇	旅客、貨物用	一	二	四〇	一九六	自三、九、二三 至四、三、二二	井上　長一	同右
飛行機スパロフォーク式	一三二一	J-TIFL	〒130	B、R式2型二三〇馬力一箇	自家用	一		零	一五八	自三、九、二六 至四、三、二五	伊東　左內	曲技ニ使用スルヲ得ス五〇粁以上ノ飛行ニ使用スルヲ得ス
飛行機三菱式R、一、二型	一三二三	J-BAXD	〒79	イスパノスイザ式三〇〇馬力	貨物用	二		九五	三八〇	自三、九、二七 至四、三、二六	伊藤音次郎	曲技ニ使用スルヲ得ス
飛行機ニューポール式八一型	一三二四	J-BAOB	〒87	ル、ローン式八〇型八〇馬力一箇	自家用	二		四〇	九〇	自三、九、二八 至四、三、二七	伊藤　酉夫	同右
飛行機橫廠式ロ號甲型	一三二五	J-BAGI	〒1048	イスパノスイザ式二〇〇馬力一箇	旅客、貨物用	一	二	四〇	二八〇	自三、九、二八 至四、三、二七	井上　長一	同右
飛行機三菱式C一型水陸交替機	一三二六	J-BAKG	〒111	三菱AS式ジャガー四型三八五馬力一箇	旅客用	二	四	四〇〇	四四〇	自三、九、二八 至四、三、二七	三菱航空機株式會社	曲技ニ使用スルヲ得ス貨物搭載量一四〇瓩以內ノ場合ニ在リテハ油類五百瓩ヲ搭載スルコトヲ得

返付シタルモノ

航空機ノ種類及型式	堪航證明書番號	國籍及登錄記號	有效期間	所有者氏名	事由
川西式八型マイバッハ二六〇馬力	一一七二	J-BFAE	自三、三、二 至三、九、一	日本航空株式會社	有效期間滿了
同右	一一八一	J-BAFE	自三、三、五 至三、九、四	同右	同右
橫廠式ロ號甲型イスパノスイザ二〇〇馬力	一一八二	J-BAGI	自三、三、五 至三、九、四	井上　長一	同右
アブロ式五〇四L型ル、ローン一二〇馬力	一一八三	J-BAHI	自三、三、五 至三、九、四	同右	同右
中島式五型ホールスコット一五〇馬力	一一八四	J-TAQT	自三、三、五 至三、九、四	西田仲右エ門	同右
モラーンソルニエ式A一型ル、ローン一三〇馬力	一一八五	J-TELF	自三、三、八 至三、九、七	根岸　錦藏	同右
ニューポール式二四型ル、ローン八〇馬力	一一八六	J-BAKF	自三、三、八 至三、九、七	宗里　悅太郎	破壞
三菱式R、一、二型イスパノスイザ三〇〇馬力	一一八七	J-BABJ	自三、三、八 至三、九、七	合資會社新愛知新聞社	有效期間滿了
ニューポール式八一型ル、ローン八〇馬力	一一八八	J-BADL	自三、三、八 至三、九、七	御原　福平	同右
アブロ式五〇四K型ル、ローン一一〇馬力	一一九〇	J-BABD	自三、三、九 至三、九、八	藤田　武明	同右
ニューポール式八一型ル、ローン八〇馬力	一一九二	J-TEVB	自三、三、一九 至三、九、一八	橫山　友象	同右
ニューポール式二四型ル、ローン一二〇馬力	一一九三	J-BDAH	自三、三、二九 至三、九、二八	同右	同右
同右	一一九四	J-BEAH	自三、三、二九 至三、九、二八	同右	同右
愛知式A、B一型水陸交替機ローレン四五〇馬力	一一九七	J-BAKL	自三、三、二六 至三、九、二五	愛知時計電機株式會社	同右
三菱式R、一、二型イスパノスイザ三〇〇馬力	一二〇七	J-BAAC	自三、四、一二 至三、一〇、一一	株式會社大阪毎日新聞社	破壞
サルムソン式二A二型サルムソン二三〇馬力	一二一五	J-BAJA	自三、四、二七 至三、一〇、二六	久松　定夫	同右
ニューポール式二四型ル、ローン八〇馬力	一二四九	J-BALL	自三、六、五 至三、一二、四	御原　福平	發動機積替
同右	一二六四	J-BAFB	自三、六、二五 至三、一二、二四	伊藤　酉夫	破壞

第5556号　本文

◎指定運送取扱人決定

指定運送取扱人左ノ通決定セリ

昭和三年十月三十一日　鐵道省

驛名	商號及氏名
七尾線	
田鶴濱	田鶴濱商事株式會社
笠師保	鹽津運送株式會社
能登中島	中島運送株式會社
中央本線	
信濃境	富士見合同運送株式會社信濃境支店
伯備線	
方谷	中井合同運送株式會社
井倉	井倉合同運送店杉柳右衛門
石蟹	石蟹合同運送合資會社
新見	新見合同運送合資會社
備中神代	神代合同運送合資會社
山陰本線	
石見福光	福光運送店青笹喜太郎
紀勢西線	
紀伊由良	紀伊由良運送合資會社
信越本線	
春日山	春日山運送合資會社
大湯線	
豐後中村	玖珠運送株式會社豐後中村支店

◎指定運送取扱人變更

指定運送取扱人左ノ通變更セリ

昭和三年十月三十一日　鐵道省

驛名	商號及氏名
山陽本線	
宇部	宇部合同運送店眞鍋新一
長府	長府合同運送店村上茂作
因美北線	
因幡社	因幡社運送店加賀田嘉藏
和歌山線	
船戸	船戸合同運送株式會社
東北本線	
金谷川	長南運送店長南長六
足尾線	
通洞	合資會社通洞運送店
會津線	
上三寄	西若松合同運送株式會社上三寄出張所
能代線	
羽後東雲	大高運送店大高樹三郎
上越北線	
越後堀之內	堀之內運送株式會社
久留里線	
馬來田	馬來田合同運送合名會社
鹿兒島本線	
袋	水俣合同運送株式會社袋出張所
函館本線	
然別	然別運送社木村大藏
厚別	厚別運送社遠藤助市
雨龍線	
幌成	幌成運送社高地武雄
根室本線	
厚內	厚內運送社水澤二郎
尺別	尺別運送社波多野龜藏
花咲	花咲運送社正木政七
宗谷本線	
多寄	合資會社多寄運送社
紋穗內	紋穗內運送社高田太吉
淺茅野	淺茅野運送社川村榮治
天鹽線	
筬島 神路	筬島運送社大下幸一
豐富	合資會社豐富運送社

◎町村變更

南高來郡千々石村ヲ千々石町ト爲シ來ル十一月一日ヨリ施行ノ件許可セリ

昭和三年十月　長崎縣

伊都郡高野村ヲ町ト爲スノ件本月二十六日許可シ來ル十一月一日ヨリ施行ス

昭和三年十月　和歌山縣

◎外國旅券無效

第一四七八六三號　米領布哇行旅券大正八年三月二十八日長崎縣下付所有者　田中シメ

第一七一一九二號　比律賓群島行旅券同九年九月十三日同　同　長尾數造

第〇九七七八一號　同昭和三年五月十六日同　同　松本マチ

右孰モ紛失ノ旨屆出ニ依リ無效トス

昭和三年十月　長崎縣

◎購買入札

一玄楳米（一石ノ量目十四貫匁以上）　三百五十石　本所納

一契約條項ヲ示ス場所　當所

一入札並開札日時及場所　來ル十一月十三日午後一時當所ニ入札書差出スヘシ即時開札ス但シ郵便（電信）入札差支ナシ

一入札保證金　見積價格ノ百分ノ五以上（圓未滿切上ク）

一入札資格　大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者ニ限ル

昭和三年十月三十一日　大阪刑務所

◎賣拂入札公告中訂正

本月二十七日本欄內揭載當局賣拂入札公告中一入札並開札ノ下「十一月七日午前十一時」ヲ「十一月八日午前十一時」ニ訂正ス

昭和三年十月三十一日　名古屋鐵道局

◎住宅組合登記

●有限責任戊辰住宅組合變更

一理事吉福義吉監事横山美代喜ハ昭和三年七月十四日辭任同年八月十日總會ニ於テ左ノ者選任同月十一日各就任ス

理事　野村惣一郎　高知市江ノ口千二百五十二番地ノ一

監事　安岡丑太郎　同所同番地

●有限責任共榮住宅組合變更

一監事吉松治城ハ昭和二年二月十二日任期滿了同年三月十日退任

一理事和田直馬原實登監事堀內末吉ハ昭和三年四月二十九日住所ヲ左ノ通リ變更ス

和田直馬　高知市潮江二百三十二番地

原　實登　同市石井千七百五番地ノ三

堀內末吉　同市江ノ口六百四十六番地ノ三

一理事全員及監事堀內末吉任期滿了昭和三年一月三十一日總會ニ於テ左ノ通リ選任同年五月一日各就任ス

理事　和田直馬　高知市潮江二百三十二番地

理事　原　實登　同市石井千七百五番地ノ三

理事　近藤淺喜　同市同千八百四十四番地ノ二

監事　堀內末吉　同市江ノ口六百四十六番地ノ三

監事　竹村茂虎　同市石井千八百四十三番地ノ一

右昭和三年八月二十九日登記　高知區裁判所

●有限責任昭二住宅組合更正

事務所ヲ名古屋市南區豐田町字カノ割千百九十一番地ト更正ス

●有限責任親愛住宅組合變更

理事杉浦秀次ハ昭和三年八月十九日其住所ヲ左ノ地ニ移ス

愛知郡天白村大字八事字彌生ケ岡二十七番地

理事山田誠九ハ同日其住所ヲ左ノ地ニ移ス

名古屋市東區千種町字鍛池九十三番地

右昭和三年九月一日登記　名古屋區裁判所

●有限責任札幌住宅建築利用組合變更

一理事佐藤源八郎ハ八月八日死亡

昭和三年八月二十八日登記　札幌區裁判所

◎森林組合登記

●去月十五日官報本紙揭載ノ森林組合設立登記公告中名稱「大河內保護造林土工森林組合」トアルハ「大河內村保護造林土工森林組合」ノ誤ニ付更正ス

右昭和三年十月二十六日　靜岡區裁判所玉川出張所

●大畑山土工森林組合變更

理事國政幾造小川和太郎國政通隆萩原利平河村善四郎國石林藏ハ昭和三年八月二十一日各重任ス

昭和三年九月一日登記　鳥取區裁判所智頭出張所

◎漁業組合登記

●津澄村漁業組合變更

一監事任期滿了ニ付昭和三年九月三日左者監事ニ就任ス

土子幸助　茨城縣行方郡津澄村吉川一〇三一番地

邊田貞助　同縣同郡同村山田一一八八番地

昭和三年九月五日登記　麻生區裁判所山田出張所

●岳浦漁業組合變更

理事野口寅吉半場角太郎飛奈由三郎野村茂作渡邊仙作監事佐野松太郎ハ昭和三年八月二十四日各重任シ同日左記ノ者新ニ理事監事ニ就任ス

一理事

小川眞作　富士郡元吉原村田中新田百八十二番地

高橋敏郎　同郡同村大野新田二十九番地

一監事　遠藤一三　富士郡元吉原村大野新田五十五番地ノ一

右昭和三年九月三日登記　吉原區裁判所

●片瀨漁業組合變更

一監事任期滿了ニ付昭和三年八月二十七日改選ノ處左記ノ者當選就任ス

前田梅藏　賀茂郡城東村片瀨六番地

横山龜太　同所三百四十一番地

右昭和三年九月五日登記　下田區裁判所下河津出張所

●巢本漁業組合變更

一監事波多野九一郎二瓶孫八ハ昭和三年八月二十九日重任ス

昭和三年九月五日登記　新潟區裁判所村松出張所

◎商業登記

●株式會社千葉合同銀行支店設置（支店）

昭和三年九月一日支店ヲ當管內ニ設置シタルニ因リ左ノ登記ヲ爲ス

一商號　株式會社千葉合同銀行

一本店　千葉市千葉六六五番地

一支店

長生郡茂原町茂原三四七番地
夷隅郡大多喜町櫻臺一二番地
印旛郡成田町成田五三六番地
北足立郡原市町大字原市三五番地
夷隅郡勝浦町濱勝浦三一七番地
海上郡旭町ロノ八二七番地ノ一
香取郡笹川町須賀山五六四番地ノ二
海上郡飯岡町横根一七四番地
夷隅郡大原町八七四八番地ノ一
香取郡多古町多古二七〇三番地
匝瑳郡八日市場町イ二四五七番地
北足立郡大宮町大字大宮三七八一番地
市原郡八幡町八幡一二八一番ノ二
山武郡成東町成東二四九四番地ノ二
市原郡鶴舞町鶴舞三〇六番ノ五同番ノ六
夷隅郡御宿町久保二三三九番地ノ一
山武郡東金町東金一一四一番地
北足立郡上尾町大字下尾宿二一七番地ノ一
長生郡一宮町三〇〇二番地
香取郡佐原町佐原イ三四〇〇番地
夷隅郡勝浦町勝浦一五二番地ノ三
君津郡金谷村三〇八二番地
安房郡北條町北條一〇六三番地
同郡館山町館山一〇二六番地
同郡同町沼一五九九番地
同郡富崎村布良二七二番地ノ一
同郡長尾村瀧口四二七六番地
同郡白濱村白濱二九九九番地
同郡同村乙濱五二四番地ノ一
同郡千倉町北朝夷二七九八番地
同郡同町同所一〇一二番地ノ一
同郡九重村二子一三三番地ノ一
同郡南三原村下三原三八九番地
同郡丸村宮下二六番二一八番合併ノ一
同郡和田町和田五八九番地
同郡江見村東江見三二八番地ノ三
同郡鴨川町貝渚三一七八番地ノ二
同郡東條村廣場一六九一番地
同郡天津町天津一五三八番地
同郡湊村內浦二七六〇番地
同郡主基村南小町八〇一番地
同郡吉尾村寺門一四四番地ノ一
同郡大山村金束一番地ノ三
同郡那古町那古一六七四番地ノ二
同郡船形町船形一〇三九番地
同郡富浦村原岡二一番地
同郡岩井村市部一一〇番地ノ一
同郡勝山町加知山四一九番地ノ四
同郡保田町本郷二三六番地
同郡平群村平久里下一〇七八番地ノ四
稻敷郡江戶崎町大字江戶崎字戶張町甲二六八二番地
東葛飾郡葛飾村小栗原一六二番地
同郡市川町市川三〇四三番地ノ二
印旛郡白井村白井四一〇番地ノ一
海上郡銚子町ロノ一六三番地
山武郡片貝町片貝五七九四番地ノ二

一目的　銀行營業

一設立年月日　明治二十九年一月二十一日

一資本總額　金四百八十万圓

一各株拂込額　金五十圓拂込一万四百七十株金二十五圓拂込二千四百株金二十圓拂込三千百二十株金十二圓五十錢拂込八万十株

一公告方法　本店所在地管轄區裁判所ノ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ニ揭載ス

一取締役ノ氏名住所

川崎甲子男　東京市京橋區築地明石町五〇番地
古莊四郎彥　千葉市寒川一四一二番地
高梨博司　東京市麻生區三河臺町二五番地
吉田敬三　安房郡北條町北條一〇四四番地
萩原甲太郎　香取郡佐原町佐原イ三四〇〇番地
吉田丹次兵衞　東京市日本橋區大傳馬町一丁目二四番地
登倉源吾　安房郡那古町正木一八三八番地
關澄龍尾　千葉市千葉五五五番地

一監査役ノ氏名住所　高橋熊三　東京市牛込區市ケ谷佐內町三三番地

會社ヲ代表スヘキ取締役ノ氏名　川崎甲子男　古莊四郎彥

一存立時期　設立ノ日ヨリ四十箇年

昭和三年九月六日登記　八日市場區裁判所片貝出張所

●株式會社茨城農工銀行社債

第五一回社債

一社債總額　金三百万圓

一各社債金額　金一万圓金五千圓金一千圓金一百圓

一社債利率　年五分八厘

一各社債拂込金額　發行價格額面一百圓ニ付一百圓ノ割合ニテ各社債全額拂込

一社債償還方法及期限　昭和五年八月三十一日迄据置同年同月初回抽籤ヲナシ其以降每年二回（二月八月）抽籤ノ方法ニヨリ每回金十万圓以上ヲ翌月一日ニ償還シ十三箇年以內ニ全額ヲ償還ス但買入消却ヲナシ又ハ抽籤ニヨリ臨時ニ償還スルコトアルヘシ

●支配人解任

一主人茨城土木工業株式會社支配人青木岩藏ヲ昭和三年九月二日解任ス

●支配人選任

一支配人ノ氏名住所　坂本若太郎　新治郡東村大岩田一三六六番地

一主人ノ氏名住所　茨城土木工業株式會社　水戶市上市仲町五〇四番地

一支配人ヲ置キタル場所　水戶市上市仲町五〇四番地

昭和三年九月七日登記　水戶區裁判所

●青砥販賣株式會社變更

一各株拂込額ヲ金五十圓ト變更ス

昭和三年九月六日登記　水戶區裁判所助川出張所

●株式會社下野中央銀行變更（支店）

一昭和三年九月一日左記支店ヲ廢止ス

栃木縣上都賀郡鹿沼町鹿沼千八百六十五番地　同縣同郡足尾町四百五十五番地　同縣那須郡那須村寺子字黑田原乙ノ二　埼玉縣北葛飾郡栗橋町百四十七番地

昭和三年九月七日登記　太田區裁判所上小瀨出張所

●下館興信株式會社變更

一監査役荒川爲吉ハ昭和三年九月五日重任ス

昭和三年九月七日登記　下妻區裁判所下館出張所

●株式會社宇都宮モーター商會變更

一昭和三年八月三十一日各株拂込額ヲ金十七圓五十錢ト變更ス

昭和三年九月七日登記　宇都宮區裁判所

●株式會社下野中央銀行支店廢止（支店）

一昭和三年九月一日左記ノ支店ヲ廢止ス

上都賀郡鹿沼町大字鹿沼千八百六十五番地
同郡足尾町四百五十五番地
那須郡那須村大字寺子字黑田原乙ノ二
埼玉縣北葛飾郡栗橋町百四十七番地

昭和三年九月五日登記　大田原區裁判所

●株式會社下野中央銀行支店廢止

一昭和三年九月一日左記支店ヲ廢止ス

上都賀郡鹿沼町大字鹿沼千八百六十五番地
同郡足尾町四百五十五番地
那須郡那須村大字寺子字黑田原乙ノ二
埼玉縣北葛飾郡栗橋町百四十七番地

昭和三年九月七日登記　大田原區裁判所烏山出張所

●黑磯運輸株式會社變更

一取締役江面覺一郎ハ昭和三年八月二十三日退任シ取締役福田永吉大森力三瀨尾春西藤田寅雄ハ同日重任ス

一福田永吉ハ同日會社代表取締役ニ重任ス

一監査役江面伊三郎和久井寅之助相馬驍增淵萬四郎ハ昭和三年八月二十三日重任シ左記ノ者同日新ニ監査役ニ就任ス

櫻井松吉　那須郡黑磯町大字豐浦三十六番地

昭和三年九月五日登記　大田原區裁判所黑磯出張所

●株式會社第一銀行變更（支店）

一昭和三年九月一日横濱市中區本町三丁目五十一番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス

支店　横濱市中區本町三丁目二十八番地

昭和三年九月七日登記　栃木區裁判所

●足利商事株式會社變更

一取締役渡邊米次郎勅使河原長次郎外川佐市郎ハ昭和三年八月二十八日重任ス

昭和三年九月七日登記　足利區裁判所

●株式會社第一銀行變更（支店）

昭和三年九月一日横濱市中區本町三丁目五十一番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス

支店　横濱市中區本町三丁目二十八番地

昭和三年九月七日登記　足利區裁判所佐野出張所

●株式會社下野中央銀行支店廢止

一昭和三年九月一日左記ノ支店ヲ廢止ス

上都賀郡鹿沼町大字鹿沼千八百六十五番地
同郡足尾町四百五十五番地
那須郡那須村大字寺子字黑田原乙ノ二
埼玉縣北葛飾郡栗橋町百四十七番地

昭和三年九月六日登記　足利區裁判所足尾出張所

●株式會社不動貯金銀行變更（支店）

昭和三年九月一日横濱市中區常盤町四丁目五十三番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス

支店　横濱市中區常盤町四丁目五十四番地

●株式會社電氣館變更（支店）

一取締役一名增員ニ付昭和三年八月二十六日左記ノ者取締役ニ就任ス

湯澤縫一郎　神奈川縣横須賀市中里町百四十番地

昭和三年九月七日登記　前橋區裁判所

●合名會社設立

一商號　栗安織物合名會社

一本店　桐生郡大字安樂土八百五十八番地ノ四

一目的　織物ノ製造及販賣

一設立年月日　昭和三年九月五日

一代表社員ノ氏名　栗原安平　佐久間浩

一社員ノ氏名住所並出資ノ種類及價格

金五千四百圓　栗原安平　桐生市大字安樂土八百五十八番地ノ四

金二千六百圓　佐久間浩

一存立ノ時期　昭和十三年九月四日

一解散ノ事由　期間滿了又ハ總社員ノ同意

昭和三年九月六日登記

第556号　本文

●株式會社第一銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日横濱市中區本町三丁目五十一番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
支店　横濱市中區本町三丁目二十八番地
昭和三年九月七日登記　新田區裁判所桐生出張所

●株式會社第一銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日横濱市中區本町三丁目五十一番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
支店　横濱市中區本町三丁目二十八番地
右昭和三年九月七日登記　新田區裁判所館林出張所

●株式會社星野商店變更
取締役佐々木周三郎ハ昭和三年八月二十九日其ノ住所ヲ神奈川縣鎌倉郡鎌倉町亂橋材木座百十番地ニ移轉ス
昭和三年九月三日登記

●株式會社電氣館變更
一取締役一名増員ノ處昭和三年八月二十六日左ノ者選任就任ス
澁澤謙一郎　神奈川縣横須賀市中里町百四十番地

●株式會社上州銀行支配人解任及選任
支配人小笠原鋌之助ハ昭和三年八月三十一日解任セラル
一支配人ノ氏名住所　小泉金次郎　高崎市寄合町五番地
一主人ノ氏名住所　株式會社上州銀行　高崎市田町四十六番地
一支配人ヲ置キタル場所　高崎市田町四十六番地

●群馬無盡株式會社變更
一昭和三年八月三十一日各新株ニ付拂込ミタル株金額ヲ金二十圓ト變更ス
昭和三年九月四日登記

●株式會社安田銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日横濱市中區本町二丁目二十九番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
支店　横濱市中區本町二丁目十二番地
一昭和三年九月一日横濱市中區辨天通一丁目二十二番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
支店　横濱市中區辨天通一丁目九番地

●株式會社安田銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日熊本縣玉名郡高瀬町五百五十番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
支店　熊本縣玉名郡高瀬町四十五番地
一昭和三年九月三日桐生市大字桐生四丁目甲三百三十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
支店　桐生市大字桐生字五丁目三百四十五番地
昭和三年九月五日登記　高崎區裁判所

●商號新設
一商號　田中省一郎商店
一營業ノ種類　農產種苗農藝藥品噴霧器及部分品ノ販賣
一營業所　吾妻郡中之條町大字中之條町九百五十四番地
一商號使用者ノ氏名住所　田中平太郎　吾妻郡中之條町大字中之條町九百五十四番地
昭和三年九月五日登記　中之條區裁判所

●株式會社不動貯金銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日横濱市中區常盤町四丁目五十三番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
支店　横濱市中區常盤町四丁目五十四番地

●株式會社トモヱ商會變更
一取締役山下榮藏ハ昭和三年八月二十五日失格ス
右昭和三年九月七日登記

●株式會社安田貯蓄銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日福岡縣鞍手郡直方町直方九百二十九番地及大牟田市榮町三十番地ノ支店ヲ廢止ス

●旭鑄物株式會社變更
一監査役野木佐十郎ハ昭和三年七月三十一日死亡ス
右昭和三年九月六日登記

●支配人原幸助ノ登記變更
一昭和二年九月二十七日移轉ニ因リ左ノ通リ變更ス
主人ノ住所　靜岡市西草深町一〇六番地
支配人ヲ置キタル場所　同所同番地

●妻登記
一妻ノ氏名住所　飯塚きく　靜岡市馬場町二十六番地ノ一
一營業ノ種類　運動器具一式
一營業所　靜岡市馬場町二十六番地ノ一
右昭和三年九月七日登記　靜岡區裁判所

●株式會社駿河銀行支店廢止（支店）
昭和三年八月三十一日靜岡縣田方郡田中村大仁五百二十四番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和三年九月四日登記　靜岡區裁判所興津出張所

●合資會社設立
一商號　合資會社かなわや佛具店
一本店　志太郡藤枝町本百四十一番地
一目的　一佛具葬具ノ賣買　二其他之ニ附帶スル一切ノ事業
一設立年月日　昭和三年九月一日
一社員ノ氏名住所出資及責任
勞務　無限　井出松之助　志太郡藤枝町本百四十一番地
金七百圓　有限　興津安一　同郡豐田村保福島四百九番地
金五百圓　同　村越惟策　同郡藤枝町市部五百四十五番地ノ二
金五百圓　同　大須賀多作　同郡葉梨村高田三十番地
金三百圓　同　伊藤春次郎　秋田縣雄勝郡辛天村杉澤新所百五十二番地
一存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和三年九月六日登記　靜岡區裁判所藤枝出張所

●藤相鐵道株式會社變更
一昭和三年八月二十五日左記ノ者取締役ニ就任ス
加藤利八　志太郡島田町六千四百七十七番地
右昭和三年九月八日登記　靜岡區裁判所藤枝出張所

●駿河無盡株式會社變更
取締役高木欽一ハ昭和三年八月二十七日辭任ス
右昭和三年九月七日登記

●靜岡瓦斯株式會社支店（變更）
昭和三年八月二十九日取締役千賀千太郎三輪喜兵衛甲賀菊太郎磯野新藏和田傳太郎ハ重任シ左記者同日取締役ニ就任ス
松田貞三　靜岡市鷹匠町三丁目二十四番地
會社ヲ代表スヘキ取締役　千賀千太郎
右昭和三年九月八日登記　沼津區裁判所

●株式會社駿河銀行支店廢止（支店）
昭和三年八月三十一日靜岡縣田方郡田中村大仁五百二十四番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和三年九月五日登記　沼津區裁判所伊東出張所

●株式會社興業銀行變更
監査役船山久太郎ハ昭和三年九月三日死亡ス
右昭和三年九月七日登記　吉原區裁判所

●下田船渠株式會社變更
一昭和三年八月二十八日左者補缺取締役ニ就任ス
菊地寅七　東京市牛込區赤城下町三十七番地
右昭和三年九月七日登記　下田區裁判所

●株式會社安田銀行變更（支店）
昭和三年九月一日横濱市中區本町二丁目二十九番地ノ支店及ヒ同市中區辨天通一丁目二十二番地ノ支店ヲ左記ノ通リ變更ス
一支店　横濱市中區本町二丁目十二番地
同市中區辨天通一丁目九番地

●株式會社安田銀行變更（支店）
昭和三年九月一日熊本縣玉名郡高瀬町五百五十番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
一支店　熊本縣玉名郡高瀬町四十五番地
同年同月三日桐生市大字桐生四丁目甲三百三十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
一支店　桐生市大字桐生字五丁目三百四十五番地
右昭和三年九月五日登記

●株式會社笠井屋吳服店變更
昭和三年八月二十八日左ノ者取締役ニ就任ス
取締役　小野江ふく　濱松市田町六十六番地
同　小野江たね　同所同番地
同　鳥井俊三郎　小笠郡掛川町掛川百四十番地
同　田代新作　磐田郡袋井町袋井三十九番地
同　堀內協三　濱松市板屋町五百三番地

●城北機業株式會社變更
取締役山田藤次郎ハ昭和三年八月二十四日住所ヲ左ノ如ク變更ス
大阪市東區南久太郎町三丁目四十五番地
右昭和三年九月六日登記

●株式會社不動貯金銀行變更（支店）
昭和三年九月一日横濱市中區常盤町四丁目五十三番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
一支店　横濱市中區常盤町四丁目五十四番地
右昭和三年九月七日登記　濱松區裁判所

●株式會社安田銀行變更及移轉（支店）
一昭和三年九月一日横濱市中區本町二丁目二十九番地ノ支店ヲ同市同區同町二丁目十二番地ニ横濱市中區辨天通一丁目二十二番地ノ支店ヲ同市同區辨天通一丁目九番地ニ變更ス
一同年同月同日熊本縣玉名郡高瀬町五百五十番地ノ支店ヲ同縣同郡同町四十五番地ニ同年同月三日桐生市大字桐生四丁目甲三百三十二番地ノ支店ヲ同市大字桐生字五丁目三百四十五番地ニ移轉ス
右昭和三年九月五日登記　濱松區裁判所笠井出張所

●株式會社岡崎銀行更正
昭和三年九月三日錯誤發見ニ因リ監査役岡本保次ノ住所ヲ磐田郡東淺羽村梅山百四十四番地トス　一株式會社岡崎銀行解散並ニ清算人選任昭和三年七月二十一日臨時株主總會ノ決議ニ因リ解散ス　一清算人ノ氏名住所　芝田庸太郎　小笠郡笠原村岡崎百六番地山田伊太郎同郡同村同十一番地鈴木金藏同郡同村同二百十五番地鈴木壯太郎同郡同村同三千九百三十四番地芝田佐平治同郡同村同百六番地村松五郎作同郡同村山崎三十三番地岡本春吉磐田郡東淺羽村梅山七番地　支配人登記ノ抹消　一株式會社岡崎銀行　支配人芝田佐平治ハ昭和三年八月二十六日解任ニ因リ代理權消滅ス　一株式會社岡崎銀行東淺羽支店支配人岡本春吉ハ昭和三年八月二十六日解任ニ因リ代理權消滅ス
右昭和三年九月四日登記　掛川區裁判所横須賀出張所

●株式會社六十三銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日長野縣下水內郡常盤村大字照里二百三十四番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和三年九月五日登記　長野區裁判所柏原出張所

●村山繭糸倉庫株式會社變更
昭和三年八月二十八日株主總會ニ於テ取締役監査役滿期改選ヲ爲シタル處全員再選重任セリ
昭和三年九月六日登記　長野區裁判所中津出張所

●株式會社信濃銀行支店廢止（支店）
一昭和三年八月三十一日左ノ地ノ支店ヲ廢止セリ
長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地
同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地
同縣同市大字吉田五百五十八番地
同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地
同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地
同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二
同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地五
同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地
同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地
同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地
同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地
同縣上水內郡神郷村大字豐野九百九十五番地イ號十四

●株式會社信濃銀行支店設置（支店）
一昭和三年九月一日支店ヲ左ノ地ニ設置セリ
長野縣小縣郡本原村七百七十八番地ノ一
同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地ノ二
同縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地ノ三

●株式會社信濃銀行支店移轉（支店）
一昭和三年九月一日長野縣松本市大字南深志百三十番地ノ八ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
長野縣松本市大字北深志千四十八番地
昭和三年九月六日登記　長野區裁判所松代出張所

●株式會社安田銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日横濱市中區本町二丁目二十九番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
横濱市中區本町二丁目十二番地
一昭和三年九月一日横濱市中區辨天通一丁目二十二番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
横濱市中區辨天通一丁目九番地

●株式會社安田銀行支店移轉（支店）
一昭和三年九月一日熊本縣玉名郡高瀬町五百五十番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
熊本縣玉名郡高瀬町四十五番地
一昭和三年九月三日桐生市大字桐生四丁目甲三百三十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
桐生市大字桐生字五丁目三百四十五番地

●株式會社信濃銀行支店廢止（支店）
一昭和三年八月三十一日長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地同縣同市大字吉田五百五十一番地同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地五同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地同縣上水內郡神郷村大字豐野九百九十五番地イ號十四ノ各支店ヲ廢止ス

●株式會社信濃銀行支店設置（支店）
一昭和三年九月一日左ノ地ニ支店ヲ設置ス
長野縣小縣郡本原村七百七十八番地ノ一
同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地ノ二
同縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地三

●株式會社信濃銀行支店移轉（支店）
一昭和三年九月一日長野縣松本市大字南深志百三十番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
長野縣松本市大字北深志千四十八番地

●株式會社六十三銀行支店廢止（支店）
一昭和三年九月一日長野縣下水內郡常盤村大字照里二百三十四番地ノ支店ヲ廢止ス
昭和三年九月五日登記　長野區裁判所須坂出張所

●株式會社六十三銀行支店廢止（支店）
一昭和三年九月一日長野縣下水內郡常盤村大字照里二百三十四番地ノ支店ヲ廢止ス
昭和三年九月六日登記　上田區裁判所

●株式會社信濃銀行支店廢止（支店）
一昭和三年八月三十一日左ノ支店ヲ廢止ス
長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地
同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地
同縣同市大字吉田五百五十一番地
同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地
同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地
同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二
同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地ノ五
同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地
同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地
同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地
同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地
同縣上水內郡神郷村大字豐野九百九十五番地イ號十四

●株式會社信濃銀行支店設置（支店）
一昭和三年九月一日支店ヲ左ノ地ニ設置セリ
長野縣小縣郡本原村七百七十八番地ノ一
同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地ノ二
同縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地三

●株式會社信濃銀行支店移轉（支店）
一昭和三年九月一日長野縣松本市大字南深志百三十番地八ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
長野縣松本市大字北深志千四十八番地
昭和三年九月四日登記　上田區裁判所中鹽田出張所

●株式會社信濃銀行支店廢止（支店）
一昭和三年八月三十一日左記支店ヲ廢止セリ
長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地
同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地
同縣同市大字吉田五百五十一番地
同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地
同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地
同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二
同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地ノ五
同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地
同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地
同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地
同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地
同縣上水內郡神郷村大字豐野九百九十五番地イ號十四

●株式會社信濃銀行支店設置（支店）
一昭和三年九月一日左ノ地ニ支店ヲ設置セリ
長野縣小縣郡本原村七百七十八番地ノ一
同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地ノ二
同縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地ノ三

●株式會社信濃銀行支店移轉（支店）
一昭和三年九月一日長野縣松本市大字南深志百三十番地八ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
長野縣松本市大字北深志千四十八番地
昭和三年九月五日登記　上田區裁判所坂城出張所

●株式會社信濃銀行支店廢止（支店）
一昭和三年八月三十一日左記ノ支店ヲ廢止ス
長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地
同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地
同縣同市大字吉田五百五十一番地
同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地
同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地
同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二
同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地ノ五
同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地
同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地
同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地
同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地
同縣上水內郡神郷村大字豐野九百九十五番地イ號十四

●株式會社信濃銀行支店設置（支店）
一昭和三年九月一日左ノ地ニ支店ヲ設置ス
支店　長野縣小縣郡本原村七百七十八番地一
支店　同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地二
支店　同縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地三

●株式會社信濃銀行支店移轉（支店）
一昭和三年九月一日長野縣松本市大字南深志百三十番地八ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
支店　長野縣松本市大字北深志千四十八番地
昭和三年九月四日登記

●株式會社六十三銀行支店廢止（支店）
一昭和三年九月一日長野縣下水內郡常盤村大字照里二百三十四番地ノ支店ヲ廢止ス
昭和三年九月五日登記　上田區裁判所屋代出張所

●株式會社信濃銀行支店廢止（支店）
一昭和三年八月三十一日左記支店ヲ廢止セリ
長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地同縣同市大字吉田五百五十一番地同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地五同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地同縣上水內郡神郷村大字豐野九百九十五番地イ號十四

●株式會社信濃銀行支店設置（支店）
一昭和三年九月一日支店ヲ左ノ地ニ設置セリ
長野縣小縣郡本原村七百七十八番地一同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地二同縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地三

●株式會社信濃銀行支店移轉（支店）
一昭和三年九月一日長野縣松本市大字南深志百三十番地ノ支店ハ左ノ地ニ移轉セリ
長野縣松本市大字北深志千四十八番地
右昭和三年九月四日登記

●吉澤製糸株式會社變更
一取締役吉澤代五郎神津作次郎高橋一郎ハ昭和三年九月二日重任ス
一監査役關川長生郎清水深志清水丈男ハ昭和三年九月二日重任ス
昭和三年九月六日登記

●株式會社六十三銀行支店廢止（支店）
一昭和三年九月一日左記支店ヲ廢止セリ
長野縣下水內郡常盤村大字照里二百三十四番地
昭和三年九月七日登記　岩村田區裁判所小諸出張所

●株式會社六十三銀行支店廢止（支店）
一昭和三年九月一日左記支店ヲ廢止ス
長野縣下水內郡常盤村大字照里二百三十四番地
昭和三年九月五日登記

●株式會社信濃銀行支店廢止　支店設置並支店移轉（支店）
一昭和三年八月三十一日左記十二支店ヲ廢止ス
長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地
同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地
同縣同市大字吉田五百五十一番地
同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地

第556号 本文

同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地
同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二
同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地ノ五
同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地
同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地
同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地
同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地
同縣上水內郡神鄕村大字豐野九百九十五番地イ號十四
一昭和三年九月一日支店ヲ左ノ地ニ設置セリ
長野縣小縣郡本原村七百七十八番地一
同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地二
同縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地三
一昭和三年九月一日長野縣松本市大字南深志百三十番地八ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
長野縣松本市大字北深志一千四十八番地
昭和三年九月六日登記
岩村田區裁判所中込出張所

●株式會社信濃銀行支店廢止（支店）
昭和三年八月三十一日左記支店ヲ廢止セリ
長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地
同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地
同縣同市大字吉田五百五十一番地
同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地
同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地
同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二
同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地ノ五
同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地
同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地
同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地
同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地
同縣上水內郡神鄕村大字豐野九百九十五番地イ號十四

●株式會社信濃銀行支店設置（支店）
昭和三年九月一日支店ヲ左ノ地ニ設置セリ
長野縣小縣郡本原村七百七十八番地一
同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地二
同縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地三

●株式會社信濃銀行支店移轉（支店）
昭和三年九月一日支店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
長野縣松本市大字北深志一千四十八番地
昭和三年九月六日登記
岩村田區裁判所南牧出張所

●株式會社六十三銀行支店廢止（支店）
一昭和三年九月一日長野縣下水內郡常盤村大字照里二百三十四番地ノ支店ヲ廢止ス

●中央電氣株式會社變更（支店）
一大正十三年十月十日登記シタル社債金額金二十九万圓ハ昭和三年八月二十八日全額償還ス
昭和三年九月六日登記
松本區裁判所

●株式會社信濃銀行支店廢止（支店）
昭和三年八月三十一日左記支店ヲ廢止ス
長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地
同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地
同縣同市大字吉田五百五十一番地
同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地
同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地
同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二
同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地ノ五
同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地
同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地
同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地
同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地
同縣上水內郡神鄕村大字豐野九百九十五番地イ號十四

●株式會社信濃銀行支店移轉（支店）
昭和三年九月一日長野縣松本市大字南深志百三十番地八ノ支店ヲ左ノ場所ニ移轉ス
長野縣松本市大字北深志千四十八番地

●株式會社信濃銀行支店設置（支店）
昭和三年九月一日左ノ場所ヘ支店ヲ設置ス
長野縣小縣郡本原村七百七十八番地ノ一
同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地ノ二
同縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地ノ三
昭和三年九月五日登記
松本區裁判所本城出張所

●株式會社信濃銀行支店廢止並移轉及設置（支店）
一昭和三年八月三十一日左ノ支店ヲ廢止ス
長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地
同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地
同縣同市大字吉田五百五十一番地
同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地
同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地
同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二
同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地ノ五
同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地
同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地
同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地
同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地
同縣上水內郡神鄕村大字豐野九百九十五番地イ號十四
一昭和三年九月一日長野縣松本市大字南深志百三十番地八ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
長野縣松本市大字北深志一千四十八番地
一昭和三年九月一日支店ヲ左ノ地ニ設置セリ
長野縣小縣郡本原村七百七十八番地ノ一
同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地ノ二
同縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地ノ三
昭和三年九月四日登記
松本區裁判所壽出張所

●株式會社六十三銀行變更（支店）
一昭和三年七月二十日株主總會ノ決議ニ依リ同年九月一日長野縣下水內郡常盤村大字照里二百三十四番地ノ支店ヲ廢止ス
昭和三年九月六日登記
松本區裁判所梓出張所

●合資會社設立
一商號　日鮮醬油合資會社
一本店　長野縣諏訪郡宮川村四千五百六十六番地
一目的　醬油味噌ノ醸造及販賣其他之ニ附隨スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和三年九月一日
一代表社員ノ氏名　矢島卓朗
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金一千圓　無限　矢島卓朗　長野縣諏訪郡永明村二百三十四番地
金一千圓　有限　矢島齊　同縣同郡同村三千四百九十四番地
金一千圓　同　矢島倉之助　同縣同郡同村二百三十四番地
一存立時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
昭和三年九月五日登記

●株式會社六十三銀行支店廢止（支店）
一昭和三年九月一日長野縣下水內郡常盤村大字照里二百三十四番地ノ支店ヲ廢止ス
昭和三年九月六日登記
上諏訪區裁判所

●株式會社信濃銀行變更（支店）
昭和三年八月三十一日長野縣上田市大字上田四千七百九十二番地同縣長野市大字長野元善町四百六十八番地同縣同市大字吉田五百五十一番地同縣小縣郡丸子町大字上丸子千五十五番地同縣同郡縣村大字田中二百二十八番地同縣同郡神川村大字大屋四百五十二番地ノ二同縣同郡殿城村大字殿城四百二十番地ノ五同縣同郡長瀬村三千四百六十三番地同縣埴科郡坂城町六千三百十八番地同縣更級郡青木島村大字大塚四百八十六番地同縣上高井郡綿內村八千二百七十二番地同縣上水內郡神鄕村大字豐野九百九十五番地イ號十四ノ支店ヲ廢止ス
昭和三年九月一日左記支店ヲ設置ス
一支店
長野縣小縣郡本原村七百七十八番地一
同縣上水內郡鬼無里村大字鬼無里二百八十六番地ノ二
長野縣東筑摩郡麻績村三千八百九十六番地三
昭和三年九月一日長野縣松本市大字南深志百三十番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
長野縣松本市大字北深志千四十八番地

●株式會社安田銀行變更（支店）
昭和三年九月一日横濱市中區本町二丁目二十九番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
一支店　横濱市中區本町二丁目十二番地
同日横濱市中區辨天通一丁目二十二、二十三番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
一支店　横濱市中區辨天通一丁目九番地
昭和三年九月一日熊本縣玉名郡高瀬町五百五十番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
一支店　熊本縣玉名郡高瀬町四十五番地
同月三日桐生市大字桐生四丁目甲三百三十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
一支店　桐生市大字桐生字五丁目三百四十五番地

●合資會社龜齡堂支店設置（支店）
昭和三年八月二十五日支店ヲ當管內ニ設置シタルニ因リ左ノ登記ヲ爲ス
一商號　合資會社龜齡堂
一本店　東京府八王子市明神町百八十番地
一支店　長野縣諏訪郡平野村五千二百八十二番地
一目的　一化粧品並ニ石鹼類ノ製造販賣及賣藥ノ請賣食料品雜貨ノ卸小賣ニ前項ニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和三年八月二十五日
一代表社員ノ氏名　笠原忠八
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
一金二千圓　無限責任　笠原忠八　長野縣諏訪郡平野村五千二百八十二番地
內金五百圓現金金千五百圓動產出資見積額
一金五百圓　有限責任　遠藤慶吉　東京府南葛飾郡寺島町大字寺島千百四十番地
一金五百圓　有限責任　笠原正重　東京市本所區柳原二丁目五十四番地
一存立時期　昭和三年八月二十五日ヨリ向滿十五箇年
右昭和三年九月五日登記
上諏訪區裁判所平野出張所

●株式會社六十三銀行支店廢止（支店）
一昭和三年九月一日長野縣下水內郡常盤村大字照里二百三十四番地ノ支店ヲ廢止ス
昭和三年九月六日登記
飯田區裁判所

●駒場蠶種合名會社變更
一昭和三年八月十日社員千葉恭太郎ハ持分全部ヲ讓渡退社シ左記ノ者ハ之ヲ讓受ケ入社シタリ
金二百圓也　千葉直視　長野縣下伊那郡伍和村六千三百五十九番地
昭和三年九月六日登記
飯田區裁判所會地出張所

●枇杷島保險代辨株式會社變更
一監査役水谷安次郎ハ昭和三年八月二十五日住所ヲ左ノ通リ變更ス
西春日井郡西枇杷島町大字下小田井字南松原町十二番地

●支配人選任
支配人ノ氏名住所　水谷昪　西春日井郡西枇杷島町大字下小田井字南松原町十二番地
主人ノ氏名住所　枇杷島保險代辨株式會社　西春日井郡西枇杷島町大字下小田井字北二ツ杁六十二番地
支配人ヲ置キタル場所　西春日井郡西枇杷島町大字下小田井字北二ツ杁六十二番地
昭和三年八月三十一日登記
名古屋區裁判所枇杷島出張所

●常滑自動車合資會社變更
一左ノ各社員ハ昭和三年八月二十五日其出資額ヲ頭書ノ通リ變更ス
一金二百五十圓　兒玉連
一金四百圓　松江嘉左エ門
一金百圓　石井七太郎
一金四百圓　瀧田貞一
一金四百圓　竹村仁平
一金二百圓　關榮助
一金二百圓　伊藤敬四郎
一金二百圓　鯉江市太郎
一金二百圓　谷川米太郎
一金百圓　柿田藤右エ門
一金百圓　肥田吉次郎
一金百圓　松本平吉
一金百圓　肥田岩次郎
一金二百圓　村田彥左エ門
一金百圓　岩田浦吉
一金百圓　渡邊惣太郎
一金百圓　渡邊安兵衛
一金百圓　神野米二
一金五十圓　中野幸松
一金二百圓　兒玉さだ
一金二百圓　榊原浪次郎
一金二百圓　榊原確三
昭和三年九月五日登記
半田區裁判所大野出張所

●株式會社不動貯金銀行變更（支店）
横濱市中區常磐町四丁目五十三番地ノ支店ヲ昭和三年九月一日左ノ通リ變更ス
横濱市中區常磐町四丁目五十四番地
昭和三年九月七日登記
岡崎區裁判所

●關西製絲株式會社變更
一監査役小島保吉ハ昭和三年八月二十五日小島惣右衛門ト改名ス
昭和三年九月四日登記

●株式會社丁字屋商店變更（支店）
一取締役小林源六小林元三郎小林喜太郎監査役渡邊紋十郎小林庄次郎ハ何レモ昭和三年八月二十六日重任ス

●小島合名會社變更
一社員小島保吉ハ昭和三年八月二十五日小島惣右衛門ト改名ス
一社員小島鐵次郎ハ昭和三年八月三十一日住所ヲ左ノ地ニ移轉ス
津市玉置町津千八百八十五番地
昭和三年九月五日登記

●おぼろタオル株式會社變更
一取締役小島保吉ハ昭和三年八月二十五日小島惣右衛門ト改名ス
昭和三年九月六日登記
安濃津區裁判所

●株式會社設立
一商號　加太自動車株式會社
一本店　鈴鹿郡加太村千六百九十七番地
一目的　一貸自動車營業ニ加太村內定時行路運轉ニ貨物運輸右ニ附帶スル一切業務
一設立年月日　昭和三年八月二十六日
一資本總額　金三千圓
一一株金額　金五十圓
一各株拂込株金額　金五十圓
一公告方法　店頭ニ掲載
一取締役ノ氏名住所
北島喜平　鈴鹿郡加太村千三百四十八番地
山本幸助　同上千六百九十六番地
林彌藏　同上二百十番屋敷
一監査役ノ氏名住所
杉野六太郎　鈴鹿郡加太村四千五百三十番地ノ三
森伊藏　同上三百八十四番屋敷
昭和三年九月三日登記
安濃津區裁判所龜山出張所

●株式會社設立
一商號　合資會社山內時計店
一本店　四日市市南町二千五百二十四番地ノ一
一目的　內外時計貴金屬品蓄音器レコード其他附屬品等ノ賣買及修繕並ニ之ニ關スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和三年八月三十一日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
勞務　無限　山內清次郎　四日市市南町二千五百二十四番地ノ一
金五千圓　有限　山內よね　同所同番地
金一千圓　有限　渡邊進一　同市濱田四千百九番地
昭和三年九月五日登記
四日市區裁判所

●合資會社山五魚問屋資本增加
一昭和三年九月一日總社員ノ同意ニ依リ社員山下五郎兵衛ハ更ニ金一万圓ヲ出資シ出資額ヲ左ノ如ク變更ス
一金三万五千圓　無限　山下五郎兵衛
昭和三年九月三日登記
山田區裁判所

●眞珠灣交運株式會社變更
一各株拂込額ヲ金三十七圓五十錢ト變更ス
昭和三年九月四日登記
山田區裁判所鳥羽出張所

●岐阜土地興業株式會社變更
一監査役杜重直輔ハ昭和三年八月二十日辭任ス
一監査役松波織太郎竹本武夫ハ昭和三年八月二十一日重任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
下島爲三郎　名古屋市中區矢場一ノ切二十九番地
一取締役補缺ニ付右同日左記ノ者就任ス
杜重直輔　京都市下京區東洞院松原下ル大江町五百五十二番地
昭和三年九月三日登記

●支配人選任
一支配人ノ氏名住所　河合貫一　岐阜市美江寺町四十九番地
一主人ノ氏名住所　岐阜水產市場株式會社　岐阜市長住町一丁目二千六百三十九番地ノ二十二
一支配人ヲ置キタル場所　岐阜市長住町一丁目二千六百三十九番地ノ二十二

●岐阜水產市場株式會社變更
一取締役伏屋元五郎ハ昭和三年八月二十四日辭任シ取締役今西孫太郎ハ同月二十五日死亡ス
一監査役河合貫一ハ同月二十四日辭任ス

●岐阜絹紬精練株式會社變更
一取締役淺野源三ハ昭和三年五月十六日其住所ヲ稻葉郡鏡島村鏡島千四百三十二番地ニ變更ス
一取締役及會社ヲ代表スヘキ取締役淺野源三ハ昭和三年八月二十四日ソノ名ヲ三藏ト變更ス
昭和三年九月四日登記

●株式會社淺沼銀行變更（支店）
一取締役吉田五平次ハ昭和三年八月二十五日辭任シ取締役補缺ニ付同日左ノ者就任ス
白木甚吉　本巢郡川崎村宮田四百四十九番地
一監査役倉橋隼太郎伊藤佐太郎河村竹次郎ハ同日重任ス
昭和三年九月五日登記

●株式會社不動貯金銀行變更（支店）
昭和三年九月一日横濱市中區常磐町四丁目五十三番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
横濱市中區常磐町四丁目五十四番地
昭和三年九月七日登記
岐阜區裁判所

●株式會社淺沼銀行變更（支店）
一取締役吉田五平次ハ昭和三年八月二十五日辭任シ左記ノ者同日取締役ニ就任ス
白木甚吉　本巢郡川崎村宮田四百四十九番地
一監査役倉橋隼太郎伊藤佐太郎河村竹次郎ハ昭和三年八月二十五日重任ス
昭和三年九月五日登記
岐阜區裁判所北方出張所

●株式會社淺沼銀行變更（支店）
一取締役吉田五平次ハ昭和三年八月二十五日辭任シ左記ノ者同日取締役ニ就任ス
白木甚吉　本巢郡川崎村宮田四百四十九番地
一監査役倉橋隼太郎伊藤佐太郎河村竹次郎ハ同日重任ス
昭和三年九月七日登記
大垣區裁判所揖斐出張所

●株式會社淺沼銀行變更
一取締役吉田五平次ハ昭和三年八月二十五日辭任シ同日其補缺トシテ左記ノ者取締役ニ就任ス
白木甚吉　本巢郡川崎村宮田四百四十九番地
一監査役倉橋隼太郎伊藤佐太郎河村竹次郎ハ前同日重任ス
昭和三年九月六日登記
大垣區裁判所高須出張所

●株式會社淺沼銀行變更（支店）
一取締役吉田五平次ハ昭和三年八月二十五日辭任シ左記ノ者同日取締役ニ就任ス
白木甚吉　本巢郡川崎村宮田四百四十九番地
一監査役倉橋隼太郎伊藤佐太郎河村竹次郎ハ昭和三年八月二十五日重任ス
昭和三年九月六日登記
大垣區裁判所今尾出張所

●合資會社設立
一商號　山安殖產合資會社
一本店　養老郡高田町高田百二十六番地
一目的　一有價證券土地ノ賣買及ヒ其レニ附隨スル營業
一設立年月日　昭和三年九月一日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金三万二千圓　無限　山田良造　養老郡高田町高田百四十二番戶
金八千圓　有限　安井らを　名古屋市東區添地町十三番地
金八千圓　同　山田啓吉　養老郡高田町高田百四十二番戶
金四千圓　同　金森清作　海津郡高須町高須七百四十番地ノ五
金八百圓　同　伊藤忠七　養老郡高田町押越三百二十八番地
一存立時期　滿三十年
會社代表社員　山田良造
昭和三年九月六日登記
大垣區裁判所高田出張所

●合資會社飛進社出資增加
一有限責任社員伊藤龜藏ハ昭和三年九月五日其出資額ヲ金一万八千八百十六圓ニ增加ス
昭和三年九月六日登記
大垣區裁判所垂井出張所

第556号　本文

●株式會社安田銀行變更及支店移轉（支店）
一昭和三年九月一日熊本縣玉名郡高瀬町五百五十番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
熊本縣玉名郡高瀬町四十五番地
一同年同月三日桐生市大字桐生四丁目甲三百三十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
桐生市大字桐生字五丁目三百四十五番地
一同年同月一日横濱市中區本町二丁目二十九番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
横濱市中區本町二丁目十二番地
一同年同月同日横濱市中區辨天通リ一丁目二十二、二十三番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
横濱市中區辨天通一丁目九番地

●株式會社森田倉庫部本店移轉
一株主總會ノ決議ニ依リ昭和三年九月一日本店ヲ左ノ地ニ移轉ス
坂井郡三國町元新三番地
右昭和三年九月六日登記

●株式會社福井劇場變更
一昭和三年七月三日監査役內田太郎吉ハ死亡昭和三年八月二十四日取締役吉水長五郎佐野新吉村田玄一小池三代松矢尾文吉六丁長治高津與三右衛門會社ヲ代表スヘキ取締役吉水長五郎ハ各重任ス

●株式會社不動貯金銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日横濱市中區常盤町四丁目五十三番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
横濱市中區常盤町四丁目五十四番地
右昭和三年九月七日登記　福井區裁判所

●株式會社森田倉庫部本店移轉
一昭和三年九月一日本店ヲ福井市日ノ出下町百十番地ノ一ヨリ當管內ニ移轉シタルニ付左ノ登記ヲ爲ス
商號　株式會社森田倉庫部　本店　福井縣坂井郡三國町元新三番地　目的　倉庫運送問屋代辨業　設立ノ年月日　明治三十八年七月十七日　資本ノ總額　金二十万圓　一株ノ金額　金五十圓　各株ニ付拂込タル株金額　舊株一千株ハ金五十圓新株三千株ハ金十六圓六十七錢　公告ヲ爲ス方法　所轄登記所ノ公告スル新聞紙ニ掲載ス　取締役ノ氏名住所　森田三郎右エ門　福井縣坂井郡三國町坂井港中元甲十八番地　森田省三　同縣同郡三國町坂井港新三十六番地　横山吉十郎　同縣同郡同町同港松ケ下一番地　監査役ノ氏名住所　井田多三郎　福井縣坂井郡三國町坂井港中元二十六番地ノ二　加藤利作　同縣同郡同町同港玉井三十一番地
右昭和三年九月八日登記　福井區裁判所三國出張所

●株式會社安田銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日横濱市中區本町二丁目二十九番地支店ヲ左ノ通リ變更ス
支店　横濱市中區本町二丁目十二番地
一同日横濱市中區辨天通一丁目二十二、二十三番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
支店　横濱市中區辨天通一丁目九番地
一同日熊本縣玉名郡高瀬町五百五十番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
支店　熊本縣玉名郡高瀬町四十五番地
一同年同月三日桐生市大字桐生四丁目甲三百三十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
支店　桐生市大字桐生字五丁目三百四十五番地
右昭和三年九月六日登記

●株式會社不動貯金銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日行政區劃變更ニ依リ横濱市中區常盤町四丁目五十三番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更セリ
支店　横濱市常盤町四丁目五十四番地
右昭和三年九月七日登記　武生區裁判所

●河野水電株式會社更正
一取締役福島治三郎ノ住所ヲ今立郡新横江村東鯖江四十一號十七番地ノ四ト更正ス

●河野水電株式會社變更
一取締役福島治三郎ハ昭和三年九月一日其住所ヲ今立郡鯖江町東小路百六十七番地ニ移轉ス

●越前電氣株式會社更正
一取締役福島治三郎ノ住所ヲ今立郡新横江村東鯖江四十一號十七番地ノ四ト更正ス

●越前電氣株式會社變更
一取締役福島治三郎ハ昭和三年九月一日其住所ヲ今立郡鯖江町東小路百六十七番地ニ移轉ス
右昭和三年九月五日登記

●株式會社安田銀行支店移轉及變更（支店）
一昭和三年九月一日熊本縣玉名郡高瀬町五百五十番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
支店　熊本縣玉名郡高瀬町四十五番地
一昭和三年九月三日桐生市大字桐生四丁目甲三百三十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
支店　桐生市大字桐生字五丁目三百四十五番地
一昭和三年九月一日横濱市中區本町二丁目二十九番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
支店　横濱市中區本町二丁目十二番地
一昭和三年九月一日横濱市中區辨天通一丁目二十二、二十三番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
支店　横濱市中區辨天通一丁目九番地
右昭和三年九月六日登記　武生區裁判所鯖江出張所

●妻登記
妻ノ氏名住所　宇野とし　大野郡勝山町郡第九十八號十三番地
營業ノ種類　薪炭味噌醬油麹販賣
營業所　大野郡勝山町郡第九十八號十三番地
右昭和三年九月七日登記　大野區裁判所勝山出張所

●金澤製箔株式會社變更
一會社ヲ代表スヘキ取締役取締役土田巳之吉取締役淺井理八越山清八ハ昭和三年八月二十五日重任ス
一監査役死田年八ハ同日重任ス

●高坂撚絲株式會社更正
一會社ヲ代表スヘキ取締役取締役高坂三松取締役高坂由松監査役井村平次郎ハ其住所ヲ左ノ通リ更正ス
金澤市西町一番丁二十四番地ノ八

●日本銀行變更（支店）
一監事山崎四男六ハ昭和三年八月三十一日死亡ス

●株式會社安田銀行變更（支店）
一昭和三年九月一日横濱市中區本町二丁目二十九番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
支店　横濱市中區本町二丁目十二番地
一同日横濱市中區辨天通一丁目二十二番地二十三番地ノ支店ヲ左ノ通リ變更ス
支店　横濱市中區辨天通一丁目九番地
一同日熊本縣玉名郡高瀬町五百五十番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
支店　熊本縣玉名郡高瀬町四十五番地
一同月三日桐生市大字桐生四丁目甲三百三十二番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス
支店　桐生市大字桐生字五丁目三百四十五番地

●北陸商事合資會社清算人選任
一清算人ノ氏名住所　林仁作　福井市氷川町六十五番地ノ一
右昭和三年九月六日登記　金澤區裁判所

●株式會社金石銀行變更
取締役中崎外之ハ昭和三年八月二十八日其住所ヲ金澤市馬場六番丁三十二番地ニ移轉ス

●金石船問屋株式會社變更
取締役中崎外之ハ昭和三年八月二十八日其住所ヲ金澤市馬場六番丁三十二番地ニ移轉ス
右昭和三年九月六日登記

●金石木材株式會社變更
取締役中崎外之ハ昭和三年八月二十八日其住所ヲ金澤市馬場六番丁三十二番地ニ移轉ス
右昭和三年九月七日登記　金澤區裁判所金石出張所

●小松電氣株式會社社債
擔保附社債信託法ニ依ル社債
一委託會社　能美郡小松町字八日市町地方ガ二十五番地小松電氣株式會社
一受託會社　東京市麹町區永樂町二丁目七番地株式會社日本興業銀行
一社債ノ總額　金一百二十万圓
一各社債ノ金額　一百圓五百圓一千圓五千圓ノ四種トシ無記名利札附トス
一社債ノ利率　年六分五厘
一社債償還ノ方法及期限　昭和三年九月一日ヨリ昭和四年九月一日迄据置キ其後昭和八年九月一日迄ニ隨時償還ス但シ一部償還ハ抽籤ニ依ル買入銷却ハ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得
一利息支拂ノ方法及期限　毎年三月一日九月一日ノ二回ニ前半箇年分ヲ利札引換ニ支拂フモノトス但シ償還ノ場合ニ於テ半箇年ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ計算ス償還期日後ハ利息ヲ附セス
一本社債ハ物上擔保附ナリ
一擔保ノ種類目的物順位
種類　工場抵當
目的物　小松區裁判所工場財團登記第二號ノ工場財團
順位　第一番
一各社債ニ付拂込ミタル金額　額面全額
一信託證書ノ表示　昭和三年八月三日物上擔保附社債信託證書
一社債ノ引受募集　受託會社ハ社債ノ總額ニ對シ引受募集ヲ爲シタリ
右昭和三年九月六日登記

●小松運送事業合資會社清算結了
一昭和三年八月二十六日清算結了ス
右昭和三年九月八日登記　小松區裁判所

●小松電氣株式會社變更
一昭和三年八月三十一日擔保附社債信託法ニ依ル社債ノ金額償還ニ依リ抹消ス
右昭和三年九月一日登記　魚津區裁判所泊出張所

●株式會社不動貯金銀行變更（支店）
昭和三年九月一日横濱市中區常盤町四丁目五十三番地ノ支店ヲ同所五十四番地ト變更
右昭和三年九月七日登記　高岡區裁判所

●新湊劇場株式會社變更
一取締役勝木幸次郎ハ昭和三年八月十九日死亡ス
右昭和三年九月一日登記　高岡區裁判所新湊出張所

●太平木工株式會社變更
一取締役井口仁志ハ昭和三年八月二十五日重任ス
昭和三年九月七日登記　出町區裁判所福光出張所

◉公示催告

大邱府元町二丁目二番地　申立人　丸田平治郎
一證書　倉荷證券第四二七一號　一枚
一品名　玄米二百五十叺四斗入
一記號　神力石拔三等
一發行人　大邱府錦町一丁目十二番地　松前倉庫坂本俊資代理　吉村太三郎
一寄託者　丸田商店
一保管場所　第一號倉庫
一入庫年月日　昭和三年十月九日
一保管期限　昭和四年三月十五日
一保管料　一箇月一箇ニ付金四錢
一火災保險金額　金二千七百五十圓也
一火災保險期間　貨物保管中
一火災保險者　明治火災保險株式會社
一最終ノ所持人　大邱府元町二丁目二番地　丸田平治郎

右證書ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ依リ其ノ所持人ハ昭和四年五月二十日午前九時迄ニ當院ニ權利ノ屆出ヲ爲シ且ツ該證書ヲ提出ス可シ若シ右期日迄ニ權利ノ屆出及證書ノ提出ヲ爲サヽルトキハ其ノ證書ノ無效ヲ宣告スルコトアルヘシ
昭和三年十月二十五日　大邱地方法院

◉失踪ニ關スル屆出ノ催告

本籍及最後ノ住所千葉縣香取郡香取町香取千三百二十四番地　不在者　藤原彌助　天保十三年三月四日生

右不在者ニ對シ同所同番地藤原春吉ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和四年四月三十日午前九時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若其ノ屆出ヲ爲サヽルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ屆出ヲ爲スヘシ
昭和三年十月十八日　佐原區裁判所

本籍及最後ノ住所千葉縣香取郡佐原町佐原イ四百四十三番地　不在者　宮內德兵衛　明治三十三年三月五日生

右不在者ニ對シ同所イ六百三十九地宮內太助ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ爲シタルニ付不在者ハ昭和四年四月三十日午前九時迄ニ當區裁判所ニ生存ノ屆出ヲ爲スヘク若其ノ屆出ヲ爲サヽルトキハ失踪ヲ宣告スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ屆出ヲ爲スヘシ
昭和三年十月十八日　佐原區裁判所

◉失踪宣告

本籍及最後ノ住所東京市本郷區駒込曙町五番地　小島篤次郎

右ニ對シ東京市本郷區駒込曙町五番地小島恒太郎ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和三年十月二十四日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和三年十月二十四日　東京區裁判所

茨城縣水戶市大字上市南町四百三十三番地　不在者　高野澤みな　天保十二年八月二十五日生

右ニ對シ同所同番地高野澤常太郎ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和三年十月二十四日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和三年十月二十四日　水戶區裁判所

本籍及最後ノ住所那須郡大田原町二千八百三十一番地　不在者　中尾順太郎　明治十九年三月三日生

右ニ對シ同所同番地中尾金造ノ申立ニヨリ昭和三年十月十八日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和三年十月十八日　大田原區裁判所

本籍大阪市西區新町通五丁目二十三番地最後ノ住所大阪府泉南郡佐野町四千四百四十一番地　袋谷平藏　明治十六年十一月五日生

右ニ對シ父袋谷宗太郎ノ申立ニ因リ昭和三年十月二十二日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和三年十月二十二日　岸和田區裁判所

本籍及最後ノ住所鳥取縣西伯郡上道村百十四番次四番屋敷　不在者　足立頴一　文久三年七月七日生
同所百十八番屋敷　不在者　小松宮松　慶應三年十一月二十九日生

右ニ對シ足立統一ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和三年十月二十日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和三年十月二十日　米子區裁判所

本籍及最後ノ住所鹿兒島縣姶良郡帖佐村鍋倉千四百六十三番地士族船乘業　不在者　白坂幸哉

右ニ對シ同所同番地白坂幸助ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和三年十月二十日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和三年十月二十日　加治木區裁判所

本籍及最後ノ住所岩手縣下閉伊郡山田町飯岡百七十二番戶內　不在者　織笠種吉　天保十四年十二月二十五日生

右ニ對シ戶主織笠路十郎ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和三年十月二十日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和三年十月二十日　宮古區裁判所

◉行旅死亡人

本籍住所氏名不詳男推定年齡三十五六歲位人相夫ハ粉碎サレ不明體格良好頭髮長ク皮膚概シテ褐白手豆ヲ生シ著衣黑セルチヨツキ同洋袴白ワイシヤツ縞シヤツ冬莫大小袴下ネル胴卷一文字ニツケル十銭腕卷時計一古革帶六月二十四日發行旭川ヨリ札幌行三等切符

右本年六月二十四日本町南六號鐵道踏切ニ於テ轢死セルヲ發見假埋葬ス心當リノ者ハ當役場ニ申出ツヘシ
昭和三年九月二十二日　北海道空知郡砂川町役場

本籍住所職業氏名不詳推定年齡三十歲前後ノ男身長五尺六寸位中肉頭髮前方長シ右腰部ニ一錢銅貨大ノ古疵痕アリ左手小指ノ爪三分位ニ延ハシ居レリ著衣三ツ揃脊廣洋服フランネルワイシヤツメリヤスシヤツ縞ズボン下晒木綿越中褌黑皮編上靴木綿メリヤス靴下赤皮製シユース萬年筆一本五十錢銀貨二箇十錢白銅貨四箇一錢銅貨一箇計一圓四十一錢在中

右本月十七日當町青山辨天地先利根川河原內ニ發見假埋葬取計ヒ置キタリ心當リノ者ハ當役場ニ申出テラレタシ
昭和三年十月十九日　千葉縣東葛飾郡我孫子町役場

本籍住所身分職業氏名不詳推定年齡二十五年身長五尺一寸全身腐爛頭骨肋骨露出シ上齒六枚存在セル樣ノズボン白木綿縮猿股茶革帶ヲ締ム

右本月十三日本町元洲海岸ニ漂著假埋葬セリ心當リノ者ハ當役場ニ申出ツヘシ
昭和三年十月十三日　千葉縣君津郡富津町役場

◉日本銀行週報

◉兌換銀行券發行高毎週平均高報告（自昭和三年十月二十一日至昭和三年十月二十七日）

兌換銀行券發行高		一、三六六、七三二、五一四・〇〇〇円
內制限超過發行高		八三、九九六、二一六・〇〇〇
準備	金貨及金地金	一、〇六二、七三六、二九八・〇〇〇
	合計	一、〇六二、七三六、二九八・〇〇〇
保證	公債	六九、一三一、四二九・〇〇〇
	政府證券	二三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	證券	三五、六七九、四六三・〇〇〇
	手形	七七、一八五、三三四・〇〇〇
	合計	二〇三、九九六、二二六・〇〇〇

◉營業毎週報告（昭和三年十月二十七日）

負債ノ部

資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇円
積立金其他株主ニ屬スル勘定	一一一、六四三、四二〇・二一八
兌換銀行券發行高	一、三〇五、八四八、二四二・〇〇五
小額紙幣引換準備政府寄託金	一三、五八六、八八五・〇〇〇
政府預金	五七二、〇五六、九七六・七一〇
預金	三一一、五四四、五七七・六八〇
他店借	二三〇、八一一・一七〇
本支店間未達勘定	八、六九一、七四七・二〇八
總計	二、三八三、三九四、九二九・九八六

資產ノ部

拂込未濟資本金	二三、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
割引手形	七六六、二一一、九三五・九五〇
政府法定貸金	二三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
貸付金	三七、九〇三、五二二・二五一
外國爲替貸付金	二九、三九一、六一〇・九二〇
代理店勘定	一二三、八九七、七五五・九〇三
他店貸	九八三・九六〇
公債	一八九、八五二、三四七・一一〇
土地建物	五、一五二、三〇三・〇〇二
小額紙幣引換準備保管金	一三、五八六、八八五・〇〇〇
政府勘定特殊現金	四二、二三一、三一五・三七〇
通貨及地金銀	一、一三〇、六六六、二七〇・五二〇
總計	二、三八三、三九四、九二九・九八六

昭和三年十月三十日　日本銀行

正誤

本月二十三日本欄商業登記ノ項中五七八頁四段宇都宮區裁判所鹿沼出張所ノ部八行「金十五圓」ハ「金三十五圓」五八一頁一段新潟區裁判所ノ部三行及五八四頁三段名古屋區裁判所ノ部十五行堀越鐵藏ハ堀越欽藏ノ孰モ誤植

◉外國行郵便物東京中央郵便局締切日時表

通常 普通 月日時	通常 書留 月日時	小包 月日時	郵便船出帆港	船名
南支那、香港、海峽殖民地、フイリピン群島、英領印度等行				
二、一前八、一五	—	—	門司	馬拉加丸
同　三前八、一五	二、二後一〇	—	神戸	プレシデント、ゼファーソン號
同　三前八、一五	同　二後一〇	—	門司	丹波丸
同　三前八、一五	同　二後一〇	—	神戸	プレシデント、マヂソン號
加拿陀、米國、南米等行				
同　一前一〇	同　一前九半	—	橫濱	エムプレス、ルシア號
南支那、香港、海峽殖民地、フイリピン群島、英領印度、南阿弗利加等行				
同　三前八、一五	同　二後一〇	二、一前一一	門司	博多丸
濠洲、新西蘭等行				
同　七後六	同　七後五半	同　五後四	同	旭光丸

（備考）博多丸及旭光丸ノ小包ハ神戸局迄トス

第556号　本文

來ル十一月ノ御大典ニ際シ本行名古屋支店ハ十一月六日、同月二十七日ノ兩日同京都支店ハ十一月七日、同月二十六日ノ兩日臨時休業ス

昭和三年十月三十一日

日本銀行

イーザーロ印　コム引防水マント

鑛山作業用
漁業用
隧道作業用

其他各種防水用雨具一般

東京市役所
鐵道省
遞信省
警視廳
南滿鐵道
御用達

東京向島寺島町曳船驛前
大和護謨製作所

御一報次第生地見本帖進呈

ジンクペンキは

萬歳號

創立三十年記念
奉仕發賣最優品

扱者には特別口錢
使用者には報謝券

日本ペイント

習字

和漢法帖御手本類は何でもあります

精華堂法帖店

（目錄送呈）　東京神田區南神保町

御大典ト時ノ記念ニ
特許型
K.S.モーターサイレン

警報
時報

市、町、村公共團體等ノ正午報時、火災警報機
官衙、學校、工場等ノ報時信號ニ

型錄進呈

大阪市港區尻無川北通二丁目
伊吹工業所
電西四一六九番

東京市京橋區木挽町五丁目三
伊吹工業所東京出張所
電話銀座五〇五、五〇六番

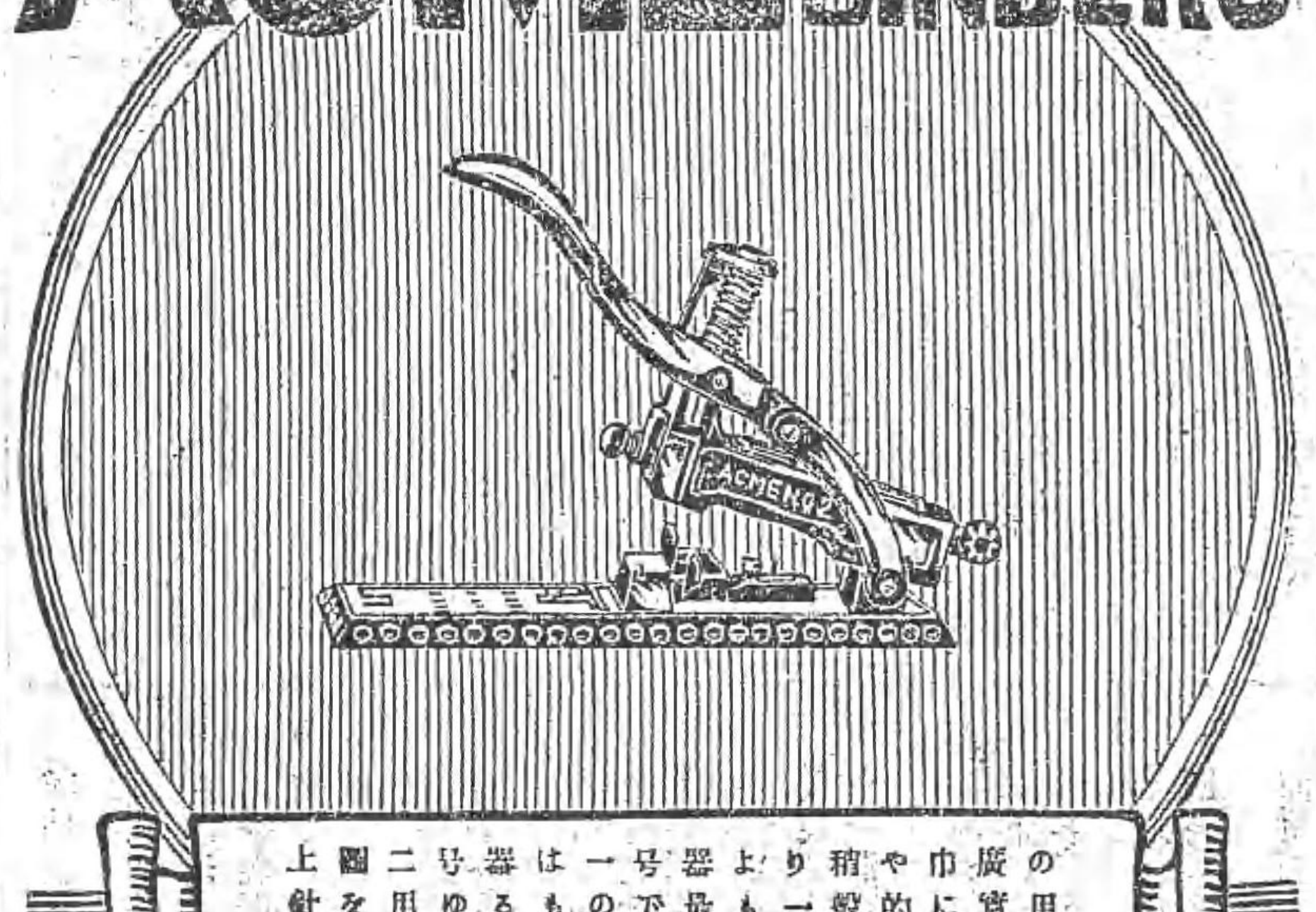

ACME WIRESTAPLE BINDERS

上圖二号器は一号器より稍や巾廣の針を用ゆるもので最も一般的に實用されてをります

權威ある
アクメ紙綴器

アクメは鐵線製の針を用ゆる最も進步した綴器です。機構は簡單で堅牢。機能は正確で比肩するものゝない優秀な能率を有してゐますから、證書、書簡、傳票其他紙類書類のみならず、見本布地などの綴合せにも重寶缺く可からざる文化的事務用品として凡ゆるオフイースから歡迎されてゐます。

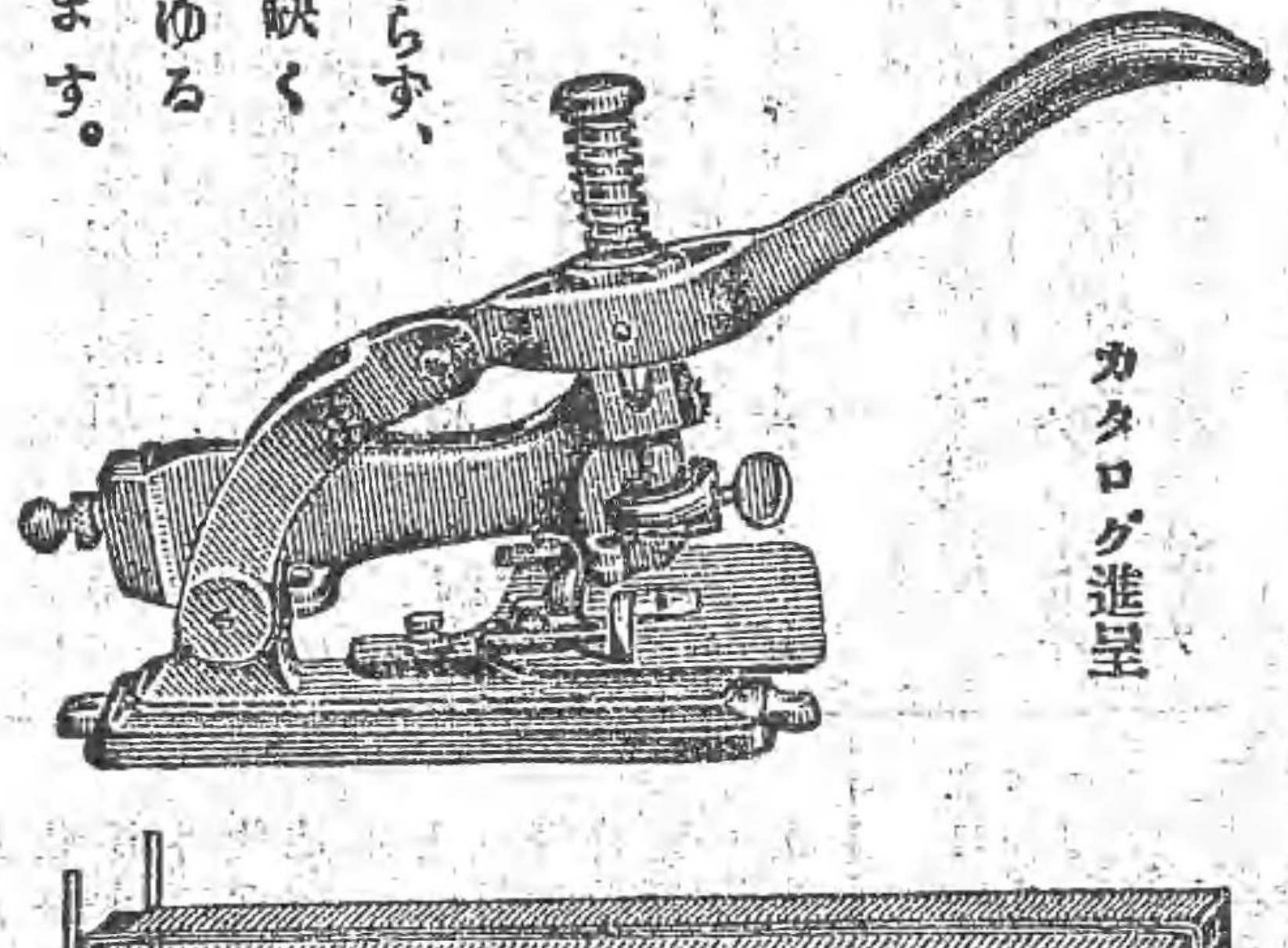

カタログ進呈

上圖一号器は特に強力を要する厚紙毛織物毛布羅紗等を綴合するために製作されたもので綴器中最も強大な綴合力を有つてをります

丸善株式會社

昭和三年度官報販賣所許可一覽表

官報販賣所名	營業許可期間	配達區域	營業所位置（電話）	販賣人氏名
札幌	自昭和三年四月一日至昭和四年三月卅一日	北海道	札幌市北一條西一丁目三番地（九七五）	森佐久間
東京第一	同	東京市麹町區、赤坂區、四谷區、東京府八王子市、豐多摩郡、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡	假營業所 東京市小石川區表町百九番地（小石川三〇九二）	森屋俊三
東京第二	同	東京市神田區、本郷區、小石川區、牛込區、東京府北豐島郡	同神田區鎌倉河岸二十三號地物品倉庫株式會社內（神田三三五二 神田九六八）	朝日商工株式會社代表者 安東保吉
東京第三	同	東京市京橋區、芝區、麻布區、東京府荏原郡	同神田區鎌倉河岸二十三號地物品倉庫株式會社內（神田三三五二 神田九六八）	朝日商工株式會社代表者 安東保吉
東京第四	同	東京市日本橋區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、東京府南葛飾郡、南足立郡	同牛込區市ケ谷臺町十一番地（四谷二九七六）	吉田禮次郎
京都	同	京都府	京都市下京區柳馬場通三條下ル樋屋町第八十六番、八十八番地（本局四二二六 四二二七）	株式會社似玉堂代表者 福井松之助
大阪第一	同	大阪市東區、南區、天王寺區、浪速區、東成區、住吉區、大阪府堺市、中河內郡、北河內郡、南河內郡、泉北郡、泉南郡	大阪市東區材木町三十二番地（東一九二九）	平林親人
大阪第二	同	大阪市西區、北區、此花區、港區、西成區、西淀川區、東淀川區、三島郡、豐能郡	大阪市住吉區天王寺町二千二十一番地（北一八八一）	植田爲造
横濱	同	神奈川縣	横濱市中區野毛町三丁目百五十九番地（長者町一五七〇）	鈴木信一
神戸	同	兵庫縣	神戸市榮町三丁目十二番屋敷ノ一（元町三三七）	船井長治
長崎	同	長崎縣	長崎市臺場町二丁目十番地（一四一三）	大塚運象
新潟	同	新潟縣	新潟市古町通七番町新潟目黑書店方	目黑十郎
浦和	同	埼玉縣	埼玉縣北足立郡浦和町二千二百二十二番地	清水藤左衛門
前橋	同	群馬縣	前橋市連雀町十六番地（一七一）	板井八重子
千葉	同	千葉縣	東京市小石川區表町百九番地	森屋俊三
水戸	同	茨城縣	水戸市上市棚町一丁目三十六番地	吉田禮次郎
宇都宮	同	栃木縣	宇都宮市本鄉町二十三番地（一三三）	藤田惣太郎
奈良	同	奈良縣	奈良市橋本町三十六番地（二四六）	乾善兵衛
津	同	三重縣	津市京口町千二百十一番地（二三〇）	合資會社川瀨書店代表者 別所藤四郎
名古屋	同	愛知縣	名古屋市西區下長者町四丁目九番地（本局一七五番 三四五番）	川瀨條吉
靜岡	同	靜岡縣	靜岡市吳服町五丁目八番地（長一二五）	江河勝太郎
甲府	同	山梨縣	甲府市柳町九十六番地（長五一）	大塚源太郎
大津	同	滋賀縣	岐阜市七軒町十一番地（長六二 五八一）	西濃印刷株式會社岐阜支店代表者 河田貞次郎
岐阜	同	岐阜縣	岐阜市七軒町十一番地（長六二 五八一）	西濃印刷株式會社岐阜支店代表者 河田貞次郎
長野	同	長野縣	長野市大門町三十八番地（長一二四）	西澤喜太郎
仙臺	同	宮城縣	仙臺市大町四丁目百七十七番地（長八五三）	藤原佐吉
福島	同	福島縣	福島市早稻町二十五番地福陽舍	吉田禮次郎
盛岡	同	岩手縣	盛岡市肴町一番地（長四一三）	川村誠二郎
青森	同	青森縣	青森市米町百十九番地（三二八）	坂倉嘉吉
山形	同	山形縣	山形市香澄町大寶寺二百二十四番地（六三六）	阿部榮三郎
秋田	同	秋田縣	秋田市大町二丁目十七番地（二二九）	石川信助
福井	同	福井縣	福井市佐佳枝中町五十二番地（一一二）	品川太右衛門
金澤	同	石川縣	金澤市片町五十六番地ノ二（三一 長六二）	株式會社宇都宮書店代表者 宇都宮源平
富山	同	富山縣	富山市總曲輪四十五番地遠藤誠一方（一六二）	磯野小兵衛
鳥取	同	鳥取縣	鳥取市上魚町四十八番地（三〇九）	横山敬次郎
松江	同	島根縣	松江市殿町百五十番地（一三六）	今井兼文
岡山	同	岡山縣	岡山市本町通上石井一八四有文堂方	船井長治
廣島	同	廣島縣	廣島市比治山町八十六番地（四四一九）	長岡庄八
山口	同	山口縣	山口縣吉敷郡山口町中市七番地（一三六）	白銀市太郎
和歌山	同	和歌山縣	和歌山市新通一丁目二十九番地（一六四）	株式會社宮井平安堂代表者 宮井宗兵衛
德島	同	德島縣	德島市中通町字北側一番地（二二〇）	遠藤春昇
高松	同	香川縣	高松市新湊町四丁目十五番地	喜多近二
松山	同	愛媛縣	松山市小唐人町二丁目六番地（五一五）	福島忠太郎
高知	同	高知縣	高知市帶屋町四百三十五番地（九九一）	野村茂久馬
福岡	同	福岡縣	福岡市春吉町土橋三百五十五番地ノ一（二七九三取次）	河野清人
大分	同	大分縣	大分市大字大分六百二十六番地（三三一）	安部春吉
佐賀	同	佐賀縣	福岡市春吉町土橋三百五十五番地ノ一	河野清人
熊本	同	熊本縣	熊本市紺屋今町七番地（八〇二）	林半次
宮崎	同	宮崎縣	宮崎市宮崎縣廳構內（引込一五）	同安社代表者 筑紫寅吉
鹿兒島	同	鹿兒島縣	鹿兒島市易居町二番地（一六九一）	松浦吉太郎
那覇	同	沖繩縣	那覇市久茂地町一丁目二番地（四四五）	我那覇信

內閣印刷局

第556号　本文

第556号　本文

資本金五拾萬圓

大正鑿泉

營業カタログ贈呈

營業科目

水道用
工業用
灌漑用
家庭用
工事請負
上水道水源
上水道出願
手續並ニ
設計施工

採水管（ストレーナー）
特許九八一九二號

我社採水管ハ世界的優秀品ナリ鑿泉ノ生命ハ採水管ニアリ鑿泉ハ必ズ採水管ヲ撰擇ノ上御註文ヲ乞フ

東京市丸ノ内昭和ビルヂング五二〇號
大正鑿泉株式會社
電話丸ノ内二七七八番

警眼社行政研究部編纂（常時現行市町村便覽）

帝國行政區畫便覽

菊判千三百頁　赤クロース加除自在綴　定價金九圓　書留送料三十六錢

一、本書は行政區畫（廳府縣郡市區町村市區内の町名）を精確緻密に蒐集編纂したる上尚は直接當該官廳へ再三照復して愈々其の正確精密を期したり

一、本書は郡市町村の名稱にして地方に依り各固有の讀方を有するものあるを以て各地方廳に就きて一々之を精査し傍訓を附して其の讀方を明かにし且其町村は幾箇の大字より成立せるかを知るを得んが爲め町村の下に總て之を列記せり

一、本書は附錄として裁判所、警察署の管轄區域表、陸軍管區表、憲兵隊管區表、府縣支廳名稱位置及管轄區域表其他の諸表をも卷末に掲載したり

一、本書は將來行政區畫の廢置分合に際し追加印刷物を發行するを以て毫も其の體裁を損せずして自由に之が改正加除を爲し常に現行區畫を知るを得るものなり即ち最近發行のものとしては

加除訂正書（官令新報）　昭和三年八月現在定價金八十錢（送料共）

故に前書を購求せらるゝ場合は豫め此加除訂正書をも注文しおかるゝを便利とします其代價は「ページ」數の多少に依り其時々實費を申受るものとす

千葉健康保險署長　澤渡五郎氏編

健康保險關係法令

ポケット型
二百三十頁
携帶ニ至便
定價金三十錢
送料四錢

本書は健康保險法令及之が姉妹法とも云ふべき工場法令と鑛業法令との直接關係の條文を抄錄聚集し以て健康保險事務に關係ある諸士の携帶用として編纂せるものにしてポケット型携帶至便

內務省都市計畫課編纂

都市計畫關係法令

附通牒類

三六判四百頁
定價金壹圓參拾錢
送料六錢

內務省都市計畫課に於て都市計畫法第二條の規定に依り指定したる都市に對し便宜のため編纂せられたるものにして都市計畫法竝關係法令と、今回新に通牒類を聚錄して實務家の利便に供せんとす

發行所

東京市日本橋區北槇町八番地
電話日本橋（24）二五八六番　二八五八番
振替貯金口座東京二二番

警眼社

本誌
定價（送料共）
一ヶ月　九十五錢　一部　五錢（內地及內地ト同額ノ郵便料ヲ要スル地域）
一ヶ月　一圓八十錢　一部　八錢（前記以外ノ地域）
廣告料
四號一行　四十錢
五號一行　三十五錢
六號一行　三十錢
一般廣告料
一頁　六號組、一段六號五十五行、一行十四字詰二十五錢他ハ其割合

發行所
東京市麴町區大手町
內閣印刷局
電話丸ノ內（23）三五一〇　官報課
振替東京一九〇〇〇

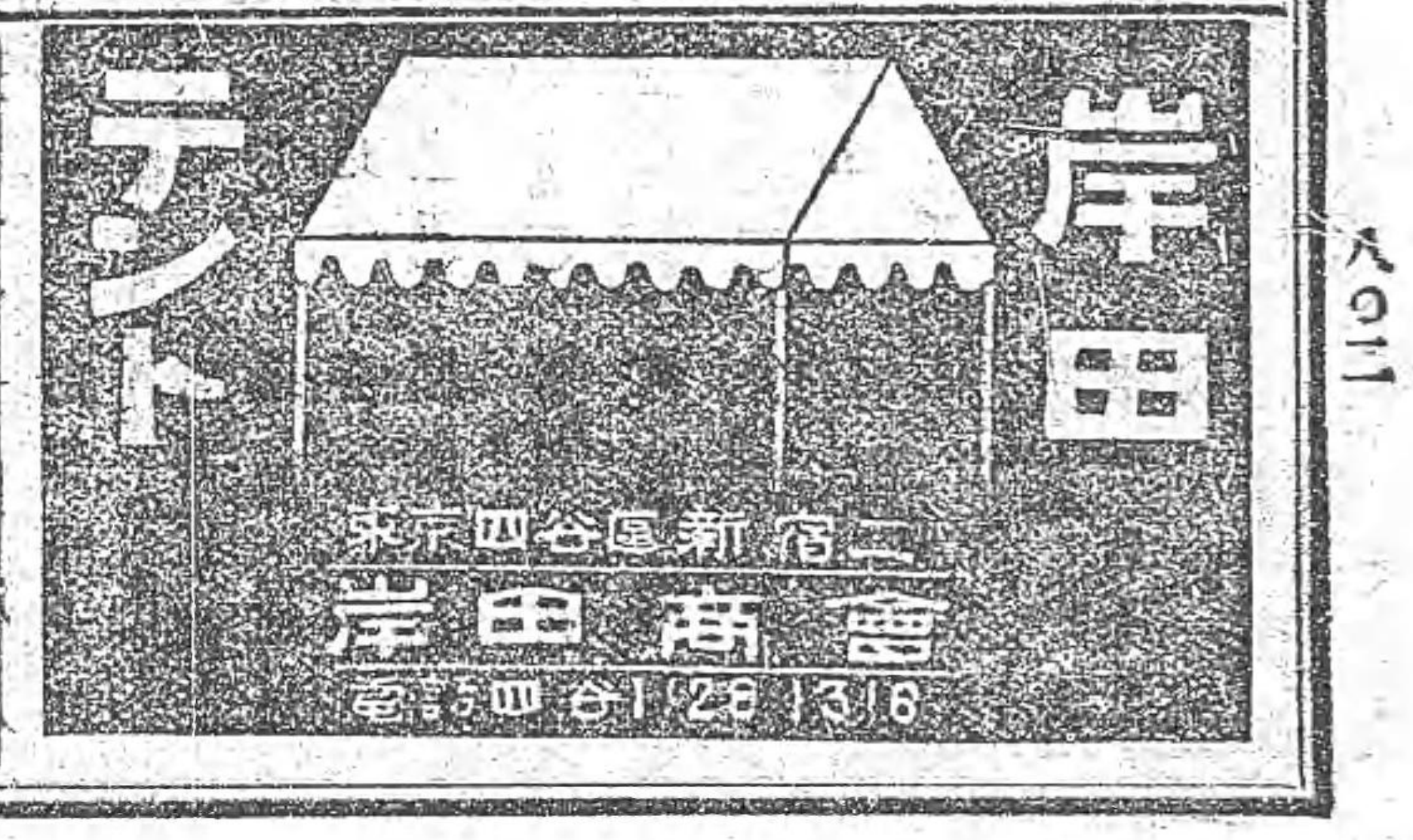
岸田
テント
東京四谷區新宿二
岸田商會
電話四谷1128 1316

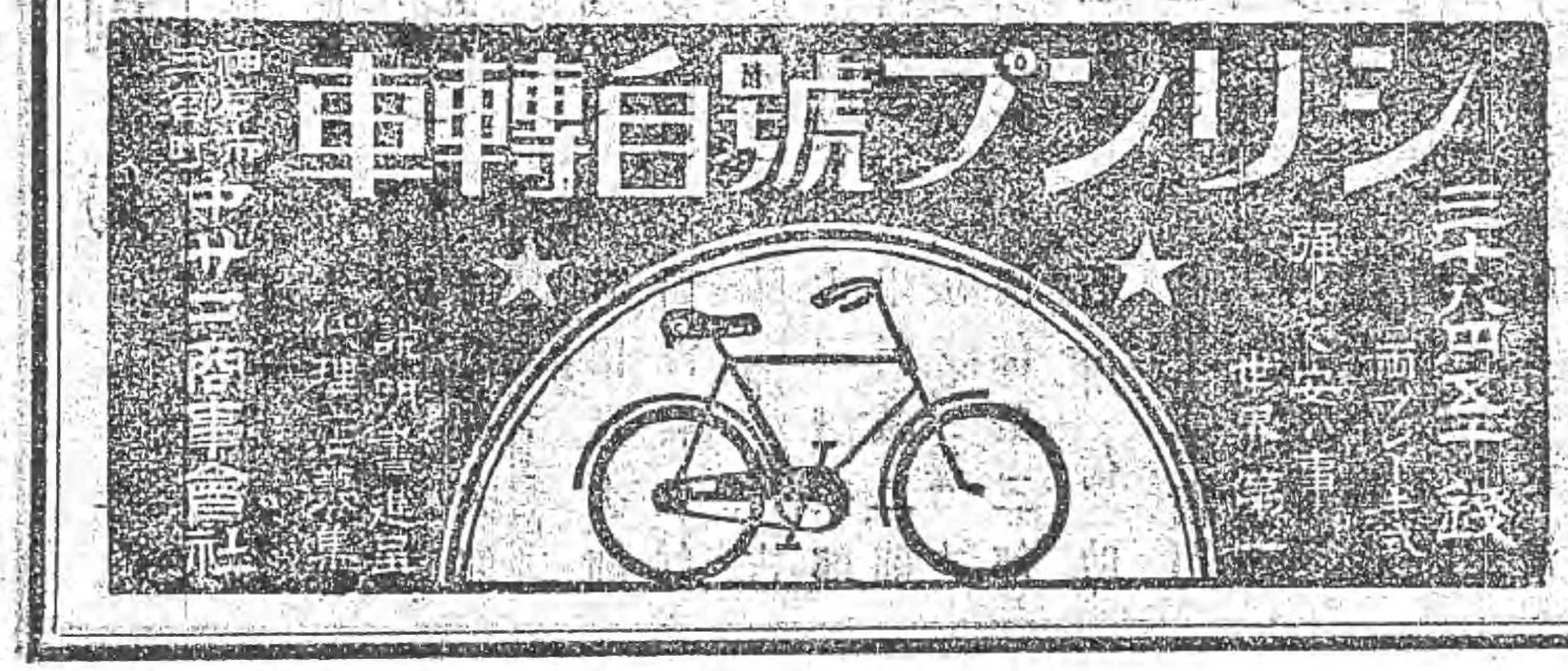
シリンプ號自轉車
三十六圓五十錢
[illegible]商事會社

付録

雜報

270

行幸還幸當日の注意

警視總監　宮田　光雄

聖上陛下御卽位の大禮を擧げさせられるため、十一月六日京都へ行幸あらせられ、同月二十七日還幸あらせられるについては、當日御道筋において、鹵簿を奉拜しようとする向が多いのであろうが、二重橋前東京驛間の御道筋は、極めて短距離であるばかりでなく、兩側には奉送迎參列員ならびに陸海軍堵列兵あり、その後方には學生生徒および公私各團體代表者の奉送迎があつて、一般奉拜者を容れる餘地が極めて尠ない狀況にあり、當局としては、これ等多數の奉拜者に對して、できるだけの便宜の取計をするが、もし當日御道筋に當り靜肅を欠くようなことがあつては、まことに恐懼に耐えないから、各人は叙上の實狀を諒知されて、當日御道筋において奉拜する向は、相互相誡め相つゝしみて、一世の御盛典に際し、奉祝の赤誠を披瀝するにいさゝかでも欠けることのないようにし、なお特に左の各項の趣旨を確守して、御威儀の滯りなくおわらせられんことを祈念されたい。

▼一般心得

一、火氣の取扱に注意し、万一出火等のことがないように、嚴重に用心し、殊に常時火力を使用する業務者は、一層周到の注意をすること。なお屋外において焚火をしないこと。

二、白痴、癲癇その他精神に異狀ある者は、保護者において十分監視して、外出させないこと。

三、傳染性疾患あり、またはその疑のある者は奉送迎を遠慮し、御道筋およびその附近に立ち入らないこと。

四、老幼、病者、姙婦またはこれ等を伴つた者は、御道筋附近その他雜沓の場所に立ち入らないよう注意すること。

五、京都行幸の日は、午前三時頃より、同還幸の日は午前十一時頃より、御道筋附近の一般交通を遮斷するから、所用のため右附近に沿い通行しようとする向は、あらかじめ他道を選ぶこと。

特に御道筋沿道の居住者 通勤者ならびに用向のある者は、右時刻までに所用を辨じ交通遮斷後において、出入の要のないように留意すること。

六、車馬に乘りもしくは車馬を牽引した者は、交通遮斷時間前でも、なるたけ御道筋附近を避けること。

七、御道筋においては、當日危險物 塵埃を飛散する物、または惡臭を發散する物品等の取扱や運搬をしないこと。

八、御道筋にあつては、不體裁な物品をおかないように注意すること。

九、畜犬は當日繫留して、御道筋附近に立ち入らせないこと。

十、當日汽車沿道およびその附近において、銃器を使用して狩獵をしないこと。

十一、奉祝備物に際しては、互に禮を守り亂に陷らないで、奉祝の誠を效すに遺憾の點のないように十分注意すること。

▼奉拜者心得

一、淸潔な服裝をつけ、容儀を整え、不體裁にわたらないように注意すること。

二、旗、杖その他隣人の迷惑となるおそれのある物件を携帶しないこと。

三、多額の金錢または貴重品は、盜難 遺失のおそれがあるから携帶しないこと。

四、御道筋およびその附近にあつては、警察官吏の指示に從い奉拜すること。

五、團體奉拜者または寫眞撮影者に對し、指定したる場所に立ち入らないこと。

六、多衆を押分け前面に立ち出て、または後方より押寄せ、その他喧噪雜沓を來たさせるような所爲は絶對につゝしむこと。

七、鹵簿通御の際は、特に靜肅を旨とすること。

八、通御の際およびその直前後においては、喫煙または飲食をしないこと。

九、自然の地形以外の高所より奉拜しないこと。

十、特に許可された者の外は、鹵簿または交通遮斷後の御道筋の情況を撮影しないこと。

十一、沿道には救護所を設けてあるから、万一不快を感じまたは負傷したときは、警察官に申出て手當を受けること。

京都驛における大禮行幸啓の際奉送迎者の車輛標章及び通路

大禮に際して、京都驛においては、九月二十二日官報に登載された奉送迎者の內、自動車、馬車または人力車で、同驛にいたる者に對しては、京都府において交通遮斷線通過の便宜と、車輛整理の必要上、自動車、馬車または人力車に特定の標章を附することにし、また車輛の通路をも定めたから、右の資格者は左記各項を承知しておかれたい。

▼通　路

(イ)大勳位以下勳一等以上（夫人を含む）の方は、烏丸通以東に車輛置場を設てあるから、七條通より、新倉通を南へ、塩小路通を西へ、東洞院通角京都會館前において、車輛より降車し、京都府車馬係より、車輛置場指定圖と、合札とを受取つて京都驛に參入すること。

(ロ)　勅任官同待遇以下の方は烏丸通以西に車輛置場を設けあるから七條通より新町通を南へ塩小路通新町角に於て車輛より降車し京都府車馬係より車輛置場指定圖と合札を受取り驛前に參入すること。

▼參集時間

車輛整理の都合上十一月七日及び二十六日の兩日は、遅くも京都驛御着車または御發車の一時間三十分前迄に、その他の場合は三十分前迄に京都驛に參入せらるゝこと、したい。

▼車輛標章、案內書等の交付

車輛標章または案內書を必要とする方は、その前日迄に左記事項を具して、京都府大禮警衞本部に御申出あれば警衞本部においてこれを交附する。

記

一、住所官位勳功爵氏名

二、自動車、馬車、人力車の區別

三、京都驛にて奉送迎の爲め車輛標章を必要とする月日

四、郵便にて送附すべき場合には、その送達先（なるべく速に申込まれ日時に餘裕を存せらるゝのがすべてについて便利である）（京都府警察部）

大正十四年におけるわが國民所得

內閣統計局

國民所得算定の方法には、物的方法によるものと、人的方法によるものとある。今人的方法によつて所得税統計を利用すると共に、免税點以下の者は、國勢調査の結果による職業別有業者につき、各業平均所得額を推計して、大正十四年におけるわが國民所得を算定すれば次表の通りである。

第一表　官公、私別所得

	圓
國民所得總額	一三、三八二、三二三、〇〇〇
官公所得	四二五、三八五、〇〇〇
官業及官有財產收入	三五五、〇一四、〇〇〇
公共團體收入	七〇、三七一、〇〇〇
私人所得	一二、九五六、九三八、〇〇〇
課税所得	五、一〇四、二二一、〇〇〇
第一種法人の留保所得	三二〇、五五四、〇〇〇
第二種公債、社債等の利子	五五五、三九二、〇〇〇
第三種課税所得	三、四五五、一〇八、〇〇〇
其の他（註）	七七三、一六七、〇〇〇
非課税所得	七、八五二、七一七、〇〇〇
免税點以下の者の所得	六、九六〇、一九四、〇〇〇

第556号　付録

其の他の所得　八九二、五一三、〇〇〇

（註）その他の所得中には控除所得、失格者の所得及び脫稅額（第一種法人の留保所得、第二種公債、社債等の利子、第三種課稅所得、控除所得及失格者の所得四十六億四千二十萬一千圓の一割）を含む。

第二表　世帶及び人口一人當國民所得

	一世帶平均	人口一人當
國民所得總額	一、一二四圓	二二四圓
私人所得	一、〇八九	二一七
第三種課稅所得（註）	二、一一九	四二四

（註）第三種課稅所得については、課稅の一世帶當及びその人口一人當

第三表　各國における國民所得

各國における國民所得額は、その推計方法は一つでないから、直にこれを比較對照することはできないが、參考としてこれを掲げれば次の通りである。

	年次	推計者	國民所得	人口一人當
北アメリカ合衆國	一九二四年	シツラス	百萬圓 一四二、五一八	圓 一、二七二
イギリス	〃	ボウレイ及スタンプ	四三、八三一	九七七
ドイツ	〃	ロゴウスキー	二四、九八七	三九八
フランス	〃	シツラス	二一、九〇七	五四九
日本	〃	內閣統計局	一二、八八三	二一八
イタリー	〃	シツラス	一〇、三五二	二六〇
オーストラリヤ	〃	シツラス	四、五二六	七七一

備考　わが國民所得額は大正十四年につき推計したれども、比較に便する爲これを第三種課稅所得額の增進割合により、大正十三年に修正したものを掲げた。

第四表　國富と國民所得

國富と國民所得額は相對比し得るように推計されていないが、試に既に雜計された各國の國富及び國民所得額につき、これを對比して掲ぐれば、次の通りである。但し國富及び國民所得の推計者及び年次を異にするものが多く、爲にドイツの如きは、國富に對して國民所得甚だ大となれることに注意を要する。

	國富	一九二四年國民所得額	國富一〇〇ニ付國民所得
北アメリカ合衆國	百萬圓 七六二、三五六（一九二五年）	百萬圓 一四二、五一八	一八・六九
イギリス	二三六、三三〇（〃）	四三、八三一	一八・五五
フランス	一〇三、五二〇（〃）	二一、九〇七	二一・一八
日本	一〇二、三四二（一九二四年）	一二、八八三	一二・五八
ドイツ	七一、六一四（一九二三年）	二四、九八七	三四・八九
イタリー	四四、七三八（一九二五年）	一〇、三五二	二三・一四
オーストラリヤ	一九、四三六（一九二三年）	四、五二六	二三・二九

國民所得については、本欄二六七、二六八、二六九號に掲載『國民所得の算定について』を參照するとよい。（かゝり）

小作爭議の情勢

農林省農務局

▼緒言　農村現下の小作問題は全國的に見て、最近はますます複雜となり、一面においてその件數を增加すると同時に、他面においてその性質も漸次深刻の度を加えて來たのは事實である。卽ち從來の小作爭議は主として小作料に關する問題を中心とする紛議であつたが、近時はそればけでなく、小作關係の實體に觸れた小作權、或は小作地返還に關する問題が漸次增加し、さらにこれに伴う賠償問題等が紛糾して、今や小作爭議は、わが國刻下の農村問題中、その最も重要な問題として、社會の注目をひくようになつた。いまこの情勢を略報すれば次の通りである。

▼小作爭議の件數と分布狀況　小作爭議の件數は、大正六年には全國で僅々八十五件に過ぎなかつたが、その後年と共に漸增して、大正十年には一躍千六百八十件となり、昨昭和二年にはさらに激增して、實に二千五十二件にのぼつている。

いま大正十四年以降における小作爭議の件數およびその關係範圍を表示すると、

年次	件數	參加人員 地主	參加人員 小作人	關係地面積
大正十四年	二、二〇六	三三、〇〇一	一三四、六四六	町 九五、八九五
同十五年	二、七五一	三九、七〇五	一五一、〇六一	九五、六五二
昭和二年	二、〇五二	二四、一三六	九一、三三六	五九、一六八
同三年（一月より八月まで）	八三四	七、四二六	三五、五二九	一四、五八三

昭和三年における爭議件數は、八月末日までの統計であるから、年末までには相當增加するものと思われるが、これを假に昨年の同期の件數に比較すると、三百數十件の減少である。これは主として、昭和二年度の稻作が全國を通じて、概ね豐作であつたがために、今年前半期に發生した爭議（卽ち昭和二年度の小作料に關する爭議）が著しく減少したものと考えられる。

次に小作爭議の地方的分布狀況を見るに、近時においても、依然近畿、東海、中國、九州、北陸等の一部地方に深刻な爭議が多いようであるが、最近はさらにその地域を擴大して、從來比較的平穩であつた山陰、東北等の地方にも相當激甚な爭議をひきおこすようになり、いまや爭議は沖繩を除く全國各道府縣にわたつて、これを見ない地方はない狀況となつている。

▼小作爭議の原因　小作爭議の因つておこる共通の基因とも見られるのは、地主、小作人間の小作條件、殊に小作料の問題について、兩者の經濟的利害が相反することに歸一することはゆうまでもないが、本來日本の農業、殊に稻作そのものが、極めて收益の薄少であるのに、しかもその薄少の利益を地主小作人兩者の間に分配しようとするのであるから、一層各自の主張は深刻となるのである。さらにこれと共に、わが國小作制度の不備欠陷、小作人の生活向上による生計困難時運の進展に伴う農民思想の變遷等諸種の間接的原因が、互に複合して爭議の原因をなし、小作人側よりは、小作料の不合理或は年の作柄不況等を理由として、小作料減額の要求をなして爭議と化す場合が多く、さらに近時は各地において農民組合の進展に伴い、その指導の下に計畫的に爭議を發生する場合も尠くない。さらに最近地主側より積極的に小作地引上を要求して、爭議となる事件がとみに激增したことは、注視すべき傾向である。これは近時都會地附近において、市街地發展のために、漸次小作地が宅地その他の敷地に變更される結果、地主より小作地引上げを求めるものもあるが、その多くは地主が累年の小作爭議の煩を避けるために、或は小作料收入の不安定となつたことをおそれて、新たに自作を開始するために、小作地を引上げるものである。

▼小作人の要求　爭議における小作人の要求は、依然小作料輕減に關するものが最も多く、爭議總件數の七、八割はこの種の爭議である。

この中には、年の不作を理由とする一時的の小作料減額を要求するものと、小作料高率その他を理由とする、永久的の小作料改定を要求するものとがある。しかして、從前は前者卽ちその年限りの小作料減額を要求するものが多かつたが、大正十一年頃からは、農民組合の進展につれて、その主張に基き小作料の不合理を高唱して、その永久的減額（小作料改定）を要求するものが續出するようになり、この種の爭議が一時は、總件數の二、三割を占める狀況であつた。

しかし、かゝる要求はその貫徹が容易でないのと、その他種々の事情のために、小作人はさらに方針を變更して、再び當年限りの一時的減額を而も相當高率な減免を、年々繼續して要求するのを得策と認め、漸次この方策を採るものが增加しつつあるようである。

また前に述べた地主より小作地引上げを要求するものにあつては、小作人は引續き小作繼續を要求し、或は小作權または永小作權の確認を主張し、もしやむを得ず小作地の返還を餘儀なくされる場合は、地主に對して小作權の賠償または作離料を請求するものもある。

▼小作爭議における手段　爭議における小作人の採る方法は、近年は漸次從來の個人的交涉を棄て、團體的の態度を採るようになり、大字或は町村を區域として、小作人組合を組織し、または系統的農民組合に加盟して、その支部を設立し、幹部統制のもとに各種の手段を講じて、地主に對抗するを常とするやうになつた。

その手段としては、先ず小作料の不納同盟もしくは共同保管を行い、或は各自爭議費用を醵出して持久的の對抗手段に出る。その他組合の發會式、演說會等を行つて氣勢をあげ、または大衆による示威運動、小學兒童の同盟休校等を決行して、あまねく社會に訴えようとするものもある。

これに對して、地主側もまた近時は團體的一致行動を採るの必要を感じ、地主組合を組織して小作人に對抗し、小作人が共同して小作料を納付しない時は、小作料の催告狀を發送し、小作人なおもこれに應じない時には、辯護士に委任して小作料支拂命令を發し、或は小作料請求訴訟を提出する。

また土地引上げ問題にあつては、先ず小作契約解除の通告をして、續いて土地返還請求訴訟を提出する。さらに執拗な事件にあつては、稻立毛假差押或は土地立入禁止假處分等の、强制處分を執行して、あくまで法上において對抗しようとするものが、年々增加しつゝある。また近時關西地方等においては、土地會社を設立して、小作料取立その他小作關係を一切會社に委任するものが、年年增加する傾向にある。

參考　司法省民事局の調査によれば、小作に關する民事訴訟の件數は、大正十二年には千七百件であつたが、昭和二年には四千八百件に激增している。

內務省警保局の調査によれば、立毛差押は大正十二年には四件であつたが、大正十五年には百三十二件。土地立入禁止は大正十二年に一件もなかつたが、大正十五年には四百四十五件の多きに達している。

▼地主、小作人の團體　地主、小作人の團體は、かなり古くからその設立を見たものであるが、これ等は小作爭議の對策として設立されたとゆうよりも、むしろ組合員間の親睦を計るとか、農事の改良を目的としていたものが多く、從つて地主小作人各自の利益を擁護する、いわゆる對抗的の色彩を帶びたものは、極めてすくなかつた。しかしその後、小作爭議の頻發につれて、追々對抗的の性質を有する組合が設立されるようになり、殊に小作人組合は急激に增加し、さらに大正十一年日本農民組合が初めて全國的の組合運動を開始してからは、いよいよその數を增加した。これに伴つて地主側も爭議の對策として、漸次對抗的の組合を設立するにいたつたが、未だ小作人組合の數に比較しては遠くおよばない狀態である。

いま昭和三年八月末日現在における、これ等各種團體の組合ならびに組合員數を表示すれば次の通りである。

種別	組合數	組合員數
小作人組合	四、四一八	三三八、二二一
地主組合	六八七	五五、〇〇九
協調組合	一、七七五	一八二、四八六

次にこれ等組合の聯合會の狀況であるが、大正十一年四月、日本農民組合が神戶市において發會式をあげて、全國的農民運動の魁をしてから、その傘下に集るものは漸次增加した。しかるに、大正十五年初頭無產政黨運動がおこると共に、組合運動に多少の動搖を來し、日本農民組合から、山梨縣聯合會、福岡縣聯合會の一部等が脫退し、同年四月山梨縣聯合會は新潟の北日本農民組合および岐阜の大和農民組合等を合併して、全日本農民組合同盟を組織した。

越えて、昭和二年三月、日本農民組合內において、その指導精神に對して不滿を抱く一部の、幹部組合員は脫退して別に全日本農民組合を設立した。これより先岐阜縣では、大正十三年以來中部日本農民組合の設立あり、群馬、栃木兩縣の一部小作人組合は、聯合して日本小作人總同盟を組織し、山形縣においては、一部小作人によつて、庄內耕作聯盟が設立されていた。

爾來これ等の各種農民組合間には、幾多の曲折を經て、最近これ等組合の合同を見るにいたつたのであるが、その狀況については、次號において、農民組合合同運動の經過概要と稿を改めて說くことにする。

次に主なる聯合團體を表示すれば

名稱	支部組合數	員數
全國農民組合	一、三〇〇	七〇、〇〇〇
全日本農民組合	四〇〇	三〇、〇〇〇
中部農民組合	二〇〇	八、〇〇〇
日本農民組合總同盟	二九	一、七九九

表中の支部組合數および組合員數については、合同前における各組合の組合員數を假に合計したものであつて、單に見込數を示したのに過ぎない。

次に地主組合の唯一の全國的聯合會である、大日本地主協會は、大正十四年十月の設立にかゝり、大阪市に本部を有しているものであるが、元これは大阪府北河內郡の地主有志が、小作爭議の對策として大日本與農會を組織したのが動機となつて、漸次その規模を擴大し、進んで全國的のものとし、その名稱を日本地主協會と改めたのであるが、目下小作問題について種々畫策中である。

▼小作調停の概況　爭議の調停狀況を見るに、爭議の最も輕易なものにあつては、當事雙方の直接交涉または委員代表等の折衝によつて妥協するものが多いが、爭議のやゝ紛糾したものは、地方小作官の斡旋調停により、或は町村長、區長、地方有志等の調停によつて、圓滿に解決するもの、或は小作調停法により、調停申立の結果成立するにいたるものが多い。これはさらに稿を改め小作調停の概要とゆうもとに說明することにする。

▼小作爭議の結果　最後に爭議の結果を通じて見るに、小作料減額の要求をした爭議にあつては殆んど大部分は雙方の互讓によつて落着するものがあるが、その輕減步合は、要求が一時的であるか、永久的であるかによつて、多少異るが、一般に一時的輕減の場合は、一割乃至四割位に落着するものが多く、永久的減額の場合は普通一割より一割五分の間に落着するものが多い。

また小作地返還問題に關する爭議にあつては、折衝の結果、引續き小作を繼續することに妥協のなつたものが最も多く、また地主より作離料その他の賠償を提供して、小作地を返還するもの、滯納小作料を免除して、小作地の返還をなさしめるもの等これに次ぐ、無條件で小作地を返還するものは極めて少ない。

農務時報の發行

農林省農務局では、わが國現在の農業界が、各種の農政問題をひきおこしているので、この圓滿な解決は、施設の局に當るものと否とを問わないで、相共によくこれ等の問題の眞相ならびに現に施行されている、諸施設の現狀をよく知り、研究の上適當の方策を樹立する必要があるとゆう趣旨で、標記の月刊雜誌を發行することになつた。その創刊號は十月二十三日に發行された。（かゝり）

アルバニアの政體變革

（その二）

國際聯盟協會

▼トルコ統治下のアルバニア　外觀上大體において靜穩の狀を持していた。否むしろ、その好鬪的天性は、トルコ軍に幾多の勇將猛卒を貢献し、その赫灼たる戰功を助け、トルコ朝廷に對し一方ならない忠誠をいたしてやまなかつた。就中、トルコが附屬のキリスト敎諸國に課して、徵集した男子に特殊の敎育を施したものをもつて編成し、出で、はトルコ軍中の精華とうたわれ、入つては禁廷、宮掖護衞上もつとも信賴された親衞隊中、取り分け頭角をあらわし、延いて宮中、殊に古陋派の間において、遂に牢乎として拔くべからざる勢力さえ扶殖するにいたつたのである。

この趨勢は十九世紀中葉、親衞隊撤廢後におよぶも改まらず、一九〇三年頃、ロシヤ、オーストリヤの兩國政府が、トルコ政府に對しアケドア改革

第556号付録

勸告に當り、トルコ舊弊派が斷然反對の態度に出たのも、一にアルバニア諸族頭目が一致その中核をしたのによつてである。この事實は、後にロシヤをしていよ／＼高壓的態度を深らせ、相關的にアルバニア人の對ロシヤ反感も激發され、遂にロシヤ領事暗殺、ロシヤ艦隊の示威運動をひきおこし、一轉してオーストリヤ、ハンガリー國對ロシヤの反目となり、その波動のおよぶところが、測り知れない形勢を誘致したが、幸か不幸か、日露國際において風雲とみに急を告げたので、自然さたやみとなつたが、しかし、ロシヤとオーストリヤ兩國の間には、これがために永久撤すべからざる渠溝が穿れた形を呈するにいたつた。

降つて青年トルコ黨の勃興するや、舊弊黨がこれに一掃されて、同派の爪牙であり、脊髓であつたトルコ宮廷内における アルバニア人の 勢力も、從つて失墜を來たすのやむなきにいたつた。

しかるに、青年トルコ黨が 革新に對し焦慮過ぐるあまり、アルバニア人の武裝帶刀を禁じ、强制兵役を課し、免税の特典を廢止するなど、アルバニア人の反感を刺戟するに足る 諸施設頻發されるに至り、舊來トルコに對して殆んど絶對的歸服の狀にあつたアルバニア人は、猛然としてたつて、青年トルコ黨の新政に反旗をひるがえし、マケドニア邊境を騷すこと 一方ならないものがあつた。

この青年トルコ黨に 對する反感と、抗爭とは、アルバニア國内における、二大地方民間における先天的反目軋轢を滅消し去つたのみならず、アルバニア自治の覺醒を促す曉鐘となり、またその運動の烽火となつたのである。

トルコ側としては、もちろんこの 形勢に驚いて、百方アルバニア人の懐柔を企圖し、挽回に努めたが寸効も奏しない間に、兩次のバルカン戰爭がおこり、アルバニアには、トルコ軍が駐屯している關係上、モンテネグロおよびセルビア軍の進擊、占領するところになり、これがために同國は危くも分割の厄を見んとしたが、たま／＼同國を自國勢力圏内に 網羅しようとする、オーストリヤ、ハンガリー およびイタリー 兩政府の野心と、アルバニア自治の首唱者である老將イズマイル・ケマル・ベイ等の策動の圖らずも相應呼するものがあつて、辛じてアルバニア 分割の 運命を擺脫し、ヨーロッパ列强會議をして、初めてアルバニアを國際管理下の 中立自治國とする案を立てらせ、後ドイツ、ウイード公ウイルヘルムを選立し、その統治下に 獨立國として 存するに 決せしめた。

▼ゾオグ執政にいたるまで、一九一四年、列國の推薦を受け、同三月六日をもつて、アルバニアに入國したウイルヘルム公は、到着と共に形の如く内閣を組織し、政務を見ることになつたが、元來公のキリスト教徒出身であるのに、嫌惡たる國内多數民族である回々教徒は、早くも公の排斥を開始し、遂に擾亂をひきおこすにいたつた。

ウイルヘルム公に對する反對は、ひとり國内回回教徒のみでなかつた。相互に暗默の間に爪牙を磨し虎視眈々たる列國は、アルバニア國内の各黨派と氣脈を通じて、それ／＼陰謀の歩を進め、陰謀、暗闘が縱横に入り亂れ、時に同公の身邊さえも危まれるので、ウイルヘルム公は遂にいたゝまらず、いること僅か半歳で亡命者同然、國外に退出してしまつた。

間もなくヨーロッパ大戰がおこり、イタリーおよびセルビヤ兩國は逸早く軍を派し、同國を占領し、各その分割を期したが、一九二二年ロンドンにおける大使會議の結果、同國はいよ／＼獨立自由國として承諾され、國際聯盟に加入を許され、漸く獨立の實を擧げることになつたが、一九二四年五月より 六月にわたり 革命おこり、アーメツド、ゾオグを首相とする政府は顚覆し、ギリシヤ救僧正ファン・スチリアン・ノリ（前外相）を首長とする、假政府組織を見るにいたつたが、事毎に國民の反感を激發し、國内再び無政府狀態を現出するにいたり、一時ベルグラッドに亡命中の前首相アーメット・ゾオグは、ユーゴー・スラヴイアに援助の下に、革命軍を率い一九二四年冬、一擧に革命を成就し、ノリはイタリーに逃れ、爾來同國の政權はことごとくゾオグの掌中に歸し今日におよんだのである。

イギリスの失業者移動計畫

國際勞働局東京支局

一九二八年一月新設の産業移動局は、最近、報告書を總理大臣に提出した。

その内容は左の通りである。

現在の情勢は以前の不況期に比較して、種々の點で著しい相異が認められる。一方においては、大多數の非基礎的産業が 活氣のある進歩を示しつゝあるとともに、他方依然として、イギリス經濟界を左右すべき基礎的産業の中には、ます／＼變則的な就業狀態を 呈しつゝあるものが少くない。

炭鑛業の狀態は特に重大なものがあり、移動局の推定によれば、該産業の勞働過剩は、少くとも二十万人を 下らないことである。この外造船業鐵鋼業、機械工業等を通じてかなり多數の恒久的勞働過剩が存在するものと思われる。炭礦業の過剩勞働者のうち、その附近において定職を求めうる見込のある者は極めて少數であり、「再び勞働によつて、生活資料を獲得せんがためには、かれ等は移動しなければならない」。

しかし、一方において、産業の收容能力も増加しつゝあり、本年各週毎におよそ十二万件の勞働契約が結ばれつゝある。しかして、人口増加率は減退の傾向を示しているから、産業豫備軍の 數も、やがて次第に減少して行くことになろう。

「移動政策の 本質的かつ當面の目的は、比較的輕い失業の負擔を蒙りつゝある地方へ、移住せしめることである。」いたずらに、故郷に對して就職の期待を懷かせ、救貧當局や 失業手當によつて、勞働の移動を人爲的に妨げるようなことは、絶對に避けなければならない。

なお該報告書は、年少者失業救濟機關の擴張を主張し、また海外移民を奬勵して、各自治領當局がイギリス國民に對する 入國制限を緩和すべきことを要求している。

イギリスの少女から日本の少女へ

イギリス聯盟協會から、最近の手紙で同國パーミンカムなるホール・グリーン・カウンシル學校少女三名、何れも十二歳である、ドーラ・ナンシー・キャンスリンは、日本少女の自分等と同年位のものと交友を希望し、手紙交換の相手方紹介を依頼して來た。わが國小學校上級或は、女學・高等一二年まで位のもので、希望の方は住所、姓名、年齢を明記して、國際聯盟協會兒童部へ申込むとよい。

（かとり）

◆前週の官報に◆

◉臨時内閣事務所および大禮使臨時出張所　二五日
設置（内閣告示、大禮使彙報）

◉本年六月中の全國金利景況（彙報）　二五

◉海軍禮砲令中、海軍服裝令中、海軍旗章令
中改正その他（勅令）　二六

◉即位禮および大嘗祭の當日並に即位禮お
よび大嘗祭後神宮に親謁の儀の當日神宮
に於て行ふ祭祀並に即位令および大嘗祭
の當日官國幣社以下神社に於て行ふ祭祀
に關する件（内務省令）　二六

◉即位の禮および大嘗祭を行はせらるゝに
つき京都その他へ行幸行啓の儀並にその
御發著割および御道筋（宮内省告示、宮廷
錄事）　二六